

厚岸町議会 平成21年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成21年3月16日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成21年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会の13日の審査の中で、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の中で、13番、室崎委員の質疑に対する補足の答弁が求められておりますので、これを許します。

福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） おはようございます。大変貴重な時間をいただき、申しわけございません。

3月13日の予算審議における13番、室崎委員への答弁の中で、障害児に対するファミリーサポートセンター事業の利用に関しての考え方についてお答えいたしました。この事業では、特別な障害の状況にある児童も含めた利用を実施し、当初から対象者に含めて行おうとするものではなく、あくまでも通常の児童の保護者に対する一時的な子育て支援として、数時間の間において児童の預かりを行おうとする考え方のもと実施する事業であります。ごくまれな場合として、中には提供会員、依頼会員ともに障害を理解し、または障害を持った児童の保護者同士が会員となって助け合うといったこともあり得ると考えてはおりますが、事業開始時点で、制度の中でそういった特殊な事情を含めた対象者でスタートさせようとする事業ではないという考え方です。

15番、石澤議員に対する一般質問時の答弁を一部訂正させていただきたいと答弁いたしました。訂正ではなく舌足らずの説明であり、補足説明とさせていただきたいと思っております。

今後におきまして、適切な答弁に心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 委員長（音喜多委員） 13番委員さん、よろしいですか。

- 室崎委員 はい。

- 委員長（音喜多委員） それでは、13日に引き続き、議案第2号 平成21年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

163ページ、4款衛生費、2項環境政策費、1目環境対策費から進めてまいります。

5番。

- 中川委員 ちょっと質問させていただきます。

説明欄にあります別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会ですか、これについて質問させていただきますが、私、間違っただけで質問したら困りますので、ちょっと確認させていただきますけれども、これ、17年ころだと思ふんですけど、この川の上流、標茶、それから弟子屈で、厚岸が下流ですので、それでいろんな、海に対する影響がありまして、この協議会をつくった記憶があるんですが、それで間違いありませんか。まず。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会の設立の趣旨でございますが、今、ご質問者は17年ごろというふうにおっしゃっていましたが、それよりもまだ、設立自体は古く、10年以上は経過してございます。具体的な設立年度は今、手元に私、持ち合わせていないんですが……。

●中川委員 それはいいんだけど、その内容が私の考えでいいかい、今言ったことで。もう1回言うわ。

●環境政策課長（小島課長） 設立の経過は、いわゆる水道水源であるホマカイ川がございます。そこにさまざまな、酪農地帯から、いわゆる牛のふん尿等に起因する水質の悪化が時折見られるという事例がたびたび起こった時期に、それに対応するために、上流域にあります標茶町、それから標茶町農協、それから厚岸町と太田農協、それから厚岸漁協、この5者でもってその対応を構築していこうという趣旨で設立された組織でございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 ですから、私が言っていることと、今、課長から答弁あったこと、大体同じだと思ふんですけども、ここに負担金、100万予算組んでますから、ここに太田農協も入っているようですから、その負担金、これ今、厚岸から100万出ていくんですけど、これはいつもやられていると思ふんですけど、今年のやろうとする内容について、ちょっとお知らせください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、負担金の内容でございますが、厚岸町は100万円ということで今、予算計上させていただいていますが、同様に標茶町においても100万円を計上する予定でございます。それから、各農協さん、漁協さんにつきましては、各5万円を負担されているという経緯がございます。

そういった中で、今年度における予定でございますが、お金を使うもの、それから使わないもの等々あるんですが、その中で、今まで従来から続けているのは、まず河川、

ホマカイ川、それから別寒辺牛川、本流、支流における河川の水質調査というのをずっと継続して行ってきてございます。それから、パトロールということで、この5者でもって河川流域のパトロール、それから厚岸湖内の船上によるパトロール等も行っております。これも行う予定でございます。それから、3年前から行ってございますが、いわゆる河畔林の造成ということで行ってございまして、これの適地調査、いわゆる河川と草地との間に分離帯を設けて、そこから流れ込むものを森林による吸収効果をもって抑制していこうというふうにしてございますが、そういった河畔林を造成すべき適地がどこにどのくらいあるかという調査を毎年継続してございますが、それについても今年度行う予定でございます。それから、実際の河畔林の造成ということも行いたいというふうに考えてございます。

それから、今年度、試験的に行いたいというふうに考えていることが1点ございまして、実は河畔林の調査の中でわかってきたことが1点ございまして、それは、自然の河川であるならば、そういった効果も、森林による吸収源効果も達成できるわけでございますが、いわゆる河川の改修を行って、それに伴って草地の造成をしている場所につきましては、いわゆる暗渠、明渠が入っております。この排水をしている、工事をしているところがございます。そういったところには河畔林を設けても、降った雨が速やかに河川に流れるような仕組み、構造になっているわけですから、森林の吸収効果が余り期待できないということがわかってまいりました。そういったことを、違う手だてはないのかということで我々も、組織の中でいろいろ議論してまいりましたが、1つわかってきたことが、その河川と明渠との入り口に、カキ殻を明渠の底のほうに敷いて、それで、その中で汚水を処理する微生物を繁殖させて、ある一定の効果が期待できるのではないかという情報が得られましたので、その効果試験というものをやってみたいという考えでございます。これは、今、厚岸漁協の青年部を中心にカキ殻の提供をしていただいて、それから敷設につきましては、農協さんの青年部にも協力いただいて、動力でもってそういったことをやってみたいというふうに考えています。

ただ、その効果の調査につきましては専門の機関に依頼しなければならないということで、それについてはお金のかかることでございますが、この予算の中ではそういったことを想定したものを組んでございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、課長からいろいろ、地形的なことからいろいろと答弁いただいたんですけど、今、私も組合の役員になりましてから4年目なんですけど、特に、余りいいことでないんですけど、カキのことでいろいろと、皆さんも新聞紙上で何か、にぎわしたりなんざりしてますので記憶にあると思うんですけど、大抵、特に我々役員も海の関係、いろんな関係で議論をしている最中なんですよね。それで、今、課長から言われたように、組合も、それから青年部もという話で、これは非常にいいことなんですけど、前にも私、聞いたことあったと思うんですけど、やっぱり海のポイント決めて、調査をしてもらったこともあったんでないかなと思っていらっしゃるんですけど、そういう水の、大腸菌だ

とかノロウイルスだとか、そういう関係の調査も前にやってくれたこともあったんじゃないかなと思うものですから、それらを継続的にやっていただいているのかどうなのかな、それをひとつ知りたかったんですよね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ご質問された、この協議会におきましては、これは河川の流域の調査を行ってございます。

●中川委員 河川ですね。

●環境政策課長（小島課長） ホマカイ川、それから別寒辺牛川本流。ただ、次のご質問でありました海の調査の件でございますが、これにつきましては、厚岸湖は公共水域という指定を受けておりまして、これは都道府県がその調査を行うという規定になってございまして、厚岸湖におきましては北海道が調査ポイントを決めて行っております。それ以外に、厚岸町としても独自に、この北海道が行っている調査ポイントと違うポイントについても行っているということでございます。

それから、もう1点、厚岸漁協自体が水産普及指導所と共同で、これは厚岸湾まで広げて、ここも含めて水質の調査を行っているという状況にございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、課長から、私もだからさっき確認したのは、そういう意味で確認したんですけど、全部厚岸町が独自に調査を進めているという話で、大体わかってきたんですけどね、それと今、組合も調査していると。

それで、今、私が言いたいのは、たしかポイントが違うかもしれないんですけど、データが違うといったら、私まだ正式な記録持っていませんからあれですけど、はかるというのかな、データが、ポイント差が、やるところが違うのかしれませんけれども、かなり開きがあるんですよね。それで、たまたま役員会でもそういう話題が出てくるものですか、このことを聞いたかったんですよ。それで、あれですよね、今、課長から答弁ありました、独自で調査される資料については、組合のほうに、その資料というか、結果というか、それはいただいているんですよね、もちろん。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今、私が申し上げたさまざまなデータにおきましては、現在、北海道が主体となって、そのデータを調製するという作業をしていただいております。その途中経過の報告を、昨年11月だと記憶していますが、これは厚岸漁協において、担当者に説明申し上げているという経緯がございます。ですから、その情報につい

ては漁協さんにも届いている。それから、水質汚濁防止協議会という組織がございまして、この中にも厚岸漁協のさまざまな機関がその構成員として入ってございしますが、その中でも毎年度、調査結果についてはデータをお示ししているということでございます。それから、ホマカイ川の協議会、これにつきましても、調査結果については、厚岸漁協も構成員でございますから、データ結果については、当然でございしますが結果を受けているということでございます。

●中川委員 はい、わかりました。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●中川委員 はい。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 この前から環境省が発表してるんですが、3月3日に閣議決定して171回国会に提出する予定であるとして、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案というのが既に発表されていますが、これは、厚岸町の施策に何らかの影響を及ぼすというふうにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時21分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。
いわゆる自然公園法及び自然環境保全法の一部改正に関しての法律案、これについては、ご質問者がおっしゃられるように、閣議決定をもって、今回、第171回国会に提出する予定であるという情報でございます。直接的にはまだ、この内容については我々には伝わってきてないわけですが、断片的な内容の趣旨については、我々も情報としては得られる状況にはございます。
そういったものが現段階で厚岸町においてどのような影響等を及ぼすかということはまだ、個々具体的には、詳細な内容は確認できてございませんので、まだそういったものを、厚岸町において、厚岸町の自然公園及び自然環境の保全の中でどのような対応をする必要があるのかというところまではまだ現段階ではとらえていないという状況にはございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 プレス発表なんかは、趣旨発表ですが、既に内容についてはもう、インターネットの上でも全部情報を発表していますよね。それから、法律の内容趣旨からいって、これが国会に上程された後、研究材料になって、そして大幅に改正されたり、あるいは否決されたりするようなものではない。恐らくこのままずっと通っていくだろうということは十分予想されますよね。

そうするとやはり、そういう情報というのは早目、早目に取得して、そして、特にここであっているのは、生物の多様性の確保、それから海域における保全施策の充実、それと生態系維持回復事業の創設、それから特別地域等における広域性ですが、特に本来の生息地以外への動植物の放出を、大臣の許可がなきゃできないというふうに相当強く規制している。もちろん、罰則の強化というのもありますけど、そういうものが出ているわけですね。そうすると、厚岸町が今、いろいろと進めている環境政策の、いわば後押しをしてくれるような流れをつくっていく法律であろうというふうには解釈できるんです。それについて、まだ何も見てないからようわからんのだということではちょっと、こちらとしては頼りないですな。やはりもう少しきちんと情報を得て、分析し、これが、このまま、まだ法律にはなっていないから、この後いろいろな通達やなんかが来るんでしょけれども、それに先駆けて、一つの世の中の流れというのがこういうふうに出てきてるんだというぐらいのことはきちんとつかんでおく必要があると思うんです。私がぽんと改正の内容を言ったことで、即答できないでこうして休憩をとらなきゃならないということは、やはり情報収集において著しい弱みがあると言わざるを得ない、これを指摘しておきます。ただ、これから法律ができていろいろな動きも出てくるでしょうから、十分にその情報をとって、きちんと進めていただきたい。

それから、私自身は、この話を初めて目にしたのは、これも言うておきますが、この前のフォーラムです。京都大学が中心になって、情報館で行いましたよね。役場の人たちも随分行ってましたよ。そのときに、何人かの先生がこの話をしてました。そういうものにやはり鋭敏にアンテナを張ってほしいわけですね。それはお願いしておきます。

それで、この前、資料要求をしておいたんですが、厚岸町豊かな環境保護に育てる基本計画というものに従いまして、2月ごろでしたか、広報あつけしでもって19年度結果報告及び平成20年度中間評価というものを行ったという話が出ておりました。それで資料をお願いしておいたんですが、結構ボリュームのあるものですので、これを事細かに一々説明を受けてたらとっても時間がかないませんので、ごく要点だけを教えていただきたいわけです。特にここの部分については非常によくできているけれども、ここの部分については弱い。それで、これからここのところに力を入れていきたいというような形式でお話をお願いしたい。ご説明願います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、1点目が、自然公園法及び自然環境保全法の改正に

伴う厚岸町の今後の対応についてにつきましては、ご質問者おっしゃられるように、法律の制定された後に、我々にその後、多分、省令だとか、それから、あとは要項だとか、いろんなものが国のほうにおいてつくられることと思います。その中で、個々具体的にどういう対応をする必要があるのかということがだんだん具体的になってくるのではというふうに考えますので、この件につきましては、そういった情報をこちらからも積極的にとるような対応をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

なお、この件につきましては、自然公園法でありますので、私のところだけではなくて関係部署等と情報の共有をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、環境基本計画の報告書について説明申し上げます。

この環境基本計画の報告書でございますが、これにつきましては、計画の中で進捗管理というものを設けておりまして、その進捗管理する詳細については、ご説明したほうがよろしいでしょうか。結果でよろしいですか。触れながら説明させていただきます。

環境基本計画につきましては、厚岸町の一つの特徴として、進捗管理というものを設けてございます。この進捗管理につきましては、年に2回行うということでございまして、まず、1年目の中間時点について、どのような進捗状況にあるのかということとまず、102項目の行動指針について確認し合うということでございます。これについては、いわゆる年度の途中において、その進捗状況を確認することによって、翌年度の計画や予算等々をどのように対応してまいるのかということと関係課等と確認し合うということが必要であろうということで設けた規定でございます。

それから、最後に最終調査ということでございますが、これは、年度が終わった段階で、いわゆる定量目標というものも定めてございまして、これはそういった、知る必要がございますので、それも含めた中で最終調査を行うという規定を設けてございます。これもまた、繰り返しになりますが、年度途中の部分にできるだけその考えを踏襲して、毎年、毎年、この計画が進行していけるようにということで設けた規定でございます。

この報告書の2枚目をめくっていただきたいのですが、この中の説明をすることで説明をしていきたいというふうに思います。

めくって上に環境基本計画ということで、4つの丸で囲ってございます。これは全体的な進捗管理の状況を説明したものでございますが、環境基本計画の真下に、計画ということであります。これが右のほうに行きまして、計画は実行と。その次に、点検評価、この部分が中間評価と最終評価に当たる部分でございます。この中で、この点検評価をだれが行うかという状況でございますが、これについては2つの組織を持ってございまして、まず1つが、左下にありますが、環境政策調整会議ということで、これは役場の庁舎内にある関係部局がこの組織の構成員というふうになってございます。それから、その上にあります町民検討会議、これは町民を主体とした組織でございまして、この中ではまた確認をしていただくということになっております。この評価を経て、左上でございまして、見直しということを行っていくということで、この4つのサイクルを回しながらこの計画を進行していくという状況を進めているわけでございます。

その表の下に、今度は時系列的にどのような状況で進捗管理したかというところを書いてございます。その中で、まず、本計画の初年度の進捗管理の中で、平成19年12月20日、環境政策調整会議というのを開催してございます。この中で中間評価の取りまとめ

をまず庁舎内部で行ってございまして、この中では、まだ年度途中でございまして、行動指針については策定が23事業、運用中が78事業、当期は該当ないというのが1事業で、全体で102事業、行動指針についての評価でございます。これは、年度は明けましたが、平成20年1月16日に、これは町民検討会議において、その中間報告についての内容をご説明してございます。1月16日ですから、まだ予算編成、それから当初計画の途中でございまして、初年度目ということで若干、時間的にはちょっと要したということでございまして、そのステージの中で包括させてきてございます。

最終評価でございますが、平成20年7月14日の段階で経過報告書の案というものを事務局でまずつくりまして、この中で公表いたしまして町民の意見の募集というものを行ってございます。公表の手段としては、情報館、それから環境政策課・湖南出張所に備えつけ、それから町のホームページで公表ということで意見を求めてきてございます。

それから、その中での年度評価の結果ということで、この段階ではまだ案でございますが、この行動指針については策定が63事業、達成に向けての振興中が38事業、当期該当なしというのが1事業でございます。

それから、最終評価でございますが、定量目標、これは13項目ございますが、これにつきましては、この計画を策定する前の数値よりも、すべての項目について変更したと、計画を推進したという内容でございます。7月29日に環境政策調整会議に応じて、内容についての再確認をしてございます。それから7月30日において町民検討会議を開催いたしまして、最終的な評価をしていただいたということでございます。最終的には、8月21日、これは厚岸町の中のある組織でございますが、厚岸町政策会議において、その内容についての報告、了承をいただいて、平成20年度以降の計画推進を確認したということでございます。

この結果の公表については、現在、町のホームページ、それから情報館、それから町の広報誌に掲載されています。もちろん、町内LANの中で各課がこれを一覧できるような状況になってございます。この公表につきましては、環境基本条例の中にも、こういった情報については公表するという規定になってございまして、それを達成するために計画の中にこういったものを公表するという設定になっているということで今まで進めてきた状況でございます。

ですから、初年度目の状況としては、繰り返しになりますが、行動指針については63事業が達成、それから、達成に向けて進行中が38事業、それから当期該当なしが1事業ということでございます。それから、定量目標については13項目、これがすべてにわたって計画前よりも推進したという内容で現在進んでいるという状況であります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、今のお話を聞いていると、すべての項目にわたってよろしいということになった。だから、このまま進めていけばいいんだということになりましたということですか、内容については。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） すべての項目にわたって計画前より推進したという項目につきましては、その審査につきましては定量目標ということで、13項目ございます。めくっていただきましてA3判の長いものがありまして、一番下に小さい字で1ページの1というものが振ってございます。確認していただきたいのですが、これが定量目標ということで、左側に定めているのが環境目標の定量目標、それから目標値というのがございまして、そこに13項目追加したものを定めてございます。これにつきましては、計画前よりも数値が上向いている、いわゆる進行中であるという意味で、これが初年度としては達成できたという内容でございまして、最終的な目標値まで達したという意味ではございませんで、数値が上向いたという意味でございしますので、ご理解願います。

それから、行動指針につきましては、達成に向けて進行中というのが38事業あるわけでございますから、これについてはまだ、これから進めていくということでございまして、達成の中身につきましても、今のままでよろしいということではなくて、随時、年度を経過することによって、それぞれの所管の中で、その中でどういうものを付加してそれを推進していくかということを定めながら進めていくという決め方になってございます。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 具体的なところが全然、今の説明でわかんないんですよ。1枚目のところで、例えば平成28年度目標なんでしょう、目標値というのは。それでもう既に95.7%までいっているとすると、ああ、これは大したもんだなというふうに思いますよ。

それで、極端な話をすると、28年度に100%にしようとしていたものが27年まではゼロで、最終年にぼんと100%になれば、最終的に目標達成されました、あとの中間はどういうふうになってても、例えば0.01%程度でも上がっていれば、上向いているからいいですというような形でこの設定目標というのはつくっているのですか。それとも、28年までの間に、例えば初年度ではせめてこのぐらいは上がんなきゃなんないというような、中間暫定値のようなものも考えているんですか。そういう話が今は全くないですね。

それから、行動指針についても、ぱっと見てったら、非常に字が小さいので、私なんかはもう、天眼鏡を使わないと見えないようなもんなんですけれども、それを無理しながら見てるんだけど、そうすると全部マルなんですよね。はい、できました、できました、できました、はい、よくできましたという感じなんです。子細に内容を見ていくというと、考慮中なんていうのがぼんぼん出てくるんですよ。だから、その行動指針によっても具体的に、初年度には何をやるのか、28年度のはるかの向こうの目標だけが掲げられていて、それについて今考慮していますというと、はい、マル、そういうようなもんなんですか、これは。

それで、何でそんなことを言うかといいますと、最初のページのところで非常に丁寧に説明くださったんですが、何とかスパイラルというのを使っているわけですよ。そして、基本計画を立てる、実行する、評価する、見直す、また計画をつくるというふうにならう、ぐるぐる回しながら上に上がっていく。そうすると、点検するということは、

次の見直しの基礎になるわけですよ。はい、よくできましたということですので、見直しはできないんですよ。そういう点で、その一つ一つ全部なんか説明しなくてもいいですけども、これとこれとこれについては、今年度、一部手直ししてやってかなきゃなんないというようなものがこの評価の中には出てこないんですかということなんです。具体的にというのはそういう意味です。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、数値目標についての説明でございますが、まず、1つの例として申し上げたいと思いますが、例えば2段目にあります下水道普及率、これは目標値が76%というふうに規定してございます。これは28年度の目標値でございますから、その現状が計画前ではどうなっているのかということが、このデータ項目等というところに書かれてございまして、平成17年度の普及率につきましては47.3%というふうになってございます。ですから、47.3%を平成28年度までは76%に高めようというのがこの計画の数値でございます。それが、19年度における達成率というのが、これがちょっと、黒っぽいところに数字書いてますけど、62.9%ということで、計画前よりも進行しているということでございます。

これを、ご質問者の趣旨は、76%にもってくまでに、例えば途中の5年後に何%にもってって、最終的には何%にもってくかというものを持ち合わせているのかという趣旨だと思いますが、そこまでは厳密に、現在のところではまだ規定してございません。ただ、それが進行する過程において、もし進捗率が思わしくないようであれば、その中で、もう少しその内容について詰めて、個々具体的に、28年度まで76%にもってくためには、そういった準備、計画が個々具体的に必要なのかということを再検討しながら、この定量目標をクリアしていきたいというふうに考えてございます。これは、まだ現段階では1年目の最終評価が出そろったところでございますから、非常に、この計画自体はかなり、高い目標値も設定している部分もございますので、個々具体的には、いろんな財政状況、それから、その他環境政策分野以外の政策等との調整も、この中には必要な部分も当然含んでございます。そういった中で、町全体の政策の中で、この環境基本計画を達成するためにはどうしていくのかということを、この評価に基づいて、3カ年の総合計画の調整、それから予算編成の中で個々具体的に、それを具体化していくという手順の中で進めていきたいというふうに考えているものでございます。

行動指針の内容について、それではどういう状況にあるのかということで、1つの例を挙げて言ってくださいということでございますが、ご質問者おっしゃられるように、これにつきましては非常に、評価書自体も非常に、かなり字数も多いということで、見づらい面もあるかと思いますが、その辺はご容赦願いたいと思います。

例えば、次のページから行動指針ということで定めてございます。まず2ページ目の中で、産業と共存するまちづくりという大きな位置づけの中に、左上に施策の基本的方向ということで自然に対しての循環、それから関連施策ということの中で、ここに行動指針ということで記載しているわけでございますが、例えば2行目にあります酪農地帯から流れ込む河川水質調査の実施ということで項目、行動指針として定めてござい

す。これは先ほどもご質問ありましたが、別寒辺牛川・ホマカイ川流域保全協議会の中で、この水質調査というのを継続して実施していくという位置づけの中でこの部分を達成していこうという内容でございます。

水質調査というのは、今年いいから今後もいいというわけではございませんで、いろんな自然条件の中でデータも変わってくるものでございます。毎年、同じ場所で同じ時期に調査をして、それが10年、20年と経過した中で、その調査結果を読み取るという側面もでございます。ですからこれは、調査を、今の段階で打ち切るだとか、そういうことをせずに、これからも10年の中で継続して実施していくという位置づけになってございます。これについては、全調査項目にわたって、19年度においても行ったということで、これについては達成という評価が得られたということでございます。

こういった手法を用いながら、この行動指針については確認していくという手法をとらせていただいているという状況でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 何か、全部はぐらかされているような話なんですけどね。それで、数値目標の話をするというと、28年が目標で、それにいくにはどういくかというのは、予算の関係もあるし、あれの関係もあるからって、そこからは全部精神論になってしまうし。それから、行動指針について言うと、最も説明しやすいものだけを1つ取り上げて、こうやってやっているんですよって言うんだけど、私が聞いているのはそういうことじゃなくて、まず28年にこれだけの数値をつくるというのは、十分な根拠があってつくっているわけでしょう。その根拠に基づけば当然、1年ごとにこの程度ずつは上がってかなきゃなんないというのは出なきゃなんないですよ。それがどうなんだということを聞いているわけですよ。そうしたら、いやいや、28年になりさえすればいいんだ、あと途中では、予算の関係もあるし、いろんな諸般の事情あるから、どのような曲線を描こうと、それは知ったこっちゃないと、そういうふうにも聞きかねないんですよ。そういう意味ですか。

それから、私が言っている行動指針を含めてのこの結果が、次の見直しにどうつながるんだということを聞いてるんですよ。いや、幾つもあるうちの1つでねって、こうやってやってますから結構です、そんな話聞いてるんじゃないんですよ。そうすると、大変よくできてて、これをもっと進めようというものもあれば、これはちょっと弱いから、もう少し手直ししてやろうというものもあるわけでしょう。そういうのが点検評価でしょう。ではないんですか。環境基本計画のところでもってぐるぐるこう、回していく何とかスパイラルというものをわざわざ示しているというのはそういうことじゃないんですか。それを聞いてるんです。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 環境基本計画の進行管理については、他の計画等々ある中でも、こういった進行管理をつけた中でですね、計画がどのように進行しているのかと

いうことを毎年確認しながら進めたいということで位置づけてございます。これは、例えば、10年計画でございますから、中間の5年たったらどのような進行になっているかということで、長いスパンで見るのではなくて、毎年、毎年確認しながら、この計画の実行に向けて、町、それから事業者、町民が一緒になって進めていこうということで位置づけしているものでございまして、個々具体的に数値目標を掲げているという中で、これをどのように達成していくかということ、個々具体的に、単年度ごとに目標値を設定して、それを、ある意味では担保しながら町として進めるという状況には、現在はなっていないわけですが、ただし、計画がきちんと進行しているかということが、確認することがまず大事だろうというふうに考えて規定したものでございます。

繰り返しになりますが、これだけを達成しようとする、他の施策等々にも、財源的な問題とか、計画を進行する段階で影響を及ぼしかねないという部分も、もしかしたら出てくるかもわかりません。そういった中で、この計画を進行していくという位置づけとしては、余り数字に、単年度、単年度、いった、いかないということで進めるのではなくて、毎年前進するということをみんなで確認しながらこの計画を達成していこうということで、ある意味では長いスパンで考えていくということを視点に取り組んでいるものでございます。ただし、1年、1年を軽く見ているわけではございませんで、いろんな部署、かわりを持っているところを年に2回も確認しながら進めているわけございまして、いろんな計画、予算との調整の中で、今後ともこれを前進させていくという趣旨で進んでいきたいというふうに考えてございます。

質問者の質問の趣旨とは若干離れるかも知れませんが、この計画自体の進行についてのご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に根拠がある立派な数値を上げてるけれども、年次について聞いたら、全く、努力目標か、あるいは諸般の事情によってどうなるかわかんないんだというような話に落ちてしまう。そして、ちょっと矢印が上向きになっているかどうかというようなことを見るだけなんだというような話になってしまう。甚だもって数値、数値といいながら、具体的なところを聞くと、数値にはとらわれたくないと、そういうような答弁まで出てくる。甚だもって心細い限りですね。

そして、これはISOのときに出た手法だと思いますが、何とかスパイラルというのが書かれてるんだけど、それが果たして機能しているかどうか、今の話を聞いてるとよくわからない、そういう気がいたしますのでね。28年になったときに、届いてたか届いてないか、そのときに見ればいいというようなものであっては困るので、その点についてはもう少しきちんとした対応をしてもらいたい。

それから、もう1つつけ加えるならば、ことは、例えば28年までの10年間、年次で割れば、10%上がるんなら1%ずつ上がってかなきゃなんないと、単純に言えば言えるわけですよ。ところが、ある年は2%上がったんだけど、ある年は0.1%しか上がらないこともあるだろう。そうしたら、なぜ上がんなかったのかという、あなたしきりにももしかしたらとか言いながら諸般の事情の話をしてるんだが、そういうものを分析しな

きゃなんないでしょう。そういうものもこの表には何も出てないですね。そういうことなんです、私が言っているのは。それが次に続くんですよ。

これについては、1年次ですから、問題を提起するということにとどめます。

それで、お聞きするんですが、今回、さっきも言ったように、環境基本計画ですから非常に大事な内容なんです、これが2月の広報あつけしに出て、初めてああ、こういうことをやってるんだということを、私も、それもまあ、広報あつけしも、大分後になってから読んでわかったわけですね。

それで、議会にはこういうものが全然示されてないんですよ。議会全体にもそうですし、厚文にも全く知らしめられてないんですね。こういうものは議会なんかには一言わなくてもいいようなもんだというふうにお考えですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、この計画の達成に向けてのご質問でございますが、条例に基づいてつくった計画でございます。定めた目標につきましては最大限努力するように、進行管理の中でそれぞれ所管する課との調整をしながら、それと町民の意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えます。

それから、2月号の広報あつけしに、この内容について、概略についての広報をさせていただいております。その前に、町のホームページ、それから情報館等々につきましては、昨年の8月、環境政策会議において確認した後に公表しているわけでございますが、一般の町民向けにもこういった情報をお知らせする必要があるだろうということで準備をしてきたわけでございますが、この広報が2月号になったという状況でございます。

議会についての、この計画についての報告というんですか、この報告書を提示すると、云々ということにつきましては、今後、どのような方法がいいのかご相談しながら進めさせていただきたいというふうに考えます。決して議会にこういったものを出す必要がないというふうには思ってたわけではございません。こういった計画の報告について求められるという状況にあるならば、速やかにそういったものを出すという姿勢で臨んでいきたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 議会事務局長には質問はできないんですね。できませんね。

厚生文教常任委員会というのは、大体月の初めのころ、上旬に、毎月行われているんですよ。そして、それは議会事務局を通して、課長会議か何か知らんけれども、どういう形になっているかは知らんけれども、全部の課に知らされているようです。それで、いろんな課のほうから、自分の課にはこういう問題あって、それで、厚文が今月開かれるのであるならば、そこについて説明したいんだがというような話はちょこちょこ承ります。私どもとしては、日をずらしても、できるだけそういうものを承るようにしております。これは、事務局さんが相当に一生懸命、厚文は何日にやるよというのをPRし

てくれている、その成果であるというふうに私も承っております。

しかし、環境政策課からそういう話が来たことは一度もないんですよ。それで、今回のこういう大事なものについても、8月にはもう、できているわけでしょう。それでいまだに、きょう現在に至るまで、厚生文教常任委員会にも、議会には私が聞いて初めてこうやって出てくる。口では議会にそれをお示ししたいと思しますので云々という話なんです。これ、いんぎん無礼というんじゃないですか、こういうのを。口とやっていること全く別でしょう。だから本音聞かせてくれって言ってるんですよ。議会なんかにそんなもの、厚文なんかにそんなもの示す必要なんかどこにもないよと、そういうことでしょう。違うんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 繰り返しになりますが、報告する必要があるとは決して思っ
てはございません。その点ご理解願いたいと思います。

厚生文教常任委員会に、この報告書について説明する云々につきましては、報告する
タイミングを、どのように諮ればいいのかということも考えてございました。ある意味
では、このスケジュールにつきましては、ある意味ではこういった進行管理の中で進め
るという情報も公開しながら進めてきたわけですが、ある意味ではそういった
報告を、逆に求められるタイミングがあるのかなというふうにも考えてございまして、
そういう意味では積極的でなかったというふうにも私自身、現在思っておりますので、
今後におきましては、議会の事務局等々と調整しながら、この報告書について、しかも
この議会の中では詳しくご説明できませんので、全体を説明するとなると2時間ぐら
いかかってしまいますので、そういった中で、ご報告申し上げる機会を設けながら説明し
てまいりたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ある意味、ある意味って何回かおっしゃったけれども、そのある意味って何
ですか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ただいまは環境基本計画諸問題についての、行政と議会の説明なり報告についてのや
りとりであります。この問題のみならず、議会と行政とのいろいろな説明、それから
対応について、かつていろいろと議論されておるところでございます。行政の立場か
らいたしましても、各委員会並びに議員協議会に説明したいという場合もありますし、
さらにはまた、議会のほうから、また委員会として要請された項目についての説明を
いただきたいという正式な文書をもつての出席方を依頼されておるところでございます。

そういう中で、非常に行政側といたしましても、多岐にわたる行政課題の中で、すべ

てを議会に、説明なり対応するというのは難しい状況でございまして、どの判断をもって議会に対応するかということに相なろうかと思えます。どうかそういう意味において、常日ごろ我々も気を使って行政に説明をしなければならぬという気持ちを持ちながら、お互いに共有しながら行政を運営していかなければならないと考えておるところであります。どうか議会側のほうからも、これだけは必要だぞというサジェスションをいただければ、我々は積極的に対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、この点についてはご理解いただきたいと思えますので、今後とも気を使いながら、行政と議会の対応をしてまいりたいと思えますので、よろしくお願いしたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 前にも同じようなやりとりがあって、町長はそういうふうにおっしゃった。それで私もなるほどなと思って、そのときは引いたんです。しかし、今回、ここまで言う気はなかったんだけど、町長それをおっしゃるんで、私のほうもきちんと言います。

何で私、ここまで強く言っているかということです。これは、平成20年3月13日の予算審査特別委員会でのやりとりです。その中で、この基本計画の問題出てるんですよ。そして、まだできてないというから、それを評価されてまとまったら、その段階で議会に対して、例えば厚文などで出してもらえますかということをお聞きしてるんですよ。そして、それに対して、評価の出た段階でお示しできますというふうに担当者は答えてるんですよ。その問題なんです。一般的な問題じゃないんです。一般論としては、今、町長おっしゃるとおりです。私どももいろいろ調査しながら、こういう問題については早く出してほしいなといったときには、わかれば言うようにしてます。ただ、わからなくて機会を逸してしまったものもありますし、今回の議会でも、ああ、それならもう少し先に厚文のほうに言っておいてもらえばよかったのになということをお聞きして、厚文の委員同士でもって控室で言っている問題もあります。でもそれに関しては、今、町長が言った、まさにそういう問題ですから、一々議会でそんなことを、何で言わなかったんだなんていうことは私は言いません。でも、この問題はですね、20年の3月議会で私言ってるんですよ。出て、まとまったら出してくれって言ってるんですよ。出しますって言ってるんですよ。それがいまだにこういう状態なんですよ。

大変厳しい言い方して悪いが、町長はよく町民との協働とか、あるいは議会とは車の両輪だということをおっしゃいますよ。しかし、部下のほうは全然感じてないですね。やはり部下の掌握に欠けるんじゃないですか、こういうことでは。ということなんです。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） そういう経緯についてはまことに申しわけなく思いますが、町長といたしましてはやはり、昨年、地方自治法が改正されて、ご承知のとおり、議員協議会というのが本会議にかわるぐらいの場となりました。そういう意味で、法的な位置づけも明確になったところでもあり、また各委員会におきまして、やはり、今お話をいたしましたとおり、必ず月に1回開催されている等々のご意見もございました。

今、ご指摘受けた点については、本当に申しわけないと思いますが、今後十分に気をつけながら議会对応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●室崎委員 わかりました。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。
13番。

●室崎委員 議会でのやはり答弁の重みというものを各担当者も考えていただきたい、そういうふうに思います。そうでないと、町長がああいう答弁せざるを得なくなっちゃうわけですからね。

それで、もう1つお聞きしますが、この環境基本計画というものが、町内全体の、厚岸町の施策全部に、やはりこういう視点で行き渡っていかなきゃなんないと思うわけですよね。したがって、ここにこれだけの厚みの予算書がありますが、この中にはいろんな施策が書かれてるんだけど、それすべてにわたって環境基本計画の、厚岸町のその環境をきちんと保全するという思想が裏打ちされているんだというふうに思います。

それで、1つお聞きするんですが、環境基本計画を改めて見ておりまして、このポイントとなるのが33ページだろうと思うんですよ、目指す環境の姿と施策の基本方針というところ。そこんところのキーワードが、まずまずその、説明まで入っていますので、沿岸流域管理という言葉が使われているんですね。それで、沿岸流域管理って何なんだろうと思って私もいろいろ調べてみたんですけども、なかなかそれが出てこない。1つは、アメリカだったかカナダだったかの外国の学者が言っているのを直訳すると、そういう言葉になるというのを1つ見つけましたが、中身を見てみたら英語なのでとってもわからない、そういう状態なんです。それで、ここんところに出ているのは、厚岸湖、厚岸湾と、そこに流れ込む水の循環する陸域、そのすべてを含むんだと、そしてそれは、厚岸町という行政区域に限るもんじゃないというような意味が書かれてますが、どの範囲までを考えて言っているのか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 基本的には厚岸町の全域ということは想定したものでございます。

それから、厚岸町にかかわらずという部分につきましては、流域的にはつながってございますから、そういったものの影響にも対応する必要があるということで、厚岸に注ぎ込む河川の流域も含めた中で、関連の市町村等々とも調整しながら進めていきたいという趣旨でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員　それで、他町村の施策についてまで、厚岸町でこういう方針つくったから、全部それに従えとは言えませんが、それはわかりましたが、少なくともそうすると厚岸町の全域で行われるいろいろな施策については、全部、環境基本計画の、ここの考え方に裏打ちされていていっているというふうに考えておいていいわけですね。

●委員長（音喜多委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　基本的にはご質問者のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員）　13番。

●室崎委員　それで、話が変わります。水源涵養林はここでお聞きすればいいんですか。別の項目ですか。

（「林業費になります」の声あり）

●室崎委員　林業費のところですか。はい、わかりました。じゃあ、そっちでやります。じゃ、結構です。

●委員長（音喜多委員）　ほか。
14番。

●竹田委員　今回、資料請求して、厚岸町豊かな環境を守る施策と基本計画中間評価というので資料を出していただきました。結果報告書でなくて一覧表のほうの1ページ、それから2ページ、3ページに対しての説明で、これずっと、湖内と湾の関係で、水質調査のことだけしか載っていないんですけれども、一般質問でも一度お願いしたことの経緯があるんですけれども、汚泥についての調査をしてほしいということで、汚泥も検討したいというお話が実はあったんですけれども、これの計画の中には湖内のほうで汚泥の調査の結果というのは一切ないし、その辺はどうなっているのかなという問題があるんですね。

この中に、第7章のFのところの、1ページなんですけれども、湾の自然環境に関する、次が大事なんですね。万全な保全体制の確立って書いてるんですよ。それから、2ページのHのところ、持続的な1次産業を維持するための水質等の環境調査と適正な生産量の科学的な解明って書いてるんですね。ここまで言い切るのであれば、なぜ水質だけにこだわって、汚泥の調査というのはしないのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　汚泥というか、底質の調査でよろしいでしょうか。これにつきましては、3ページのFですね。厚岸湖・湾の自然環境に関する万全な保全体制の

確立の中で、漁場造成環境調査事業というのを、これは事業主体が漁協、それから協力機関は水産普及指導所がなっていますが、漁協自体が行ってございまして、事業者の欄の一番下、事業内容の中に底質調査3項目というふうに書いています。年4回で、括弧して湖内5地点、湾内2地点ということで、この調査については行って、進行中であるという位置づけになってございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 その結果についての内容はどうなっているのですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 年に一度、その調査結果の内容については産業振興課のほうに報告書が参入するという内容です。というのは、厚岸町の単独補助事業ということで、漁組が事業主体のこういった調査事業に関して、この漁場環境事業が該当してございしますので、その調査に対して補助しているということで、産業振興課のほうに報告書が来るという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 その結果というのは、どういう内容なのかはわかりますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 内容については、報告書が参っておりますので、その結果については、今、手元にはございませんけれども、町として保管をしているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 それは議会のほうに報告はできるのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 数字についてはお示しできると思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 ただ数字だけじゃなくて、それがどういう結果をもたらしていくのかということと、それからそれに対する善後策というものを考えなきゃいけないと思うんですけ

れども、それらについても報告できますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） いや、この調査はあくまでも調査結果をうちに来ているということでありますので、その分析等は町のほうでは行ってごさいません。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 町として、じゃあ、漁組主体でやっているの、調査結果を聞くだけということで、それで満足するものなんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 数字につきましては、たしか平成19年の3月議会だと思うんですけども、竹田議員の一般質問の際に、厚岸湖のそういった数字を、この結果についてはお知らせをしているということでごさいます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 そのときに、今後の報告もしてほしいというお願いと、それから、結果的にもたらず原因というのですか、それが要するに、僕もそういう専門的な知識はわかりませんが、有機汚泥とか無機汚泥とかって言うんですけども、要するに悪影響を及ぼす泥なのかどうかっていう部分についての結果を分析するのは当然ですよ。今回初めてであれば、それはできないかもしれないけれども、やっているのであればやっぱりそこに着手すべきだというふうに思うんですけど、どうですかね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） その件につきましては、その際の答弁にも私申し上げておりますけれども、総体的な意見として、調査機関、協力機関である釧路地区水産技術普及指導所のコメントが載っておりまして、今後も底質については監視が必要ですが、今すぐ対策をするという数字ではないというふうに私答弁してございまして、近日も、この調査結果については、その後の年度についても、そのコメントは変わってごさいません。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 そうしたら、湖内の汚泥については、全く環境を破壊するようなものでないというふうに認識していいんですね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） その認識というのは、私がコメントする内容ではないというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 あくまでも他事業がやった結果を、町がそれを認識するとか、監視するとかということではなくて、課としてそれを、聞いたのみを話すということという意味ですよね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 町が行っている調査というのは、底質調査は行ってございません。あくまでも別な研究機関が行っている調査ということでございます。町が行っているのはあくまでも水質調査と漁場を監視する調査・研究する目的で調査をしているという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 汚泥について、何でやらないんですか、そうしたら。汚泥についてやらない理由をはっきり言ってください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時28分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） なぜやらないのかというお話でありますけれども、この調査については、まず10年というスパン、こういった調査は長ければ長いほどよろしいものですから、急にうちからやって、その結果がすぐに出るということではありませんので、あくまでも10年スパンでやっていく事業だなというふうに考えております。

それとあと、以前にもお話ししたんですけれども、定点を増やせないのかというお話もされましたけれども、新たに定点を設けるとなると、それも、そこからまた10年のスパンで経過を見なければならないということと、それから漁業協同組合にご相談をしま

したときに、それ以上定点を増やすことは考えていないという内容でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 いろんな見方とかいろんな調査の方法あります。でも、1回、1回の調査で判明する部分もありますよね。というのは、底質の汚泥というのは、一度固まると、なかなか、嵐とかが来ても、水質は変化するけれども、泥についての固まったものについては、底から洗われないと、泥の変化っていうのはなかなかしにくいというのがあるんですけど、それは否定できないですよ。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほどなぜやらないのかという答弁で、長い間のスパンが、1年、2年で結果が出ないという内容を答弁申し上げました。それと、加えて、漁業協同組合が調査をしているという、そのポイントで何十年も時間をかけて、そういったデータもあると。それから、指導機関、釧路市の水産技術普及所、そういったところ、公の機関も入っておりますので、そういった貴重なデータがありますので、それらのデータを尊重すると。結果も出ているわけでありますので、それらのデータを尊重したいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 底質汚泥については、日本全体、それから世界各国で、養殖漁場の中で非常に問題になっているんだということは町としても認識していますか。

先ほど2つ目に質問したことについてちょっと、汚泥というのは、一度固まると、なかなか、嵐が来ても、汚泥がそのまま残ってしまって、底から洗われたい。要するに、水は環境はすぐ変わるんですけども、汚泥についてはなかなか変化しにくいというのは否定できますかということについては答えてもらってないんですけど。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時38分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 大変時間をとらせて申しわけございません。

1点目の、水より泥が変化しづらいのではないかというご意見でありますけれども、その点についてはそのとおりだというふうに思います。

それから、漁場として悪化しているのではないかと、そのことを認識しているのかというお話でありますけれども、前回もご答弁申し上げましたが、今後、その数字の変化に注意をしていくというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、定点をもっと湖内で増やすべきではないのかというお話でありましたけれども、この点につきましても、漁協あるいは指導所ともこの点についても協議をいたしましたけれども、今増やす状況にないということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

- 竹田委員 底質汚泥ということで、泥が一たん底質で固まってしまうと、嵐が来て、海の底から渦を巻いても、その泥がなかなか海水にまざりづらくなってくるんです。それが、年数がたつことによって、泥が、要するに海面の水圧ということで、穏やかなときに、どんどん水圧で泥が押されて、それでこう固まっていくということで、それが、次に泥が注がなければ、最終的には何千、何万年たったときに、それが化石と変化していくというのは、これは地理学で誰しもがわかる問題だというふうに認識を私はしています。

そこでお聞きしたいんですが、この底質の汚泥が固まるということについて、さまざまな議論がされています。そこから酸素がわからないということに、そういう危険性があるということから、底に沈んで生きている生物が生きていけなくなるという、そういうことも言われています。厚岸町はまだ大丈夫だということでお聞きしたので安心していただけますけれども、これから厚岸町がそういう事態に陥っては、大変な第1次産業のマイナスになるということで、水面、それから海水の部分の水質という部分についての調査というのは十分にしているというふうに認識しているんですけれども、汚泥の部分についての調査というの、相当やはり敏感にやっていかなければならないというふうに私は認識しています。ですから厚岸町でもそういうものに取り組んでほしい。

産建の常任委員会でも広島に視察に行っていました。日本一のカキの生産量であります。ここで一番の問題は何ですかというふうに質問したところ、底質汚泥の要するに問題だと。カキをつるしているときにナマコが付着して、4、5センチまでは育つんだけど、その後、大きくなると、どうしてもそのナマコは底に沈んでしまうと。そのときに、沈んだナマコがそのまま成長してくれればいいんだけど言いながらも、底に沈んだナマコが死んでしまうと。これは一体何だろうといったら、要するに底質汚泥の酸素不足ということをはっきり言っていました、水産のほうの市役所の関係の人が。厚岸町はそういう問題は、これから起きるかもしれない、そういう認識を持ってほしいというふうに私は言いたいんです。

もう1つ、底質汚泥を避けるために、これからの手段として、カキ殻サンド工法ということ、カキの殻を1つのフトン籠にして、底に沈めて、それでその汚泥をカキ殻が浄化するといういい方法があるんですよということについて、厚岸町も今後それに取

り組んでほしいという要望をしました。それについて、課長の答弁は、検討したいというふうに私は認識しているんですけども、その後、それについてはどういうふうに認識をして、どういう検討をしてこられたのか、その部分についてもお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず認識についてのお話でありますけれども、委員おっしゃるとおり、これから起きないとも限りません。ですから、これからもそういった監視度調査、そういったことに対して十分な注意を払っていきますし、漁業協同組合のそういった調査結果も含めて、指導所も含めて、そういったお話の協議の場に立っているいろいろな研究をしてみたいというふうに思います。

それから、カキ殻サンドの関係でありますけれども、たしかインターネットでもこういったカキ殻サンドについて、そういったことが出ておりました。そのことなんですけれども、その後どうしたかということですが、はっきり、今現在、いろんなデータどりというか、そういったものがまだ研究の段階ではないのかなというふうに私は認識をしてございました。それと、厚岸湖に対して、これが非常に、そういったものが役立つか、そういったいろんなことの研究をしていかなければなりませんし、それから漁業協同組合ともこの点についてお話を当然しなければいけませんし、ですから、検討したいというふうに申し上げましたが、まだ最初に、あの時点でお話を聞いたばかりだったものですから、そういう関係で、インターネットの資料での確認ということに、それしかまだやってございませんけれども、今後、この点についても研究したいと思いますし、漁業協同組合ともこの点についても協議したいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 防衛施設のたしか資金、補助をいただいて、太田農協の畑作のB地区のほうに、草地のほうに一部、ラグーンを大きくつくりました。そのときに、ホッキの殻やカキ殻などをたくさん敷いてやったということはご存じですよね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 知ってございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 そのときに使用した理由というのは何だったんだろう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 浄化作用というふうに考えてございます。

- 委員長（音喜多委員） 14番。

- 竹田委員 カキ殻が浄化作用があるというふうに認識していた。その部分は認識していたけれども、私がお願いしていたカキの、底に沈めて、カキ殻を使った底質汚泥の回収、その部分については全く関係ないという認識なんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 先ほどもご答弁申し上げたとおり、漁業協同組合にもその点についてまだお話もしてございませし、当然、漁業協同組合含めてそういうふうな取り組みをするとすると、漁業者の理解も当然なければならないということであります。
 したがいまして、私についてはまだ、浄化作用云々というよりも、先ほども答弁しましたが、厚岸の湖内にそういった方法が合うのか合わないのか、そういった点も含めて研究をしたいというふうな考えでございしますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 14番。

- 竹田委員 課長の認識が、先ほどのカキ殻についての答弁では、認識というものについてまだ研究中なんだからということで、漁協のほうには全然相談にまだ行ってない状況じゃないですか。ちょっと食い違うんじゃないでしょうかね。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） まだ漁協者のほうにも、漁業協同組合のほうにも相談はしてございませし。というのは、先ほども言いましたとおり、この厚岸湖内の状況が、底質のお話もされてございましたけれども、漁場環境調査の報告にもあったとおり、今後監視が必要ですが、そういった緊急な対策というのは、今の段階ではやらないという調査報告でありますので、直ちにこのカキ殻サンドを、そういった湖内の底質の浄化にすぐ、これを検討して、それを調査するというふうな認識を持ってございませし。

- 委員長（音喜多委員） 14番。

- 竹田委員 だから、カキ殻をB地区のほうに、ラグーンの周りに敷いたときには浄化作用があるというふうに認識をしているんだから、それで使ったんだから、事実。それだけ認識してるんだから、取り組みは必要でないかと。カキ殻はどうしても廃棄物というふうに今認識してるんだから、その廃棄物が、浄化作用があるとするのであれば、廃棄物にお金をかけてどうのこうのという部分じゃなくて、もっと環境に優しい取り組みをしていったらどうかということなので、ぜひ考えて、やっていってほしいなというふ

うに思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまご提言をいただきましたので、これらの点について私ども調査をさせていただきたいと思いますし、その結果についても、その調査に基づいて漁業協同組合に、こういう方法があるよというような内容についてお知らせをしたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 それから、この調査報告の中にも書いてるんですけども、町民のほうからいろいろ、私のほうにも電話とかがかかってきて、心配してるんですけどもということに終始して言われて、電話がかかってきてるんですけども、というのは、山肌が、建設課長のほうにも前にも言って、注意を促す方法というのをとっていただいたんですけども、環境という問題なんで、例えば建設土木関係が山の土をとって、そのまんま放置している場所というのが厚岸町のところにも何カ所かあります。どこというとちょっとまずい部分あるので、なかなか申し上げられないんですけども、そういったところに、これから雪解け、それから台風がまたやってきます。そのたびに電話等がかかってくるという部分がありますので、その辺については、山の土をとったり何だりしているところには、それなりの指導とかを、環境を守るという部分について、ぜひお願いしたいものだなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 一つのとる部分につきましては、いわゆる採石、それから砂利採取法という法律がございまして、そちらの関係につきましては、道の認可を得ながら行っているわけでございますけれども、これらにつきましては、当然、終わった後の修復、いわゆる環境保全に配慮したような修復というような部分も行われることになってございます。そういった道の指導等々ともあわせまして、一緒に指導してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●竹田委員 何言ってるんですか。それはだって、砂利をとっている会社の山のことを言っているだけの話じゃないですか。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 僕が言っているのは、石山のことだけじゃないですよ。自分の家にずっと住

んでいて、どこにも歩かないで、厚岸町の役場に毎日通って、他の地域に行ったことないというんだったら、これ見たことないというんだったら問題かもしれないけど、わかんないですかね。じゃ、どこの山って言いますか。それはちょっとまずいでしょってことさ。だから、砂をとった後に整地もしているのかしていないのか、山の泥がそのまま見えてて、雨降ったら道路に真っ赤になって水流れているの見たことないですか。それの、要するに山のずりとか採取した後の処置というのが、なかなか、法律で定めたように、厚岸町としても法律の中で本人に申し出をしているとか、法律で定めの中できちっとした施策をしてもらうとかということができない部分があるというふうに聞いてるんですよ。というのは、造成をしているわけでもない、ただ土をとっているだけなので、その土をとることによって、最終的にどうしたらいいのかという指導はできない部分があるんですよ。造成をしている造成法にも引っかからない、山の土をとってて、改良している改良にも当たらないということで、なかなか法律的に指導ができない部分があるんですよ。そういう部分というのはやっぱりお願いするしかないと思うんですよ。それを言ってるんですけども、どうでしょう。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは、以前そういった部分がございまして、開発行為とかにも調べたら当たらないということで、土をとっているような人に対して、何とか、終わったら芝等で水が流れないようにしていただきたいという、そういったことを協議をさせていただいております。そういったところでは、ある程度土が削り終わった後には、そういった芝とか水が流れないようにしていただくということで協議を済ませてございます。

当然、そういったものは町道のほうにも流れてくる部分が往々にありましたので、そういった中で協議をさせていただいたということはございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 環境政策課のほうで答えてくれないんでもう一度聞きますけれども、それは環境の破壊にもつながるので、環境政策課のほうから町民に促すことはできないんですかということなんです。何もないんですか。なければいいです。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 法規制の中の部分と、それから小規模であるがために法の規制を受けない部分という2通りがあるんだと思います。前段の法規制の部分については、先ほどまちづくり推進課長がおっしゃったとおり、いろいろな方面で影響ないかということで、関係部署、それから道との協議のもとで業者に指導するという手続になっています。法規制外の部分については、砂をとったりなんかする業者がいるということで今、建設課長のほうで答弁ありましたとおり、その業者に対してそういった指導をとっ

ていくということで対応しているところでございまして、何か採取する過程で問題が生じているのであれば、その対応については、総体的な調整の中で厚岸町としても対応していくという体制で臨んでいるところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

14番。

●竹田委員 山から泥をとって、最終的に山肌が出て、雨降って、台風になったりしたら、山水溶けも、結局その泥が、高いところに絶対上っていかないですね。低いところに落ちていくんですよ、雨と一緒に。その泥が排水に詰まったり道路にこぼれていく部分については建設課の担当なんで、それはそれなんです。採石をとった後に、きちっと何勾配で何mの部分で勾配とって、それに草を植えたりネットを張ったりしてやってくださいよという法律の中でやっているというのはまちづくり推進課の担当なんです。その後に、その泥がどこに流れるんですかといったら、川とか湖内に流れるでしょって。そうなったら、建設課の担当なんですか、まちづくり推進課の担当なんですか、環境じゃないんですかってことを言ってるんですよ。そこまで言わないとわかんないんですか。それについて促してくださいってお願いしているんですよ。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問の趣旨を若干取り違えていた部分がありまして、おわびを申し上げたいと思いますが、おっしゃられるとおりの、全体的な対応については私どもの課で行うということでございます。

そのような状況が生じた場合には、直ちに現場の確認をしながら対応するというのは先ほど申し上げたとおりでございますし、それから、未然にそういった部分がないのかという部分につきましては、河川流域の調査等も、これは先ほどありました別寒辺牛川・ホマカイ川流域保全協議会の中での河川周辺の調査の中でも、いわゆる河畔林の調査と並行してそういう危険性がないか、いわゆる土砂自体も河川に流れ込んで汚濁の原因になるということもありますので、そのために河畔林の造成ということを進めているわけでございまして、そういった中でも監視をしているという状況にございます。

ですから、ご質問者がおっしゃられるとおりの、全体的な部分については私どものほうで対応して、関係する部署と調整しながら厚岸町として取り組んでいるという状況でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●竹田委員 いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

この目で、ほかにございますか。

（発言する者あり）

●委員長（音喜多委員） あります。じゃ、午後からにしていいですか。

昼食のため、休憩します。再開は、午後1時。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

2番さんの質問から再開します。

2番。

●堀委員 先ほど14番委員さんとのやりとりの中で大変興味深いお話がありまして、私も勉強不足なものですから、1点だけ確認をさせていただきたいと思うんですが、先ほど14番委員さんとのやりとりの中で、カキの浄化作用についてやりとりがあったんですが、何か聞くとところによると、カキには汚泥を浄化する作用があるんだというような話がされておりました。

私もカキに関していうと、細かい凹凸物というものが、例えば水流中にあることによって、そこにいろいろなバクテリアとか汚泥とかが付着した中で、水質の浄化作用はあるというふうには私も認識はしてはいたんですが、先ほどのやりとりの中で汚泥の浄化作用もあると。汚泥の浄化といえは当然、汚泥を分解する作用があるというふうにもなるんですが、カキの殻に汚泥の分解作用というものがあるのかどうなのかというものを確認したい。もしあるのであれば、例えば合併浄化槽とかに粉碎したカキの殻を入れた場合、そういった汚泥の処理というものが可能になるのかということを確認したいと思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 一般的な話として申し上げたいと思いますが、カキ殻が、そういった水質の浄化についてはご存じだというふうに言っていたと思いますが、例えば浄化槽の中にカキ殻を設けて、いわゆる浄化槽汚泥というものがその中に発生するわけですが、そういったものをカキ殻が浄化するのではなくて、カキ殻は、その性質上、非常に細かい、多孔質というのですか、簡単に言いますと、いろんな細かい穴がかなりあいていると。何層にもわたって貝殻ができていく過程でそういうものが形成されているという状況で、そういった汚水等をきれいにする、先ほど申し上げられましたバクテリアですね、そういったものがその中に多数、無数に活動する領域がその中で生まれるということで、そういった作用の中で、浄化槽の汚泥を処理するという、限定的に申し上げにくいかもしれませんが、そういったことで利用されているということは現実問題としてあります。その施設自体は、水鳥観察館の浄化槽の中に、そういったものを使ってそういう対応を講じているという事例としてはございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、水鳥観察館とかの浄化槽の中においては、薬剤としてのバクテリア投入とかはしないで、カキの殻だけでやっているというふうに認識してよろしいのでしょうか。それであれば、厚岸町には当然、カキの産地であって、カキ殻というのが大量に発生するわけですので、そういった中の有効利用といったものを考えたときには、さまざまな活用方法というものがあるのではないのかなと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） カキ殻自体がそういった作用を、カキ殻だけで持っているかということ、私の持っている情報の中ではそうではないということです。いわゆるそれに作用するバクテリアですね、そういったものが一緒に存在しないと、そういった効果には結びつかないということですから、浄化槽の中でもそういった、機能としては生物処理をするわけですから、浄化槽の機能として、そういう処理をする行程の中ではそういった、汚水処理するバクテリアと申しますか、そういった菌類ですね、そういったものは必要になるものというふうには考えます。

また、そういった作用をするカキ殻が有効ではないかというご質問については私もそのようなには考えますので、注目されている素材としてカキ殻があるという状況にあることは間違いのないというふうに思います。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか。

進みます。

2目水鳥観察館運営費。

3目廃棄物対策費。

10番。

●谷口委員 済みません、生ごみの堆肥化容器購入助成が15万8,000円。それで、この間いただいた政策緊急補助金一覧表の中で、前年度までのコンポスト容器補助金が6万5,000円なくなっているということで、今回の生ごみ堆肥化容器購入助成15万8,000円の内容について説明してください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

生ごみの処理につきましては、従来よりコンポスト型と申しまして、屋外で使用するものを主に普及促進を図ってきたわけですが、当初予算の中に入っているのは、室内で使う、通称バケツ型と申しますが、そういったものも含んでいます。それもあわせてご説明したいと思いますが、まず、予算の中身としては、コンポストの新規助成分、これが、予算上のお話ですが、15個の4,000円。それから、2個目からは助成という形をとらせていただいています、これも15個の1,500円。それから、バケツ型につきましては50個で1,500円の助成ということで、こういった基礎において予算計上させていただいていますが、これは新年度になりましたら、希望をとって、それぞれの形で助成するというので、これをコンクリート化しないで柔軟に対応した中で、もしかしたらバケツ型が増えたり新規の部分が増えたりということで、この予算の中で執行させていただきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 内容はわかりました。

それで、今回の実施計画の49ページに、環境衛生のところ、ごみ減量化の推進、これは家庭用コンポスト容器の普及推進のための購入費助成で、これは今までと同じ内容なんですよね。それで今、バケツ型にしたからそれでいいんだということでもないような気がするんですけど、これはやっぱりきちんとするべきではなかったのかなと。

それと、今説明されましたけれども、バケツ型の普及も図っていくということなんですけど、例えばコンポスト、あるいはバケツ型、それから、今、家電製品なんかで、もう堆肥をつくってしまうというのもありますよね。そういうのには、この補助は対象になっていかないのでしょうか。

それから、もう1つお伺いしたいのは、生ごみを堆肥化するのを今、一生懸命やりますよね。それで、せっかくつくっても、今度は使うところがない家庭も今はあるんですよ。ごみの減量化からすると、こういうことをやれば非常にいいんですけど、例えば今度、できたごみを何らかの形で引き取るような方法も考えていかないと、結果的に生ごみで出すことしか方法がないという家庭もたくさんあるのではないのかなというふうに思うんですけど、そういう面ではどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、家庭用のコンポスト等に家電製品として生ごみ処理機というのがあるが、それについての町での助成の検討というご質問でございしますが、それにつきましては、従来、電気を用いて生ごみが処理できないかということ、団体を通じて試験的にやってみたことがございます。基本的には家電製品ということで、電気を使うということですね。それと、検討した機器は、いわゆる電熱を用いて水分をなくすというのですか、乾燥化させるというのですか、そういった手法でありました。金額が非常に高いと、それから電気を食うということで、普及しづらいのではないかと。それも助成対象にすると、かなりの予算も必要になってくるということで、その部分に

については検討を、現在については凍結させていただいていると。そのかわりですけれども、屋外用のコンポストと併用して、室内用のバケツ型というのを助成対象にしたというところでございます。

それで、いわゆる堆肥化するわけですから、それを各家庭において、例えば家庭菜園だとかそういうところで使えない方も当然いらっしゃるというふうに思います。やっぱりバケツ型というのは、冬場も使えますけど、そういった、例えばアパートに住まわれているとか、庭をお持ちでない方も、今までは普及しづらかったコンポストにも対応するというふうに考えて、こういったものを助成対応にしたわけですが、そのつくられたものをすべて堆肥で使うということではなくて、もう少し柔軟に対応してもいいのではないかなというふうに考えております。と申し上げますのは、そういった、堆肥として使えない家庭があるならば、そういう方は、バケツ型等々を使うことによってかなり生ごみが減量化になります。それから、処理の過程で水分もかなり底に落ちて、コックから出して、ある意味では液肥として使えるものですけど、それも家庭排水に流すと、菌を通じてそちらのほうもきれいにするという仕組みもあるようでございますから、そういった中で、生ごみ自体減量になったものを燃えるごみで出していただくと、そういう方法もあるのかなと思いますので、こういったことも含めて、使い方についてはこれから普及PRも図ってまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そういう方法もいいのかなというふうに思いますけど、今、厚岸の町では、花のあるまちづくりというものを、運動としてもやっていますよね。そうするとやっぱり一定の、肥料代だとか、それから非常にこう、土壤に、養分の不足している土もたくさんあるわけですよね。そうすれば、結果的に、定期的に何かの方法でそういうものを集めて利用していくということも考えられるのではないのかなというふうに思うんですよね。せっかく、今、課長がおっしゃった方法では、減量方法ですよね。減量方法と、それから水分をなくするということで、そっちの効果はあるかもしれないけれども、やっぱり、堆肥をつくるという方向にやっぱり持っていくのが本来の目的ではないのかなと、燃やしてしまうためにやるのではなくて、資源として再利用していくという方向のほう私がいいのではないのかなというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

それと、電化製品の問題ですけど、私もどういうものが今、普及してきているのかも十分把握しているわけではありませんけれど、やはり一定の効果のあるものには、やはり積極的に町としても対応していくことも大事ではないのかなというふうに思うんですよね。その辺では、少し柔軟な考え方というのは持てないものかどうか、もう一度お伺いします。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 生ごみの処理につきましてはさまざまな方法があろうかと思いますが、その中でもこういった堆肥化を用いて生ごみの処理、減量化に図っていこ

うということで長く続けてきているわけですが、堆肥として利用できるということで、庭を持っている方にとっては一石二鳥と申しますか、材料ができるということで、ある意味では普及も進んできたのかなというふうに考えます。一方ではごみの減量化という手法の中でも進んできたわけですが、ご質問者がおっしゃられるように、もしそういった利用方法がとられる可能性があるならば、どういう手法がいいのかという部分もございます。それから、1つの事例として、花のあるまちづくりということで、いろいろな団体が取り組まれているということでもございますから、そういった関係に、そういった堆肥、余剰堆肥というのですか、つくられた堆肥が、活用していいのかどうなのかということにつきましては、関係する部局と申しますか、それから花のあるまちづくりに取り組まれている団体等々に、そういった情報を提供する方法がいいのかどうなのかということも検討してみたいというふうに考えます。

それから、電化製品における堆肥化处理ですが、大都市部でも一部やっているところはあるんですが、何せ高額であるということで、大都市部でもそんなに普及が進んでいないと、多額の助成は出せないという状況にもあるようです。ただし、いろいろな手法がある中で、今はどういう製品が出回っているのかという情報もとりながら、まず情報を再度確認しながら考えていきたいなというふうに思います。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。
進みます。
4目ごみ処理費。
10番。

●谷口委員 今回の工事費なんですけど、2号炉内の耐火材の補修ということですけども、これは全面的に耐火材の張り替えを行うということなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ごみ焼却処理場整備事業でございしますが、工事の内容としては回収補修工事という位置づけになってございしますが、ご質問者が質問の中で言われたとおり、炉の中の耐火物等をすべて、そっくり張り替えるという工事の内容でございます。これにつきましては、平成20年度において1号炉を、予算計上を認めていただきまして対応してまいりましたが、残る2号炉についても同様の工事を行いたいという内容でございします。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この耐火材なんですけど、今まで何回これ、張り替えをやってきたんでしょうか。それで、今回やると、この耐火材は何年使うことができるんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この全面的な張り替えというのは、建設以来行ってございません。今までは一部張り替えということで対応してきたわけですが、現在は、平成18年度に大規模な改修をいたしまして、排ガス基準をクリアするための設備は設けました。ただ一方、焼却温度というのが、おおむね炉内で850℃を保つ必要があると。これは、有害な物質でありますダイオキシン等を発生させないためにそういった温度設定が必要であるということで設定されている温度でございますが、当初、この施設につきましては、そういった高温の焼却を想定していなかったという炉でございますが、内側の一部補修でそういった温度にも耐える状況で使ってまいりましたが、やっぱり高温の焼却、それから、焼却をとめると温度が下がります。そういった繰り返しの中で、亀裂が入ったり、それから、入ることによって耐火物が崩落したりですとか、それから薄くなったり、そういった状況がもう散見されてきて、一部補修では対応し切れないということで全面張り替えが必要になったということでございます。

これによりまして、どのくらいもつのかということでございますが、これについては、少なくとも5年、それから長くて7、8年というのが一般的であるというふうに言われております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 厚岸の炉は、耐火煉瓦ではないですね。コンクリートみたいなものですね。名前は正式にはもう、相当前の話だから忘れてしまいましたけれども、そういうものですね。何か練ったものですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 炉の構造でございますが、まず外側に鋼板、鋼鉄の板があります。これが大体32mmぐらいの厚さです。これは最初からつくったもので、現在も対応できるという状況でございます。その内側に、まず耐熱、これは煉瓦です。煉瓦を積み上げていって耐熱部分をつくると、外側に熱が行かないようにするということです。その内側に、今度は耐火物です。これは煉瓦でなくて、構造的にはコンクリートみたいなもので、流し込みながらそういった厚さのものをつくっていくということでして、耐熱煉瓦は大体114mmほどあります。それから、これはキャスターと言いますが、耐火キャスターは117mmぐらいのものを、その内側にさらにつくるという構造になってございます。その過程でそういったものが崩落しないために支えるものを、鋼鉄の部分と接続して、落ちない部分もかなりの補強をしなければならないという状況の工事になっているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 言ってみれば30年ぐらい今まで使ってきているわけですよね、この炉をね。
それで、今、課長が説明されたように、キャスターといいましたか、中の炉台が、これは、現在どのぐらい普及しているのかわかりませんが、当然、厚岸の焼却炉をつくった当時は、耐火煉瓦が主流だったのではなかったかなと、私、当時、社会文教常任委員会で視察等に歩いても、このスタイルの炉を使っているところは1カ所しかなかったんですよね。その中から選んで、ああいう方式に今はなっていると思うんですけど、当時の役場のほうも、あのスタイルが非常にいいのではないかとということでやってきているんですよね。

それで、結果的には、30年やってきたけれども、当初の燃焼の仕方と現在の燃焼の仕方の違いがあるということで、片方では補修しながらでも30年もったけれども、今度は850℃を維持するということになると、ひょっとしたら5年しかもたないかもしれないということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 煉瓦がいいのか、キャスターがいいのか……。

●谷口委員 いやいや、それは別に。

●環境政策課長（小島課長） よろしいですか。

やはり高温状態の中で燃焼をし続けなければならないということでは、かなりの負荷が炉の中にかかるということは想像できると思います。そういった中で、従来は30年と申しましたが、全く手を加えていないわけではございません、一部補修の繰り返しで何とか対応してきたということでございまして、全く問題がなく運転できたという状況ではないことはご理解いただきたいと思います。

ただ、全面張り替えというのは初めてだということでございまして、なぜ一部補修で対応できないのかという理由を申し上げたいと思いますが、一部補修で、例えば1つの面だけを行うと、その面と従来ある部分の取次部分をどうするかという問題が出ます。高温の熱がその取次部の弱いところに炎が行って、鋼板のほうに炎が回り込んでいって、表面は見えなくても裏側がやられてしまうという状況があります。これは、点検をしたときに木づちやなんかで打ったりなんかして音を確認するという方法、それから、1号炉を改修したときにも、それはもう、撤去しますからわかったんですけど、やっぱりそういう状況になっていたということが確認できました。そういうことで、ここはやっぱり、一たんそれががさっと崩落してしまうと、その炉は数カ月も使えない状態になってしまいます。そういうことになると、町のごみ処理にも非常に影響が出ますので、そういった部分が起きない前に対応したいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

耐用年数についてはそれぞれありますけど、今後につきましては、5年たったら一斉に張り替えるということではございまして、状況を見ながら、また一部補修という方

法も当然あるのかなというふうに思います。というのは、ある意味では、焼却する場所によっては負荷がかかりやすい場所とかかりにくい場所もありますから、そういった部分は一部補修しながら、できるだけ長く使っていくという手法をとりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今の焼却炉なんですけど、ごみの量と、それから処理能力の関係でいくと、何%ぐらいの稼働になっていますか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今の炉は、一日当たり17.6 tを8時間で焼却する能力ということでございます。現在は、大体概算で一日当たり平均15、6 t程度の搬入があるということでございます。ですから、能力の中で運転可能な状態にあるということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 当初計画はもっとある計算ですよ。22 tだったのが、これがそういった排ガス規制の関係で、処理能力がここまで落ちるということなんですね。

それと、もう1つなんですけど、今、課長、運転時の、高温で燃焼する時間と、止める時間とありますよね。それで、今は以前のように一定の時間たったら焼却炉の中にゴミを置いておいて、蒸すって言ったら悪いけれど、そういう方法はとっていないんですよ。燃やしたらもう、最後まで燃やし切る方法でやっているということですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 現状の処理能力のことではございますが、ご質問者がおっしゃられるように、当初は1日当たり22 tの処理能力ということで国、北海道に認められていた施設でございます。これが17.6 tに変わったのは平成18年度の大規模回収時の変更届のときでございます。現状のごみの量、それから排ガス装置の能力を、22 tにすると過大な設備が必要になります。現状の中で行える能力として17.6 t、それに合わせた排ガス処理装置をつけたということで、現状の中では測定値もかなり改善した数値になっています。数値自体はもう、定量限界値に近いような、かなり基準の中で運転をしてございます。

それから、焼却を完全に1日の中で止めているのか、止めていないのかということでございますが、その日に投入した燃えるゴミにつきましては、その日のうちに燃やし切ると。いわゆるぶすぶすと燃えない状況がその中に残っているという状況があるのかどうかということにつきましては、それはないということで、燃やし切る運転をして

いるという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうするとあれですか、今の焼却の仕方なんですけど、結果的に、朝は生から始まるということで考えていくと、相当の助燃剤も必要になってくるということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問にお答えする前に、どうしてそういう方法をとっているかということを説明したいと思いますけど、いわゆる有害な物質は、高温で焼却することによって発生を抑制することができるということでございまして、ある一定のごみが燃えて残り少なくなってくると、炉の中の温度は下がってまいります。そうすると、それをずっと一晩中続けていると、有害な物質がそこから少しずつ出るという状況にあります。ですから、運転基準としては、もう、今の基準は燃やし切るという基準になってございますので、それを踏襲して行っているということでございます。ですから、その日の朝の立ち上げ時は、ご質問者おっしゃられるとおり、助燃剤というのは当然使って、速やかに高温に上げていくという運転をしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 本来であれば24時間燃焼が一番いい方法ですよね、排ガスをきちんとクリアしていくということになると。厚岸のごみの量と、それから維持管理費等を考えると、時間内で焼却する方法をとらざるを得ないというのがこういう方法になっているんだと思うんですけど。

それで、今回、ごみ処理場の収集も含めて、委託費なんですけれども、委託費のうちの運転にかかわる委託料、1億3,800万のうちのどのくらいを占めているんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、理想のごみを燃やす形ではありますが、ご質問者おっしゃられるとおり、24時間連続炉と申しますけど、24時間、365日燃やすというのが、現在、新型の炉としてはとられている手法でございます。ただし、厚岸町におきましては旧型の部分を使ってございますので、そういった対応は非常に難しいという状況にございます。

委託料の中に、運転経費についてどのくらい盛られているかということでございますが、数値化はしておりますが、ちょっとお時間いただけますか。すぐ出ると思いますので。ちょっと今、その部分探します。お時間ください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時35分休憩

午後 1 時36分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 委託料の中で運転管理について盛られている内容につきましては、ここでは人件費相当額ということで、その焼却にかかわる人件費相当を見てございます。この部分では約800万円ということで算定しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 800万円というのは焼却だけを言っているのですか、それとも、例えばこの選別だとかそういうのを含めると、もっともっとになるんでしょうか。

それで今回、予算、前年度から若干下回った予算になっていますよね。その主な理由は何なんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今回のごみ収集、ごみ処理運転の委託料の部分でございますが、前年度と比較すると63万円ほどの減になってございます。これの主な要因でございしますが、これは燃料の単価ということで、いわゆるごみの収集運搬、これに燃料を使うわけでございますが、昨年度当初は130.7円で算定してございました。これが、昨年度は一時値上がりしたんですけど、今の単価は、これは町の予算上、すべて統一してございますが、それに合わせて、10当たり108円で、単価が下がっているということで、その必要経費が下がったということでこういった算定になったということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 燃料費だけの減ということですか、今回の減は。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 主な要因としては、それが一番大きいのかなという算定でございます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5 目し尿処理費。

177ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

2 番。

●堀委員 ここで農業後継者対策について伺います。

ここにありますが補助金、農業後継者対策協議会、昨年の、どのようなことを行っているのかということをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（稲垣事務局長） 答えたいと思います。

農業後継者対策協議会の20年度の実績活動内容でございますけれども、まず、札幌にあります北海道マリッジカウンセリングセンターが主催しております全道の市町村の農業後継者、地区推進員、事務局が交流できる全道結婚相談研究会及び相談員の研修会、昨年の6月と11月に開催しておりますけれども、この研修会に出席しております。研修会の内容については、農業後継者及び地区推進員、協議会の事務職職員を対象に、全道の農業関係者から配偶者対策を提言いただいたり、地域相談員からの実際の経験苦労談等を分散会方式で討論する研修であります。

続いて、これも北海道マリッジ主催による個別町村研修、これには農業後継者4名と事務局が参加しております。この研修につきましては、平成21年度、今年度なんですけれども、北海道マリッジが予定しております農業後継者と札幌近郊の女性との交流の場に向けた個別研修でありまして、毎年、全道で2市町村を対象に行われております。そのうちの1つに、今年度、厚岸町が予約されたという形になっております。その前の年ということで、マリッジ職員とマンツーマン研修で、自己PR、相手の第一印象と自分の考え方をうまく伝えることができるかどうか等の研修であります。

このほかに、地元酪農実習生受入協議会に助成をしておりますし、また、20年度にめでたくご成婚されました2組のカップルに、協議会より結婚祝い金を贈呈しております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 そうすると、ことし厚岸のほうで行われるマリッジ研修会というのかな、それはいつぐらいの開催で、どこでやるのかというものをまずお聞きしたいというのがまず1点目。

それと、何をというとなれなんですけれども、要は私のほうで聞きたいのは、あと、広義での後継者対策といった意味で、酪農の労働力の確保対策というものをこの中でも見ていくことができないのかなというふうに思っております、その意味でもう1点お聞きしたいのが、今、町内の酪農家において、外国人の労働力というのが何人いるのか

というものが、わかるのであれば教えていただきたいと思いますけれども。

●委員長（音喜多委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（稲垣事務局長） お答えします。

まず、本年度予定しております北海道マリッジの研修会でございますけれども、これは、農業後継者が、4、5人程度なんですけれども、札幌に出向きまして、札幌近郊の女性と交流の場に向けた交流会を実施する予定であります。これについては、まだ本年度の後継者対策協議会の総会も終わってませんけれども、2番草が終わったあたりを考えております。これについては、北海道マリッジとも今後協議をとらないとならないことだと思っております。

それと、農業の労働力対策の関係ですけれども、まず厚岸町農業後継者対策協議会は、昭和60年6月に、農業後継者の結婚問題を解決するため総合的な対策を講じ、農業経営の安定寄与を目的として組織されております。協議会の行う事業としましては、農業後継者の結婚相談やパートナーのあっせん、それから酪農実習生の受け入れに関すること、関係機関・団体との連絡調整を主な事業としておりますけれども、基本的には、農業後継者対策協議会の事業展開には農業の労働力対策は実施しておりませんけれども、間接的に、釧路太田農協に事務局があります酪農実習生受入協議会のほうへ実習生を募集する宣伝経費の一部を後継者対策のほうから助成しております。

この実習生受入協議会は、会員農家68戸で組織されております。そこではインターネットを活用し、農協のホームページ上で研修生の募集、また、雑誌、新聞等でも求人広告を行うなど、現在います11名の実習生が2カ月、3カ月ごとに農家を変え、約1年間、長い人については2年間ほどですけれども、酪農の研修をしているということです。

また、ご質問にありました海外の実習生の関係ですけれども、これもまた太田農協のほうに事務局がございまして、海外実習生受入協議会という会も組織されております。現在、17名のフィリピンからの労働者が太田地区を初め町内農家14戸で就労しております。

農業従事者の減少、高齢化が進む中で労働力の脆弱化が懸念されており、酪農業の持続的な発展を図るためには、その基盤であります担い手の確保・育成が重要な課題と考えておりますし、酪農業の雇用創出と就農の促進に取り組むため、農業関係団体が連携・協力し、多様な人材の農業への定着化を目指しているところであり、厚岸町農業後継者対策協議会としましても、後継者の方々に安心して酪農経営をしていただくことには、1日も早く配偶者、パートナーに来ていただくのが一番と考え、事業展開をしているところでもあります。

また、農業委員会としても、関係機関と協力しまして、農地等の情報等の提供に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうですね、マリッジ研修についてはわかりました。

海外実習生の関係、今、厚岸町内で17名いるというんですけれども、例えば私が町なかの人方に仕事がないとかというふうに言われたときに、真っ先に紹介したいなというふうに思うのが、例えばこういう、酪農の労働力というものもあるんだよとはよく、話し言葉では言うんですけれども、やはり、浜のほうというか、山のほうじゃなくて、漁村というか、そちらのほうではやはり、酪農の作業というものを、まるっきりわからないわけなんです。そういった中では不安というものがある。とりあえずわかるのは、時間が、朝早くからやって夜遅くまでかかるということだけは皆さんわかっているようなんですけれども、その中身というものを、どういうものを行っているのかというものをわかっていないという方がほとんどです。

こういう、今の雇用情勢とか厳しい経済環境の中で、少しでも労働力というものを、海外のほうに頼らなくても、地元の中でそういう労働力を確保できるような方策というものを考えていただきたいなというのが1点。例えば実際に町民の、実地作業を研修するような、そういう機会とかを設けた中で、少しでも酪農作業というものを広く知ってもらった中で就労機会の確保というものを図っていただくようにすることができないのかなというふうに、これは、後継者対策協議会の中でもそういう、助成なりというものも幾らかでもしているというようなことですので、やはりそういうものを今後、事業展開としては考えていただきたいと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（稲垣事務局長） ただいまのご質問でございますけれども、海外から町内に就労している方も数名いるわけですが、できれば地元からの、酪農業に関する雇用の関係を促進できないかという質問だったと思います。

海外の方と違いまして、地元にいる方については、ある程度、酪農業の仕事の内容というのはご存じだと思います。詳しく仕事の内容等を聞きたいのであれば、できますれば釧路太田農協のほうに出向いていってもらって詳しい話を聞くとか、また町のほうにも農業振興という係がございますので、そちらのほうに尋ねてもらっても構わないと思います。

いずれにしても、農業後継者対策協議会としましては、釧路太田農協に事務局がございまして酪農実習生受入協議会のほうに、今までと同様、助成をしていこうと思っておりますし、また、先ほども言いましたけれども、農業委員会としても、関係団体と一致協力しまして、何か情報等があれば、その提供に努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 話を聞くだけなら、それは確かにいつでもどこでもできるんですよ。要は、例えば町内の人方がいかに農作業にさわるができるのか、その機会をぜひつくっていただきたいなというふうに思うんですよ。やはり、聞いて時間は知って、その作業はこ

うですよといっても、実際にそれじゃあそれをどういうふうにするのか、例えば、細かい話を言うと、乳房をふいて、あのやつをつけるとかという、そういうような話を、言葉だけで言っても、やはりなかなか、市街地の人方にしてみるとイメージとしてわきづらいのかなと。そういった点も考えたときには、一度、農業協同組合なりと協議の中に、少しでも町民に、携わる、さわる、見て、聞く、行動する機会というものを与えるときというものを与えてほしいなというふうに思うんですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、町といたしまして、農業委員会が事務局を持っております農業後継者対策協議会がございます。農業協同組合にもそういった受け入れの窓口がございます。例を挙げますと、先ほど農業委員会の事務局長からおっしゃったとおり、農協で運営しておりますクレイン、これは女性専用ですけれども、そういった宿泊施設を備えて、4カ月以上就業できる方が対象というふうになっています。あとは農協のホームページでも、こういった内容について紹介を常時、農業実習生の写真も、それから、常時その更新を行っております。農家の方については、できる限り長期の方の募集をしていると。それから、もちろん即戦力を、募集をしてるんですけれども、全くそういった農業経験がない方、そういった方もおられるかと思います。

今、こういうご時世ですから、農業を体験してみたい、あるいは働いてみたい、そういう方がおられるかと思います。そういった方についても、国の制度でいろいろな支援制度というのがございまして、例えば農業の後継者がいない方に、国がそういった助成制度をして研修期間、1年間ですけれども研修期間を設けたり、あるいは、緊急雇用で、そういった農業をやってみたいと、そういった意欲のある方について、継承制度ではなくて、そういった研修制度が新たに設けられていると、そういったこともございますので、一度、パンフレット等も、農業委員会の窓口とか町の窓口に置いてございますので、そういった相談もしてみたいかかなというふうに思いますし、とにかく農業協同組合のほうでは常時、窓口を開いてという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 後継者対策というか、広義による後継者対策、例えば農業を就労する人を町内から募集して就労させろと言っているわけではないんで、労働力として、潜在している、厚岸町内に眠っている労働力、そういうものを掘り起こしてあげようと、そういうように労働者の対策というものを考えてほしいということで言ってるんです。だれも後継者のいないところに、農家に入るための研修をとかと言っているんじゃないくて、実際に外国人が来て作業をしている、その外国人に支払う賃金分というものを少しでも地元のほうに還流するようなことというものをやはり考えていっていただきたい。これは酪農だけでなくて漁業のほうでも言えるんですけれども、やはり、少なくとも地域の潜在労働

力を掘り起こす努力というものをしてもらいたいですよね。厚岸町内にはそうやって外国人が多数来て働いている場というものがあるわけなんですから、そういうものに対して、町内の潜在労働力を掘り起こす対策というものはとっていただきたいというふうに思って質問しているんですけども、その点についてはどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 堀委員のおっしゃるとおりだと思います。

それで、過去にも、農業協同組合でもそういう方を、町内の労働力、そういったものを求めて募集をしてございます。ただし、新聞紙上にも出ていたとおり、どうも1次産業については余り、募集をしても応募が少ないというのが実態ということであります。

こういった時代ですから、これまでの外国人に頼った募集ということではなくて、町内のほうにも広げてほしいというようなご意見だと思いますけれども、これまでもやっているということと、それからなお一層、今後また、再度、外国人のそういった募集だけでなく、町内の中にも募集をかけるといいますか、そういったことについても、今後、町あるいは農業委員会、それから農協等で、そういった募集のあり方についても、いま一度、連携をとりながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 どうもちよっと違うんです。ただ募集しての、当然、その仕事の中身というのが、どういうものをやるんだというのがわからなければやはり応募のしようがないというのが実態だと思うんですよ。例えば厚岸町の臨時職員を、広報なり、2月号、3月号なりにいっぱいいらっしゃいますけれども、やはり仕事の中身がわからなければ応募しづらいのと同じで、ましてや余りふだんから見る機会もないようなところであればやはり、ただ募集をかけたからといって、なかなかこれは応募しづらいというのが私は実情だと思うんですよ。ですから、そういうものを少しでもわかってもらう、どういう作業をしているかわかってもらうようなそういう機会を与える、そういうものを、そこからまず始めてもらいたいなというふうに思うんですよ。いきなり募集して、応募がなかったからすぐ外国人に頼りましたではなくて、やはり町内においてそういうものを広くやって、少しでもわかってもらった中で、その上で募集をかける、そうすればやはり、そういう研修なりで見聞きした人方がやはり応募をすとかいう、そういうような気にもなるでしょうし、やはりそういうものを考えていただきたいなと思うんですよ。ただ募集して、それで労働者の確保対策をしているんだというふうに言われても、それはちょっと、それだけでは大変不十分だと思いますので、やはりその前段となる部分というものをまず埋めていくことからまず始めていただきたいと思うんですけども、どうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 答えになるかどうかわかりませんが、応募の仕方も含めて、面談方式に努めた、内容等をお互いに面談で説明し合って、あと中身についても、そういった応募の際に、問い合わせがあった段階で、可能な限り、農業というのはこういうものだよというような、実態等も含めて説明するような、そういった機会を含めて、そういうことができるかどうかも含めまして、農協のほうとも協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） ほか。
10番。

●谷口委員 済みません、新規就農はこの目のほうがいいんですか、次の目がいいんですか。ここでいいんですか。

●委員長（音喜多委員） 農業振興費。
1目ですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 農業委員会ですね。

●委員長（音喜多委員） 1目農業委員会費。

●大野委員 僕のほうからは、多分、第2次補正で聞いたのかな、農の雇用事業ってご存じですよ。局長か会長かわかりませんが、今月の19日締め切りになるのかな、農業法人等が新たに就業希望者を雇用して研修を実施する場合、研修に係る費用の一部を助成しますという、1カ月9万7,000円で、最長12カ月出しますという内容の、ちょっと、わかっていれば教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（稲垣事務局長） ただいまの農の雇用事業のご質問でございますけれども、国においては平成20年度の補正予算で農の雇用事業を創設し、全国の農業会議所が窓口となりまして、農業法人、それから農業者等が就農希望者に対して技術、経営のノウハウを身につけさせるための実践的な研修に要する経費の一部を支援する事業でございます。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 就業希望者というのが引っかかるんですけど、別に新規就農を目指して、もちろんそれはそれでいいんだろうけれども、農業に従事する人って解釈してもよろしいんですか。たまたま、例えて、僕がだれかを1年間以上雇用しますといった場合に、その人にいろいろ教えてあげれば対象になるという、簡単な意味でですよ、そういうことなんですか。それとは全く違うんですか。

●委員長（音喜多委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（稲垣事務局長） お答えします。

この研修生にも一定の要件がございまして、1年間の研修を終了した後、間違いなく農業に従事する確約を持っている人とか、それから北海道が認定就農者として認めた場合に限ることになっています。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 認定就業者にならないとだめだということなんですね。だから、単なる雇用とはやっぱりわけが違うんですね。

●農業委員会事務局長（稲垣事務局長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●大野委員 はい、わかりました。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、ございませんか。

進みます。

2目農業振興費。

10番。

●谷口委員 先の目にもかかわるかもしれないんですけど、もし厚岸町で新規就農者を、新たに就農していただくという場合には、どのくらいは受け入れることが可能なんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、主に離農農家が発生した場合ということであります。物件がまずあるかどうか、それは農地と、それから農業用施設と。それから、あと、新規就農したいという場合については、人というか、人材が、適当な方をそっくり入らせるとか、そういった人材がいるだとか、その二点でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 もしそういうものがそろっている条件が、3人入れるのか、1人しか今のところ入るスペースがないのかね。結構離農しちゃっているわけでしょ。そうすると、畜舎と住宅とがあって、周りに一定の農地があると。もし希望すれば、そこを有効に利用してほしいというスペースが何カ所あるのかということなんです。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） その物件にもよるんですよ。というのは、今まで離農をされて、その離農跡地が何件か点在するんですけども、仮に農地が、もともと50町歩あって、そこで営農されている方が離農された。今度、離農する際に、今度は農協の意見も大きく判断されると。それとあと、周りの方の、農業をされている方の状況にもよるんですけども、仮に50町歩あったとして、そして近隣でその農地がどうしても欲しいという方が仮にいた場合、その50町歩が、例えば40とか、あるいは30町歩に減ってしまう。そうすると、その30町歩が残りますけれども、それでは営農できない。それでは新規の方がたとえ就農されても営農できないという状況にはあると思います。ですから、離農跡地があっても、今のところ、丸々そこに入るといような物件は今のところないというふうに聞いております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、厚岸町ではもう、新規就農者は考えられないということなんでしょうか。

それと、もう1つは、例えば農家に次男、三男という場合がありますよね。昔はよく分家だとかとこう、あちこちに散らばって行って、農家が分かれていったんですけど、今はそういうスタイルはほとんど、昔の規模との違いもありますから、簡単ではないのではないのかなというふうに思うんですけど、農業に対する意欲を持った子供が2人、3人出てきた場合に、1戸分はあるけれども、もう1戸分はどうしても親が用意できないという場合だってあると思うんですよ。そうした場合には、そういう、準後継者みたいな形になると思うんですけど、そういう人たちに対する支援というか、そういうものは、新規就農者並みの支援ができるのかなのか、その辺ではどういうふうに考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 新規就農者については誘致条例がございますので、先ほど言った物件、農地あるいは施設、そして人、そういったものがそろった段階、それとあと農協、そういった、この事業が、農地保有合理化事業ということで、一時買い上げに、

農業合理化法人というところが一時買い上げています。買い上げた段階で、今度それらをきちっと営農できるように整備をするんですね。整備をして、そして今度それを5年間貸しつける。貸しつける者に対して町が、その2分の1を誘致料として支払うと、そういった条例とかになっていますので、そういった条件に当てはまるということになれば、もちろんこの適用を受けられるということでご理解をいただきたいと思います。ですから決して、厚岸でこれから新規就農あるのかというご質問ですけれども、物件さえそろえばあるということでご理解いただきたいと思います。

それから、農家の次男、三男の方の分家というような考え方でありましてけれども、この条例をつくった当時は、まるっきりほかのところから厚岸に新たに離農跡地にはっきり入植するというのが前提でつくってございます。ただし、それはあくまでも基本的な考え方だだと思います。ただ、条例上、おおむね23歳から40歳までの農業者で、そして配偶者または18歳から60歳までの同居の親族を有する者というような基準がございまして、そういった基準に当てはまり、そして農業協同組合等、そういった考え方も、農業委員会はもちろん支援もあります。ですから町ばかりでなくて、農業委員会、それから農業協同組合、指導所、そういった方々の周りからの支援が受けられるかどうか、それも大きなポイントになってくるのではないかなというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 新規就農者についてはそういうことでわかりますし、それから、農地の合理化といいますか、そういうものは、当然、効率よく農業を進めるためには必要な事業だと思っております。ただ、そういういいながらも、なかなか、せっかく施設があったりしても、そこに入植していただかないで、結果的には年数がたつとともに風化にさらされてしまうというような施設もあちこちに見ることができるんですね。そういう中で、さっき言ったように、農家の次男、三男というか、そういう人たち、あるいは長男の人かもしれないけれども、たまたま学校を卒業したときには、少し社会勉強したくて、さまざまな分野で頑張っていたと。だけれどやっぱり、いろいろ考えたら、農業も捨てたもんじゃないなということで、Uターンだとか今、いろんな言葉があるみたいですけど、そういうことで、近くまで来ているけれども、自分みずからはまだ就農できる状態にないという人もいるように聞いているんですね。そうであれば、新規就農者の待遇というか、いろんな援助の手だてをそういう人たちにも広げていくことができないものなのかどうなのか。例えば、現在もう、ヘルパーだとかそういうことで、もう十分経験も積んでいるよというような人たちの中にそういうのがあったりすれば、手助けをすることを考えるなんていうことができないのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今、谷口委員のご質問でありますけれども、やっぱり、確かに離農跡地が散見をされます。そういった場所が、新規就農者にとって果たして希望

に沿った物件なのかどうか一つあると思います。せっかく農協の支援、あるいは農業委員会、それから指導所の、普及センターの支援を受けて立ち上げても、やっぱり物件によっては、うまく軌道に乗ってくればいいんですけども、やっぱり別な方向に、やっぱり農地が足りなかったとか、施設がちょっと古かったとか、そういったことで、荷物を設定されないような状況にもなるわけであります。ですから、こういった物件については、やはり慎重に、農業委員会あるいは、農協の考え方が非常に大きな要素になると思いますので、町は、条件、そういったものが合えば、条例上、このような形で支援していくと、奨励金あるいは利子補給をしていくというふうな条例でありますので、町はそういったことで進められますけれども、農業協同組合の考え方が今後、大きな要素になってくるということですので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 課長の言っていることはわかります。

それで、やはり窓口をあけない限り、希望者だとかそういうのというのは出てこないと思うんですね。ですから、やはりそういうPRだとか、受け付けというか、そういうものを、農協、町、あるいは支援する組織、さまざまあると思うんですけど、そういうところがやっぱりきちんと窓口をあけるということが大事だと思うんですね。そういうことを積極的にしていった中で、やはり、非常にこう、新規就農する人にしても人生をかけるわけだし、あるいは受け入れる農協等の問題にも大きな重荷になったり、あるいは非常にいい結果を出したりするわけですから、慎重な対応が必要になってくると思うんですけど、一応、窓口をあけて、そういう人たちに大いに相談してもらうだとかという対応、体制をとっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおりであります。こういった町の誘致条例については、まだホームページも、きちんと、まだそういった情報も発信されておられません。4月のホームページの更新、そういったときには、こういったホームページも活用してPRしてみたいというふうに思っています。

それからあと、担い手育成センターという北海道の組織がございますので、そこが北海道にとって大きな新規就農者の窓口でございます。そういったところもございまして、農業委員会、それから農協、そういったところとも連携を図りながら、新規就農者のPRを図っていきたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） ほか。

13番。

●室崎委員 21年度町政執行方針の中に、オーストラリアを初めとするEPAやFTA交渉のほか、現在中断しているWTO農業交渉の行方によっては大きな打撃を受けること

が懸念されると記載がありますね。

それで、E P A、それからF T A、これに関しては一時は決起集会まで開かれるというふうに、非常に、世上大きな問題になっておったんですが、このごろはマスコミを含めて非常に静かですね。W T O農業交渉は現在中断という話なんです、これらの現在つかんでいる情報、それについてお聞かせいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） F T A交渉については、先日、第10回目ですか、オーストラリアとの交渉が行われたということで、それについては継続で、また夏に再び交渉が設けられるということであり、これについては、日本の姿勢と、それからオーストラリアの姿勢と、これが非常に、大きな差がある、そういった関係で、交渉に進展が余り見られないというような状況であるということでございます。

それから、W T Oは、昨年の12月に大きな山場を迎えまして、一時はW T O、国際的なこの基準が、交渉が成立すると、そういったこともありましたけれども、インドがW T Oの妥結に反対をしたということで、決裂ということで、日本にとっては、私ども農業関係者にとっては、一応危機が乗り越えられたというような印象を持っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、ちょっと聞き漏らしたんですが、オーストラリアとの交渉というのはE P Aですか、F T Aですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） F T A交渉でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 F T Aのこれが、オーストラリアの言うとおりにまとまったりしたら大変なことになるわけですね。乳価が20円とか、そんなようなものが関税なしで入ってくるといようなことになったら、北海道の酪農は壊滅だといようなことが言われていますよね。そうにはならないだろうという見込みなわけですね。

それから、W T Oが今、一時決裂しているといっても、このままずっと決裂しっ放しでいくとも思えませんよね。そこで大きな、厚岸町に関しての影響という、どういことになりますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） もちろん関税が撤廃されるというのと、それから関税率が

大幅に下がるものと２種類ございますけれども、厚岸町の場合については、昆布が大変影響される。それと、もちろん乳製品についても、関税率が下がるというと、そういったものが、取引価格が安くなってくると、非常に市場価格が下がって、大量に外国製品が入ってくるということになりますから、当然、酪農にとっても大きな影響が出るというふうに思っています。

あと、先ほど昆布の話もしましたが、昆布については、輸入割当量を制限してございます。そういった、制限して外国から、特に中国から昆布が大量に入っていないように、そういったことで今保護している、されている状況でありますけれども、それを撤廃するということになると、これも大きなということになります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 昆布が出ましたので、ちょっとここで広がりますけれども、昆布だけを入れて話しないとできないので、その点、勘弁してください。

昆布、何ｔでしたか、6万ｔでしたか、大ざっぱに言って、それはちょっと、数字は私忘れましたが、制限していますよね。ところが、国内での生産は伸びてくるし、それから、消費はその割に伸びてない。そして、伸びてない裏には、半加工品での外国から、いわば制限をくぐって入ってくるものが相当多いんじゃないかというような話も前に議会でありました。それはいいんですけれども、そうしますと、このEPA、FTA、それからWTO、いずれにしてもそういう、水産物では昆布が一番難儀だろうと。それから、今、ここは農業振興費ですから農業を中心に考えていますが、そうすると、肉だとか乳製品、これが、関税撤廃なんてことになるというと、安い乳製品がどんどん入ってくる。そうすると、現実問題として厚岸町で大きな影響を受けるのは、乳価がどんどん下がっていくと、最終的に、そういうものの影響によっても、こういうふうに考えればいいんですね。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 乳価も下がります。あと、酪農自体が、壊滅的といいますか、本当の一部の大規模な酪農家しか存続が難しいのではないかと、私どもはそういう点を心配しております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そういうような状況というのが見えるわけですね。今、一時ちょっと足踏み状態なだけであって、これからまた一気に前へ進んでいくかもしれない。そういう中で、厚岸町はどういう施策をとっていますか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 裏に細工をとといいますか、そのためには、やはり、もちろん国への施策の実施を要望するという内容が1つ。それから、もちろん地域産業の振興支援というのがあります。さらには消費の拡大、それから、もちろん地産地消の活動の活発化、さらには担い手の育成支援、それが非常に大事になってくるのではないかと、いうふうに考えるところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ぞろぞろと項目を上げましたけれども、結局、厚岸町1人でこういう大きな波を防ぐといっても無理ですよ。だから、全道一致して、あるいは全国一致して、そういうものに対する国の政策を動かしていくという部分が非常に大事ですよ。そういう点で具体的にどういうことを行っていこうとしているのか。

それから、地産地消という話が今ちょっと出たから、それに乗っかって言いますけれども、厚岸あるいは釧路で、地産地消でもって消費しましょうといっても、この厚岸町全体の生産量の一体何%が増えるのかという話になりますよね。結局は地産地消とかそういうものは、都会の消費者をどういうふうに動かすかということだと思うんですよ、結局はね。だから、こういう我々のような1次産業の町が、自分の町でつくって自分の町で食べたって、全体のごくわずかししか消費できないんですよ。ほとんどのものはやはり、人口の多いところにきちんと売り込まなきゃなんないわけですよ。だから地産地消というのは、地元でもおいしく食べて、安全・安心なんですよというPRの前提ですよ。そのようにお考えですか。それから、そのように動いていますか。この2点、お聞かせいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、1点目の、WTOの国に対する要望といいたいか、やはりもう少し、私個人としては、WTO、いま一つ、まだ盛り上がっていないとか、国そのものに、やはり、そういった1次産業が、とにかく貿易産業のほうがやはり、WTOになると、貿易のほうが優先されて、そういった1次産業は余り、その反動で、非常にマイナス面が多いのかなということで、やはりWTOは、1次産業にとって非常にマイナスになるという、そういった気運を盛り上げていくことが大事なので、そういったことで国に要望をしたいなというふうに考えておりますし、あとは、これに対抗するためには、どうしても受給率を向上をさせなければいけません。そのために、その施策を国に強く求めていくことが必要なのかなというふうに思います。

仮に国がWTOを妥結するということになりますと、政策的な判断が必要だということなので、そういった対応策を国にも求めなければならない、そういったことも要望しなければいけないというふうに考えてございます。

それから、地産地消の発展でありますけれども、これについては、私が今思い描いておりますのは、そんな大それたことの答弁はできないわけですから、こういったことについては地道に、本当に地道な活動として、料理の講習会、そういったものを通じてで

すね、地域にそういった地元の産品を生み出していく、そういったことで地道にやっていくしかないなということで、答弁になったかどうかあれですけども、今思い浮かべるのはその程度でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これでやめます。

大きな打撃を受けることが懸念されますと、非常に恐ろしいことが書いてるんですよ、町長の町政執行方針の中でも。じゃあ、それに対応して、町で何をやっているのかというと、甚だもって抽象的な話しか出てこないんですよ。バンザイしてしまっているというのが本音だろうと思うんだけど。国に要望していきますにしても、何をどういうふうに、どういう経路でもってやっていくのか、そしてどこをどういうふうに突っけば一番効果があるのかと。それから、それ以外に地産地消を初めとして、いろんな、こんなことも、こんなこともですね、大きな波に比べれば小さなことかもしれないけれども、やれるだけのことはやりますというのであるならば、それは具体的にどういうふうに進めるのか、どういうふうに進めればどういう効果があるのか、そういう具体的な話をですね、また機会改めて聞きますから、そのときにはきちんと言えるようにしておいてください。大変なんです。大打撃受けるんです。懸念されるんです。何やるんですか。いや、もう、これについては余り、具体的な話ができませんというのでは困るということです。よろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご意見を踏まえつつ、今後、不足の点について十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

進みます。

3 目畜産業費。

4 目農道費。

5 目農地費。

6 目牧野管理費。

189ページ、7 目農業施設費。

8 目農業水道費。

9 目堆肥センター費。

2 項林業費、1 目林業総務費。

13番。

●室崎委員 先ほどお聞きしたら、こちらでという話でしたのでお聞きしますが、水源涵養林については、予算には載っていないのは、恐らく例年どおり、当初予算に載せない

で、その後、補正でというふうに思われますが、水源涵養林、この目でいいんでしょう。どこにも載っていないから。だから林業総務費で聞いているから。いいですね。

(「はい」の声あり)

●室崎委員　ことしの見込みというか予定というか、それについてお知らせください。

●委員長（音喜多委員）　水道課長。

●水道課長（常谷課長）　水源涵養林についてお答えいたします。

今年度の予定でございますが、予算そのものは当初に計上してございません。例年、その年度からいろいろ、候補地等選定の段階で関係各部署の情報を得ながら、夏から秋にかけて固めていくということでございまして、予算計上担当課、それから財政当局等とご相談しながら補正でお願いしているということでございます。

今年度も具体的にどこということはまだ明らかにはなってございませんが、例年同様、面積にしまして2.8haほどを予定してございます。金額にして100万前後を、実施計画等では搭載をしておりますので、そのようなことで今年度もお願いしていきたいと、担当課としてはそのように考えています。

●委員長（音喜多委員）　13番。

●室崎委員　一時期、広域保全林というような名前で取得が見られたんですが、現在はもう、完全に水源に特定して考えるということになっているわけでしょうか。

●委員長（音喜多委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　ご質問者おっしゃられるように、従前は広域保全林ということで取得した経緯もございます。最後に取得したのは平成8年に、固まった山林をかなり多額の予算をもって、億単位でございますけど、取得した経緯が確かにございます。現在は、より重要な水源涵養という部分を主体に、これまで継続して取得しており、なおかつ今後も毎年取得していこうという計画のもとに行っているところでございます。

●委員長（音喜多委員）　13番。

●室崎委員　水源涵養林と広域保全林と、名前が2つあるんですが、その関係というのはどうということなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員）　水道課長。

●水道課長（常谷課長）　私からは水源涵養林の目的、位置づけでございます。

ご承知のとおり、上水道の取水水源でありますホマカイ川周辺及び上流部、この河川周辺の土地や森林を取得して、水源河川でありますホマカイ川の水質の保全を図るということを目的にしております。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 広域保全林の位置づけでございますが、過去に取得したところにつきましては、ある意味では伐採されて、植林がきちんとされていなかったと、ある意味では荒れ地になっているところを町が買い上げて、そこに森林化を行っていくという趣旨で買い上げたところでございます。

ご存じのとおり、森林は多種多様な効果をもたらすということで、そういった森林造成を目的にして、流域環境、周辺の環境を全体的に保全しようという趣旨で取得していた経緯でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 くどくやりませんが、要するに大きく括れば全部広域保全林でしょう、水源涵養林もね。ただ、今その中で、ホマカイの水源池を守るためにというふうの特価しているのが水源涵養林だというふうに考えておけばいいわけでしょう。ですから、どちらも性質からいうと同じようなものですよね。ホマカイ川の水源を守るための水源涵養林が、ほかの作用は一切していないということはないわけですから。

今まさに環境政策課長が言ったように、森林というのはいろんな作用を持っているだということを言ってますよね、土砂崩壊防止まであるわけですから。そうすると、そういういろんな効果のある森林のうち、ホマカイ川の流域を、主たる目的がホマカイ川水源の涵養にあるということでもって買い取るのが水源涵養林の取得であると、そういう位置づけで言えればいいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 質問者おっしゃるとおりでございますが、私がちょっと説明不足の面もございました。

では、なぜホマカイ川周辺、一般会計でお願いしているかというと、質問者おっしゃるとおり、これは水道の取水のみを目的としたものではなくて、公共水域の保全ということを担当するのでございますので、水道事業、つまり皆さんで納めていただいた水道料金だけでこれを行うということでなく、一般行政で行うべきものとしてお願いしているということでございます。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（音喜多委員） ほか、この目でございませんか。

進みます。

2 目林業振興費。

3 目造林事業費。

4 目林業施設費。

10番。

●谷口委員 緑のふるさと公園なんですけど、あの施設の利用状況と、この間言っていた、あの塔は何と言っていましたか、あれの利用状況をちょっと教えてください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答えを申し上げます。

この科目で持っている緑のふるさと公園は、愛冠道路を上がって行ってネイパル厚岸の横にあります、主に森林センター、それから樹海観察塔との施設の部分に係る予算をここで計上してございます。

その中での全体の利用状況であります、この施設の係る入場者数でございますが、平成20年度におきましては8,200人程度という状況でございます。

それから、その後にあったご質問は……。

●谷口委員 樹海観察。

●環境政策課長（小島課長） 観察塔に入っている入館者の数ですか。

●谷口委員 はい。

●環境政策課長（小島課長） これにつきましては、詳細な数字は持ってございません。ということで、現在の中ではきちんとした数字を掌握できていないということでございます。

ただし、樹海観察塔の望遠鏡の利用については、先日の質疑の中であったとおりの数字でございまして、そこで出入りをしているという状況はかなり確認はしているんですけど、きちんとした何人という数字は押さえていないという状況にはございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 森林センターが8,200人利用されているということですか。

それで、あそこの機能は、中で木工みたいなことをやる機能と、あと、そのほかにあれ、貸し自転車みたいな業務もありますよね。それらについて、もう少し具体的に説明してほしいんですが。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当該施設の利用可能なものとしては、質問者おっしゃられるように、中央にあります森林センター、ここの中では木工工作ができる施設になってございます。まずこれが1点でございます。

それから、隣に塔のようにあります樹海観察塔、これは樹海を遠巻きに見るということで、眺望を楽しむ、森林の大きさを実感すると申しますか、そういったつくりになってございます。

それから、自転車につきましては、これは、従前は自転車の利用というのはあったわけでございますが、現在は自転車自体が、当時備え置いたものが老朽化して、ほとんど使えないという状況にあるということで、これ自体は、現在は危険な部分もありますので使わせて给我しません。ただし、使用をやめたという経緯の中で、隣のネイパル厚岸が、ここに自転車を備え置いて、あそこは無料でお貸ししているという状況がございまして、そういったものが隣にあるという状況の中で、こういった老朽化によって使用しないという状況で今、とめ置いておるという状況にございます。

そういった状況で、施設的な利用としては、そういった内容でこの施設の運営を行っているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、8,200人の利用があると。何の利用が8,200人なんですか。それを具体的に教えてほしいということなんです。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この数字の根拠でございますが、これはなかなか、詳細に、どこの施設で何人というふうには、実は持っている数字ではございまして、そこに全体的に出入りした、入って何らかの活動をしたと思われる数字を、そこに勤務している職員がおおよそこのぐらいという数字を毎日書きとめておりますけれども、その数字の積み上げという結果として出てきた利用人数ということでございます。全体ということでご承知おき願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうしたら、これはあれですか、眺めていった人も含めて8,200人というふうになる。もう少し予算をつけて、職員を配置してやっている施設なわけでしょ。額にすればそれほどの額ではありませんけれど。例えば、何でここに職員を置くのかという目的もあると思うんですよね。そうすると、木工工作だとかそういうものの使用するときの指導、あるいは監督というか、そういうことがきちんに行われなければならないし、あるいは援助も必要になってくるということからきくと、こういう、臨時ではありますけれども職員を配置しているということになると思うんですよね。ですから、この木

木工工作だとかそういうことで、あの施設自体を利用して、何らかの活用に参加したことが具体的にわかる人数というのは何人なんですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 木工工作室で具体的に利用したという数字でございますが、これにつきましては403人という数字でございます。これは20年度の数字でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これは延べ人数で403人ということですね。例えば1人で何回も利用していれば、10回利用すれば10人という計算ですよ。そうすると、例えばそういうふうにと考えると、その辺では、回数、10回でも、例えば1人の人が何回使っても、こうやって延べ人数でやっていけば400人になるけど、同じ人が何回も使えば、それが10回も1人にして計算した場合に、何人が実際に利用しているのかということを知りたいんですよ。

それと、下に木工センターありますよね。それとの関係で、重複したものになってしまって、果たして木工センターと森林センターのそれぞれの魅力をお互いに生かし合いながら、両方とも有効にこれを活用するようなことが本当にいいのかどうか、その辺ではどういうふうに考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 森林センターの利用でございますが、現実的には隣でネイパル厚岸という施設がございまして、ここでさまざまなプログラムに基づいて活動が行われてございます。その中で、この森林センターの木工工作室というのがかなりの頻度で使われているということでございまして、主に子供たちが利用する内容になってございます。つくる物自体も、いわゆる小さな小枝だとか木の実だとか、そういったものをモチーフにして、例えば動物の形をつくるだとか、そういった子供たちでもできるようなものを主体にここでは行っているということでございまして、何か大きな物を何日もかけてそこでつくるという状況にはございません。ですから、先ほど申し上げた403人という数字は、余り重複していないのかなというふうに思っています。1人で10回も通って何かつくと、そういう状況にはございませんので、そのネイパル厚岸の事業の中の一環として、この施設が有効に活用されているのだということでございます。

ですから、木工センターは逆に、大人がかなり手の込んだものをつくるということでございまして、ここはやっぱりつくるのに何日もかかるものをその技術士が指導しながら行っておりますので、目的がかなり違うのかなと、同じ木工ではございますけれども、ある意味では違うということでございます。

それと、森林センターの管理の中では、ここの中にハウスだとかも置いていますし、それから、さまざまな遊具だとかありますし、広いエリアを管理してございますので、いわゆる施設の管理にも、ここにいる非常勤の職員は当たっているということで、かな

り日中、草刈りだとか、いろいろな物を片づけたりとか、そういったかなり広範な、肉体的な労働もありますので、ここの施設の中で、来る人に木工だけを教えているという状況にはないということもご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的には、施設内というか、ハウスの中というのは実際何をやって、どんな、何かいい効果あるのか、ちょっとそれを教えてください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ハウスの中で育てているのは、これはブドウ類、それからミニトマト類です。これは直接、今、管理、育てています。もう1つは、これはネイパル厚岸の事業の中でお貸ししておりますが、その中では、事業の中で子供たちが野菜やなんかを植えて、秋に収穫するという目的で使われている。それから、ハウスの横に実は畑も持ってまして、そこにジャガイモを春に植えて秋に収穫するということで、この施設自体の主催事業として、春にはそういったものを植えるという作業を子供たちにさせると。それから、ほだ木を利用して菌をそこに植えつけて、何年もそこで寝かせて、これは秋になるとキノコが発生しますので、そういった摘む楽しみもそこで行っていただくという内容、それから、夏には、夏休みに入りましたら子供たちを集めて、外で、天気の良い中で、屋外で木工工作をするという催しも独自に、森林センターの独自の催しとして、そういった企画もしながら施設を活用していっていると。そういったものを行うために非常勤の職員が、さまざまな、来ていないときに、例えばジャガイモを育てるために棟おこしだとか、上げるというのですか、それから、ブドウやなんかのハウスが壊れていないかとか、そういったものだとか、いろんなもので管理しながら、秋の収穫に向けて準備しているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ブドウだとかミニトマトが、あそこで育てる意味というのがなかなかこう、私には理解を見出すのが難しいことなんですけど、いろいろ話を聞いていて、いいこともあるなというふうには思うんですけど、あそこの施設自体の管理についてはやはり、検討をしていく必要があるんじゃないのかなと。それで、結果的にはネイパル厚岸の事業に大きく寄与している施設でもあると思うんですね。

それから、今お話があったように、厚岸に森づくりセンターか、昔の林務署がありますよね。そういうところの事業と連携した事業も今の説明の中にはありましたよね。そうすると、そういう仕事がいっぱいあるんですけど、やはり、この辺で、あの施設が本当に、もっと有効利用していただくための施設として、どういう管理運営をするのがいいのかをきちんと検討してみる必要が、もう、ここに来たらあるんじゃないのかなと。そして結果的に、いろいろ話を聞いてみると、相当高い機械類を入れている施設である

にもかかわらず、結果的には木の実を拾ってきて何かをつくるというんでは、ちょっとバランス的には、余り合わなくなっているのではないのかなと。そうであれば、逆に、ネイパル厚岸、少年自然の家の事業にきちんと組み込むことができるような事業展開を逆に向こうで考えてもらうとか、あるいは一定部分はそちらに管理をお願いするとかということをやっているほうが、より効率的に利用ができていくのではないのかなというふうに思うんですけど、あくまでも、あの施設は全面的に町が管理をしていくというふうにしていくのかどうか、ちょっとお伺いをします。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 森林センターの管理運営については、従前は正職員で当たっていたという状況でございます。その中で、町の行財政改革の中の一環として、正職員の配置から非常勤職員の配置に変えていったという経過の中で現在あるわけでございますが、ある意味ではネイパル厚岸があそこに誘致できたという経過の中に、もともとあった緑のふるさと公園という位置づけがあったというふうに聞いてございます。いわゆるネイパル厚岸の機能と、それから従前からあった町で持っている機能を有効に活用することによって事業展開ができるという、そういう大きな要因が当時、誘致にも結びついたというふうに伺っているところでございます。

ですから、もっと有効に活用するという中では、自主的な事業も行っておりますが、ある意味ではネイパル側が求めている機能を持った中で、現在、管理運営しているのかなというふうにも思っております。ある意味ではネイパル側にしてみれば、森林センターを、これは極端な話ですけど、質問者もおっしゃられていませんけど、閉鎖するとなると、かなり事業展開に影響が出るなというふうにも思いますので、逆にいうと、ご質問者の趣旨はもっと有効利用できるようにということでございますので、これはネイパル側と協議して、それから森づくりセンターも、ソフト展開というものも現在力を入れてございますので、そういった中で、三者連携しながら何かできないかということをお伺いしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今、課長おっしゃったように、以前は正職員が管理運営に当たっていたわけでしょう。現在は臨時職員が、年間通して68万2,000円ですから、月10万ぐらい半年間という、大体そんなものでしょう。そうすれば、企画・立案して、こういう事業を展開しようって、あそこの職員ではもう、今はできないわけでしょう。結果的に管理するのが精一杯ということだと思うんですね。そうであれば、やはりもう少し、町も、ネイパルとどうかかわればいいのか私はわかりませんが、そういうあたりでもっと機能が有効に発揮できるような運営方法を検討していかなければならない時期に来ていると思うんですね。そうでなければ、せっかくあれだけの施設をつくっておいて、年々利用者が減ってしまうとか、そういうのでは困るし、あそこにある施設が有効に利用されていくということになっていかなければ困ると思うんですね。そういう点で、ひとつ検討を

よろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 施設を管理運営する立場では、ご質問者と気持ちは一緒でございます。なおこの施設が有機的に、有効に活用できる方法はないのかということをお今後も検討してまいりたいというふうに思ひます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。
この目で、ほかにありますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） じゃあ、5目特用林産振興費。ございせんか。
なければ、これで休憩に入ります。再開は、3時30分からです。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。
3項の水産業費から進めてまいります。
3項水産業費、1目水産業総務費。
2番。

●堀委員 私はここで、水産業対策協議会というものについてお聞きしたいと思ひます。
水産業対策協議会において、外来漁船誘致というものをされているというふうにお聞いているんですけども、優秀船の表彰とか、あと外来漁船の表敬訪問とか、そういうようなものをこの水産業対策協議会の中でやられているというふうにお聞きしております。
そこでお聞きしたいのが、先般、根室の花咲港において、外来漁船の港湾使用料を免除するというお話が新聞報道なりでもありました。まずその真偽のほどをお聞かせ願ひたいということと、もし本当であったときに、厚岸町でも外来漁船誘致対策というのと、秋季のサンマ漁が主になるんですけども、そういったときに、サンマの水揚げ主要4港、花咲港、そして浜中港ですか、釧路港、そして厚岸港なんですけれども、厚岸港以外の3港について、外来漁船の港湾使用料の動向についてどのようにとらまえているのか、お知らせしていただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 先般、2月12日の北海道新聞で、花咲港の利用料を免除するということが報道されてございます。実は花咲港につきましては、制度上の扱いが漁港ではなくて港湾の扱いになっているということで、国が整備して、管理が根室市という扱いになります。ですから、根室市の裁量でその分免除できると、そのように理解をしております。

それから、花咲、釧路、霧多布、厚岸、主要4港、サンマ時期における主要4港については、いずれも厚岸を除いて港湾ということで、釧路港については釧路市の裁量で判断ができます。これについては、釧路市の場合は、一部、今現在有料でありますけれども、半年間で30t未満の漁船については525円、それから50t未満船でありますと1,050円、これについて、この半年分ということで、この分が有料になるということで、あとは免除ということでございます。

それから今、花咲で、新聞に出ておりましたけれども、年間300万ほどの利用料だったのが、これについては全部、今は免除という状況にございます。

霧多布につきましては、従来どおり有料ということで今、お聞きをしております。

厚岸町の場合については、第三種厚岸漁港ということで、これについては利用が全国的な港で、厚岸の場合については、国が直轄で漁港を整備して、管理についてはできた順から北海道が管理ということでございますので、これについては北海道のほうに、利用料については北海道に納めているという内容であります。

サンマの時期と外来船につきましては、漁業協同組合のほうで利用料を一時的に徴収をして、そして厚岸町のほうに納めて、厚岸町のほうから北海道に支払うという形をとっております。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 そうすると、花咲港が約300万円の港湾使用料を免除すると。釧路市も、1隻当たりの、本当に低い額の、漁港利用料でいうと、多分、1回かそのぐらいの利用料分だけで、ほかはもう免除するというような部分ですね。そうなったときに、厚岸の主要4港での立場というか、そういうものというか、現場確保といった中ではどのような影響が出るというふうに考えているのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） これは実際に花咲港で無料になって、ことしの結果を見なければ何とも言えない状況がありますけれども、外来船にとっては、第三種漁港だろうが港湾だろうが、結果的に、有料化のところと、それから免除するところを比較すると、そればかりではないとは思いますが、厚岸町のほうで、このままでいくと、霧多布、厚岸のほうに影響が大きいのかなというふうに思うわけでございます。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうしたときに、歳入のときに聞いたんですけれども、漁港利用料としての、厚岸に入っている漁港利用料に外来船の分として思われるのは48万5,000円ほどだというふうに言われていたんですけれども、例えばそれを免除するというようなことというのは考えられるのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 平成20年度の場合、たまたま48万5,629円というふうに議員にお答えをいたしました。平成18年、19年、実は金額的にはもっと多いという状況があります。したがって、たまたま平成20年度につきましてはその金額でありましたけれども、平成18年、19年、かなりの金額に上りますので、この分の金額については相当大きいのかなというふうに思います。

それとあと、第三種厚岸漁港ということで、これまで恐らく、まだそういった免除、北海道に対して、この分、当然支払っていくわけでありまして、こういった今、外来船の免除規定がない、1回入港するたびにt数に応じて幾らというふうな支払いの状況になっておりますので、これらの免除規定はないと。したがって、北海道に今現在まだ、この分について、こういった形で、免除云々の話はまだ相談をしてございません。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 厚岸町の外来漁船誘致現有確保対策としてのやる気の問題だと思うんですね。確かに20年度は48万5,629円だと、そして18年、19年はもっと多いんだということで、その金額はちょっと示されていないんであれなんですけれども、恐らく20年度の場合は、サンマ漁、主に厚岸港でも48時間休業とかというふうな中で、週に2回とかぐらいしか入港がしないと。これが当然、毎日水揚げできるようになれば、1回、回数が増えるわけですから、単純に48時間休業から毎日になると3倍ぐらいになるのかなというふうなことというのはそこからは推察できるんですけれども、ですから、推察して、3倍にしても150万とかという話ですね。その22.5%だったかな、割戻金というものも含めても、約それでも200万ぐらいの金額というものを、例えば北海道のほうで漁港管理条例上まず取らなければならないと。じゃあ、厚岸町のほうでは一たんそれを当然払うと。でも、組合のほうからもらう分というものは、1回もらってそれを戻すとか、そういうようなことというのもやはり考えてもいいのではないかと。

今、根室市がこうやって漁港利用料を免除するよといって新聞報道にも出て、道内ないし、そしてその情報というのは内地のほうの船主のほうにも届くわけでありまして。実際にそして夏口から来て漁が始まったときには、今まで支払っていたものが払わなくなったといえ、やはり当然、その心象というものは大きく変わると思うんですね。今まで厚岸のほうに入っていた船というのを、根室のほうに入ろうかというふうなことになってしまったら、やはりこれは、そういうふうになってからだと、もう遅い

と思うんですよ、現揚確保といったものの、やはり。根室で揚がったものを厚岸の地元の加工場とかが輸送費かけて買わなければならないとかというような感じになってしまうと当然、加工場としての競争力というものも、企業経営体としての競争力というものもどんどんそがれていくのかなと。そういうものを考えたときにはやはり、根室で免除というものを出したのがいい、悪いというのは、是非はあると思うんですけれども、少なくとも主要4港というもののの中で、できればそこに近づくような方針というものを今のうちから出すべきではないのかなと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 委員、確かにおっしゃるとおり、今後少なからず現場の確保が難しくなるのではないかなというふうに思います。制度上の規制がどうしてもついて回るわけですが、どういう方法があるのか内部で検討してみたいと思いますし、それと、あと、漁業協同組合の考え方、あるいは買受人組合の考え方、そういった関係機関の考え方も十分参考にしなければいけないのかなというふうに思います。

したがいまして、そういった制度上の規制はあるものの影響が出るということではございますので、この点につきまして、早速関係機関と協議をしながら対応について考えてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 それについてはぜひ、協議した中で、できましたらば6月ぐらいにはその方向性というものが導き出せて、議会のほうにも報告していただければなというふうに思います。

それで、それ以外の外来漁船誘致といった中でちょっとお聞きしたいんですけれども、外来漁船誘致として、毎年、表敬訪問なりして、例えば厚岸のほうにきた船主さん方と、例えば何か懇談を持つとかという場を設けていると思うんですけれども、そういった中で、そのときに外来船の船主さん、または船長さんのほうから出される要望、この厚岸に求めている要望といったものは主にどのようなものが、厚岸町でもこういうふうにしてもらいたいとかというような話というのはあるんでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 確かに委員おっしゃるとおり、毎年、外来船の誘致を行ってございます。その中で、当然、懇談もしてまいりますが、やはり意見として出ているのは、静穏度の関係、もう少し高めてほしいというお話がございました。それについては、ことし秋くらいには、いよいよ第1埠頭の静穏度が、工事が終わるということで、この点については解消できるのかなというふうに考えてございます。

それから、確かに船主さんによっては、港によってまちまちというか、そういった利用料についての、例えば釧路のように前から徴収を免除、一部とはいえほとんど免除に近いような状況になっていると。そういったことで、やはり向こうは第三種だろうが、それから港湾だろうが、当然頭になくて、そういった制度上わからない点があったなど。それで、徴収するところと徴収しないところがあるなという、そのようなご意見がございました。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 今、静穏度確保と利用料の免除について話があったと。私がよく聞くのと、それ以外にもあと、以前、ほかの委員さんも言われてましたけれども、お風呂関係の整備というものが1つ。あと、去年とかは大変、船舶用の燃料というものも高くて、そういった中で、係留中の間に回さなければならない保気関係の燃料というものが大変、ばかにならないだけかけるといったときには陸電というものもやはり、もっとあってほしいというような声とか、あと、もっと町なか、漁港に停泊して、去年とかは48時間とかとまるわけですから。町に出るにしても大変遠いと、本町の若竹岸壁などに着いた場合であれば本当に遠いのかなと。そういったところで移動手段の確保といったものも私のほうでは聞くんですけども、そういったところというのは、産業振興課のほうでは、そういう話というのでも聞いたことはあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 風呂に関しましては、港町の漁港施設に休憩施設がございますけれども、これらについては、今現在、風呂が使用できないということで、シャワーのほうに切りかえてございます。その分、支障を来す分については、水産業対策協議会のほうで入浴券の無料券を配布をして、入浴していただいているということでございます。

それから、陸電の関係でありますけれども、これについては静穏域の、ことし完成をいたしますけれども、この完成と合わせて、この陸電の設備のほうも現在要望中ということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、移動手段でありますけれども、漁業協同組合の市場のほうに自転車が5台から6台置いてあるということであります。それで、釧路市が実は貸し自転車をかなりの台数を整備しているという状況がございます。維持管理についても市のほうで負担しているということもございますので、これらの管内の詳細、根室はないんですけども、釧路がそういったことで、移動手段には自転車を貸し出しているということであります。厚岸町もないわけではないんですけども、ちょっと台数的に不足しているということとは否めないのかなということで、これらについては組合さんのほうに、こういう実態もあるということで、この点についてはお知らせをしたいなというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 静穏度確保といって、若竹のほうで当然、静穏度が確保されるわけですね。そうすると、当然、去年のように48時間とか24時間とかとなったときには、当然、休憩岸壁は若竹の第1埠頭のほうになるわけですから、そちらが主な滞在場所になりますよね。ということは、市場のほうに自転車とかがあっても、これはやっぱり全然使いようがなくなるのかなと。やはり第1埠頭なり休憩岸壁のほうで何らかのそういう対策というものがとられなければならないのかなというふうに思うんですね。ですからやはり、そういった中で、これからできる静穏度に合わせたの休憩岸壁利用計画というものを持った中で、やはりしっかりと外来漁船のための対策というものをそこで打ち出していてもらいたいと思います。

あと、陸電の整備といったものを要望していくと。要望していくというのであれば、これは北海道にですか、それとも開発建設部のほうに、どちらのほうに要望するのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 陸電のほうは、国で現在申請をして、調整中ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、移動手段の関係でありますけれども、そういった釧路市の状況等もございます。それから、維持管理の面も、そういったこともございますので、これらについても組合と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●堀委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほか、ありませんか。

進みます。

2 目水産振興費。

2 番。

●堀委員 申しわけありません。ここで昆布漁場改良事業についてお伺いしたいと思います。

3カ年とも予算同じなんですけれども850万と。全体事業費がたしか5千幾らということで、割り返したときには恐らく対象工事費が5,000万の、850万で計算すると17%でいいのかなというふうに思うんですね。

そこで、この3月12日に開催されたという昆布生産安定対策協議会と、こういうものがなんか開催されて、そこで雑草駆除関係の事業とかを、何かしらの対策を講じていくというようなことの報道があったんですけれども、それについてまず、昆布生産安定対策協議会というものについてご説明していただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 釧路地域昆布生産安定対策会議でありますけれども、今回の報道につきましては、北海道が事業主体となって、北海道内の昆布産地で、従来に比べて生産量が減少していると。したがって、昆布漁の再生を目指して、ソフト事業を展開するための立ち上げた対策会議というふうに理解をしております。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 今、ソフト事業ということなんですけれども、そうするとあれですか、雑草駆除事業への直接的な補助とかというものがここから出されるということではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ハード事業については、別に国のほうで、環境生態系保全活動支援事業というふうな事業名で、昆布漁場の雑草駆除等も行える事業が今度できるというふうな情報を得てございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 私も環境生態系保全活動支援事業のイメージ図というのは持っているんですけれども、そこでは要は藻場とかの保全活動に係る費用に対して、国が2分の1、そして北海道が4分の1、そして市町村が4分の1というふうになっていると。そして国のほうから市町村推進指導費とか市町村事務費というのも交付されるということらしいんですけれども、そうすると、4分の1ですから25%、それと今回の雑草駆除事業に載っている17%との、この差はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回予算計上いたしましたのは、消費税を除いた金額の5,000万の17%、850万、先ほど堀委員の言われたとおりでございます。今回、国の補助事業が新たにメニューとして加わってまいりますけれども、今まで漁業協同組合が単独事業で行っている、この事業に上積みをした形で今回実施すると。したがって、まだ事業費等、詳細等ははっきりしてございませんけれども、今までの計上している分に加えまして、この5,000万のほかに、国で今度行われる事業を上積みして、今回、組合として事業を行いたいという内容でございます。したがって、この5,000万の850万と、事業費5,000万で町補助金850万というのは変わらないという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 変わらない。国のほうの事業というのは、これとはまた別立てで、そうしたらやると。今回、5,000万の中で予定している事業量以外のものというのが上がってくると。そのときには地元負担がなく、25%の町村負担の中でやれるようなものが予算計上されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 3 時57分休憩

午後 3 時58分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 済みません、時間をとらせてまして。

今考えているのは、90haプラスアルファ、この分についてはできるだけ、組合としても、この国の事業を活用して余分にやりたいという意向は持っています。ただ、200とか300とか、そういった面積はできないと。それは委員ご存じのとおり、その分、漁場がその年になくなって、昆布を採取できないという状況がございますけれども、この90haプラスアルファには、新たな漁場、そういったものも含めて、それから今まで入っていっていなかったところも含めて、できるだけプラスアルファして行いたいという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 90haプラスアルファと言われたんですけれども、アルファの部分というのがどのくらいになるのかわからないと、あれだと思うんですね。この90haというものを今、厚岸町が17%、そしてあと漁業協同組合と漁業者が負担し合っていますけれども、それをそっくりそのままこっちの事業に乗せて、そしてなおかつ面積を広げるんだとかというのであればまだわかるんですけれども、こっちはそのままで新たに増えるといったら、その増える量というのがどのくらいになるのかというのを教えてほしいんですけれども。それはまだ当然、これは去年の11月ぐらいですか、にできたばかりで、これからその事業の取りまとめをやると、ことしやった雑草駆除の成果や何かも含めた中で決めると思うんですけれども、でもやっぱり、今現在負担している漁協と漁業者が負担している分というの、少しでも減らせるような形になるのであればもっといいのかなと思うんですよ。そういった中で、今現在計画している90haというものをできるだけ内包していくような事業展開というのができないのかなと、そういうふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 事業費は、あくまでもこの5,000万の中で行うという考え方でございます。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 4 時01分休憩

午後 4 時02分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） お答えいたします。

今の予算で要望させていただいているのは5,000万プラス消費税の事業で、町の単独事業ということで要望させていただいています。先ほどの話に出ている国の事業というのは、先ほど委員おっしゃるように、去年の11月ぐらいに話が出てきたものでして、まだきちっと具体的なものというのが、まだ小出しに出てきている段階でして、きちっとしたものにまだなっていません。

それで、組合のほうと話をしているのは、できるだけ今、5,000万で、90haで例年目標にやってきているんですけれども、その5,000万のうち、例えば国の事業に3,000万乗れるのか、2,000万乗れるのかという問題が出てきまして、2,000万だと25%で、何百万という町の負担金が出てきます。国の事業と町の単独事業とをできるだけ5,000万の中で増やして、例えば90haが100haになるのか、110haになるのか、できるだけ、町の850万の一般財源をあてがっていますので、町の850万のうちでなるだけできるように。そうすると、国の事業に乗っかっていきますと、25%のうち、町の負担ばかりじゃなくて、そのうち漁協者から、それから組合からということで負担を求めることができますので、その辺の負担を組合のほうと調整をしながら、できるだけそれぞれが負担が安くなるように、そして面積ができるように調整していきたいなということで、今、調整をしていきたいということで進めております。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 そうすると、大体わかったんですけれども、今、最後のほうで、漁協、そして漁業者からの負担を求めたいというような話だったんですけれども、このイメージ図では協定の締結だけなんですよね。負担云々というのは、あくまでも市町村の4分の1というふうにしかうたってなくて、地元の漁業協同組合、漁業者が負担するというふうにはうたっていないんですけれども、その協定の中でやるよと。じゃ、逆に言っちゃうと、そ

うしたら漁業協同組合とか漁業者にしてみたら、国の制度に乗ったほうがかえって、25%になるわけだから、増える計算にならないのかなと。違う。そう思うんですけども、それについてはどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（阿部補佐） 25%のうち、例えばそれを半分にしますと12.5%ずつの負担で町と組合が持てばいいということになります。ですから、組合のほうでは、当然、漁業者から、そういった雑草駆除のための負担金というものもいただいてまして、それらもありますので、そういった中で、できるだけみんなの負担が安くなるような形でできればなというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 大体わかりました。

最後に確認したいのは、環境生態系保全活動支援事業、これは21年度単年度だけなのか、それとも今後も継続して実施されていく事業なのかというのを、それだけちょっと確認したいと思います。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 平成21年度を含めて5年間でございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

●堀委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

進みます。

3目漁港管理費。

5番。

●中川委員 委員長にちょっとお願いがあるんですけども、この節説明欄にないんですけども、漁港管理費で質問させてください。

●委員長（音喜多委員） どんな内容ですか。

●中川委員 漁港の関係です。

●委員長（音喜多委員） 漁港の関係ですね。許します。

5 番。

- 中川委員 今、委員長からお許しをいただきましたのでさせていただきますけれども、課長、市場の前にかさ上げのボーリング調査、2 月いっぱいぐらいで終わりましたね。それで、これは国の関係ですけれども、その後、課長がこの予算関係、もしつかんでいましたらお教えいただきたいんですが。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 金額は、まだ我々のほうに届いてなくて、3 カ年実施計画書も事業を記載していますけれども、これには厚岸漁港の衛生管理一式というふうにししか載ってごさいませんので、残念ですけれども、これで調査一式というふうにししか載ってごさいません。ですから、金額については、正確な数字はまだ示されていないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 中川委員 いいです。わかりました。

- 委員長（音喜多委員） ほか、ごさいませんか。
進みます。
5 目養殖事業費。
13 番。

- 室崎委員 カキセンターなんですけど、あの施設は、できて何年になりますか。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 平成11年 5 月供用開始ですから、ことしの 5 月でちょうど10 年になります。

- 委員長（音喜多委員） 13 番。

- 室崎委員 10 年ですね。

それで、あそこには単に大きな建物があるだけじゃなくて、その中にはいろんな施設用品が入ってますよね。耐用年数といっても、それはもう、みんなばらばらではないかというふうに思うんですが、いわゆる精密機械なんていうものになりますと、大体10年もすると、我が家のテレビでも、あれを精密機械というかどうか知らんが、10年もすると、おかしくなってきますよね。ということで、そろそろいろいろなものに、耐用年数とかそういう言葉がかぶさってくる時期になってきているんじゃないかと思うんですが、現状どんなものなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 予算書にも計上してございますけれども、例えば214ページになりますけれども、需要費の修繕料89万5,000円、これがことしの修繕の予定なんですけれども、今度は委託料が昨年より増えてございます、実は。この分が、昨年から比べますと94万6,000円ほど増えてございます。というのは、実は施設の設備の保守点検委託料でありますけれども、平成20年度の3月補正でも議決をいただいたところでありますけれども、えさの増殖のバイオ装置、あるいは飼育水槽、それから自動水槽のユニット等、これをパネルで操作をしますけれども、そのパネルの調子が余りよくないということで、当初、修繕料で考えておりましたけれども、予算協議の中で保守点検に委託料として計上したと。これが20年の補正予算、あるいは今年の新年度の予算、それから22年度、3年間にまたがって、こういった大きな、1年で計上できないような、思ってもいないような、そういった金額、こういった修繕といいますか保守点検、点検のものが急に出てくるようになったなということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 前に、これはこういうような機械類ではないんですけれども、いろんな工作物ですよね、建物やいろいろな工作物に関しても、この後どのぐらいの維持費がかかるか、あるいは補修費がかかるか、あるいは、物によっては取り替えていくための経費がかかるかというものの今、厚岸町は予定を立てますよね。例えば学校でも何でも1つ建てると、それが5年後には屋根を塗りかえなきゃなんないとか、10年後には壁を補修しなきゃなんないとかという予定を立てますよね。そして、その予定より少し早まったとか、まだいいだろうとかってなことをやっていますよね。それと同じような考え方を、やはりこの施設にも入れていかなきゃなんない、そういう考えを持って、これからの予想を立てていかなければならない時期に来ているのではないかということですよね、本当はでき上がったときから考えてなきゃなんないのでしょうか。

そういうようなことで、今も3年計画で、ここの部分については一遍に取り替えできないから少しずつ取り替えていくというようなお話がありましたけれども、あるいは物によってはだましだまし使っているというようなものも、今あるのかどうかわからんけれども、これからは予想されますよね。そういう部分の、いわば検討なり、あるいは予測なり、そういうものはつくっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） これまでも、ここで今、数字が持っているのは、ちょっと平成14年からでありますけれども、やっぱり維持管理費については、少しずつ今上がってきております。ただし、うちのカキセンターの職員が一部直営で直していただいているというような状況もございまして、可能な限り、この修繕料については抑えていっているというような状況でありますけれども、そういった努力もさることながら、やはり

塩水を取り扱っているというような状況もございます、年々、やっぱり施設としてはだんだん古くなってきてますし、維持管理費もかかっているなというような状況であります。

そこで、町としましても、センター全体の維持管理の見通しについて、今後、一部直営でやっている部分もございますので、そういった直営以外の部分について、調査をしながら、財政とも協議しながら、年次的に、そういった施設について維持管理していきたいなというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、現在、種苗の料金の計算というものは、こういうカキセンターをもたせていくための費用の一部分を経費として考えるというようなことは全くないんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 答えになるかちょっとわかりませんが、ただいまの、その分、カキの種苗代に入るかというご質問でありますけれども、実は昨年、平成20年に入る前に、種苗の普及推進期間というのを設けてまして、平成14年から16年に一度、3分の1を割る割引をしていると。それから、平成17年から19年にも2回目の割引をしたと。それについては、たまたま平成16年度に、異常気象によるものと思われる、稚貝が大量に死んでしまったということがございまして、技術がまだ確立されていないということがございまして、そういった判断のもとに再延長したと、そういった経緯がございます。

その後、平成20年に入る前に、割引期間が満了になりますので、漁協と協議をいたしました。その結果、普及推進期間が6年に及んでいるよと。それから、平成16年以降、暖かい夏が続きました、3年連続大量斃死ということがございましたので、その後、2回生産を行っているということで、センター経費の生産費の経費が非常に増えたということがございました。それに伴って、そういった出荷の形態が大きくなってきたと。それまで、平成16年以前は、大体5月に集中して、稚貝を生産者のほうにお渡ししていたということがありましたが、平成16年の異常気象以降、そういった生産者のほうから、リスク回避で、何とか稚貝の引き取る期間をもう少し、5月ではなくてももう少し柔軟に広げてほしいという要望がございまして、そういった5月から9月までの出荷形態に変わってきているという状況がございます。

それから、もう1つは、当初組合が行うということでありました中間育成の部分、これが町のほうで行っているという内容であります。当初、計画では、センターでは3mmで出荷したと。出荷した分を、そういった稚貝を組合が海面で中間育成をして、その後、生産者に配分するという計画でありましたけれども、組合のほうで、体制が整わないということもございまして、町のほうで、漁業者の希望によって、5mmのほうに、中間育成部分もカキセンターが担っているという部分もございます。

販売します出荷サイズを、種苗についてサイズを大きくするということについては、中間育成期間を長くするという、延長と、そういうことをもたらす、結果的にそういうことになりますので、その分に係ります諸経費、あるいは人件費と、それから光熱水費等々、そういったものも経費の増加につながってくるということでございます。したがって、種苗の生産経費と、それから種苗の売り払い収入ということに不均衡が生じているということで、昨年、私どもは、町長含めて協議をいたしまして、平成20年度から段階的に、この割引制度を解消して、平成20年度に33%から15%の割引に戻したと。そして、平成21年からは割引制度をやめて、正規の価格に戻したということでございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 情報の開示ということがよく言われますよね。それにはいろいろな意味があるし、その情報の内容にもいろいろあります。今、私が言うのは、政策的な価格設定をやめろとか、そういうことを言っているわけではないので、その点ご理解いただきたい。

ただ、これをつくるに当たって、どれだけのコストがかかるのかということは明確に示していく必要があると思うんです。

それから、一部分には、町のつくっているものなんだから、もっと安くという声もあるでしょう、当然に。それから、今言ったように、3mmよりは5mm、5mmよりは1cm大きくしてから渡してくれという要望もあるでしょう。ただ、そのことがカキセンターのいろいろな仕事に、相当に圧になってかかりますし、コストも上がる。コストが上がるということは、カキセンターの耐久力を落とすことにもなりかねない。

それで、非常に、そういういろいろな要望に乗ってどんどんやっているうちに、ある日突然ばたんとカキセンターが動かなくなって、あしたからは種苗がつかれなくなった、はい、これで終わりですというようなことにはならないわけですよ、こういう事業は。そうすると、継続性をどういうふうにとっていくか、その中でもって生産をする町、そして利用をする漁業者が、どういうコストを負担していくかということもこれからいろいろと考えていかなきゃなんないわけです。

ただ、今、私が言っているのは、決して間違わないでくださいよ。コストを添加せということを言っているわけじゃないんです。ただ、どういう問題があるのか、これからずっと持続させて、つい1日、2日前の朝のテレビにも、カキのまち・厚岸なんていつて入っていましたよね。こういうような形で、もちろんシングルシードだけがカキではありませんが、そういうものをこれからも持続・発展させていくためにはどうしたらいいかという、その基礎の1つとして、やはり、今のカキ種苗センターの状況、コスト、それから、いわばこれからこれをもたせていくためのいろいろな修繕費や、あるいはランニングコストだけでなく、ある時期になると、抜本的な機械の取り替えなんていうことも必要になってくるでしょう。そういうものが大体何年ころには出てくると。そしてそれにはどの程度の費用がかかりそうだというような情報をなるべく早く町民一般に

開示していただきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、今後の状況でございますけれども、現状として、直ちに単価を戻しても、収支の均衡は図られないような状況でございます。しかし、だからといって、この単価を上げるということはできないわけでありまして。まず生産者の安定、そして定着、そういったものが第一というふうに思っております。

以前のように大量な、そういった斃死ということはここ1、2年見られませんけれども、漁場によってはまだまだ不安定な状況と、そういったものがございます。漁業者にとっても非常に、養殖技術に大きな差があることは事実でございます。生産者の中には、タマネギ袋から落ちない程度だったら、その段階で小さくなくてもいいと、引き取ってもいいというような生産者も中にはおります。そういった高い技術を持った方もおられますけれども、漁協の指導部のほうで、そういったかきえもんのマニュアルづくりに成功して、マニュアルをつくったと、完成したということでございます。ですから、生産者がこのマニュアルをもとにしまして、それぞれ独自の方法を加えて、養殖率が向上する、あるいはそういったことで確立することによって、カキセンターの稚貝を購入していただいて、カキセンターの経営の安定にもつながってくるというふうに思っております。

現在漁業協同組合が行っている中間育成試験の結果も非常にいいというふうに聞いてございます。これで、いろんな面で、海面での中間育成、そういったものが事業化されれば、夏場のそういった斃死のリスクも軽減してくるということで、漁業者、あるいは生産者がもっと増えて、カキの購入数の増につながってくるというふうに考えてございます。

それから、委員ご指摘の、コスト、あるいはそういった情報についての開示ということにつきましては、可能な限りそういった情報を今後とも提供していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 可能な限り情報は開示するというふうに今おっしゃいましたので、その姿勢はわかりましたが、まだ将来の費用、その計算は終わっていないわけでしょう。これからそういう予定をつくってかなきゃなんないんでしょう。それはいつごろで上がるんですか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そういった将来にわたる内容についても調査をしてまいりたいというふうに思っております。

●室崎委員 聞いてること言ってないな。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ちょっと時期は明確にはできませんけれども、できれば年度内ということで、21年度中ということでご理解いただきたいと思います。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか。

進みます。

6 目水産施設費、221ページ。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。

10番。

●谷口委員 ぐらしの交流広場なんですけれども、あそこの草刈りは年間どのぐらいやる予定でいるんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 情報館前のぐらしの交流広場ですね。

●谷口委員 はい。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 現在、年に2回、直接まちづくり推進課の職員も出て行っているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 厚岸の町の夏の盛りというのはほんの短い期間ですよ。それで、神社のお祭り、あるいは港まつりがある意味、夏のイベントの真っ盛りではないのかなというふうに思うんですけど、去年あたり見てますと、かなりぼうぼうにならないと草を刈るような状況になっていないんですけれど、町の真ん中にあるああいう公営施設が、20cmも30cmも草が伸びてから刈るというのはどうなのでしょう。やはり、市街地の真ん中にある施設が、一定の時期内にきちんとしておくことが、ある意味、逆に利用度につながっていくのではないのかなと。

それと、非常に厚岸は蚊の発生等が多いですよ。そういうときに、ああいう状況になっているというのはちょっと、まずいのではないのかなと思うんですけど、そういう点では、やはり、もう少し芝を管理する、あそこは芝生としてつくってあるんじゃない

のか、牧草畑ではないような気がするんですけども、管理の仕方はどういうふうに考えていますか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、くらしの交流広場の関係につきましては、発注ということじゃなく、職員の余力の中で、それぞれの応援体制の中でもってやらせていただいているということで、特に、できるだけイベントだとか、そういったようなものに合わせて、時期等も考慮しながら行っているというのが実態ではございます。ただ、なかなか常時、いわゆるパークゴルフ場のような状態にするというようなことは非常に困難でございます。そういうような状況もございます。

ただ、それが何回できるのかという部分でございますけれども、おっしゃるように、そういう、今までも心がけてまいりましたけれども、できるだけイベントだとか、そういったような時期に、状況を見ながら対応してまいりたいというふうに思っておりますし、今ここで2回のを4回やる、5回やるというようなことはちょっと申せませんけれども、そういった中でできるだけ、余りひどくないといいたいまいしょうか、ひどくないような状態で管理できるように心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 非常にいろんな面で大変だというのはわかるんですよ。ただ、町の真ん中の施設が草ぼうぼうというのは、やはり正しくないし、一番管理上からもまずいんじゃないのかなというふうに。

それで、イベントのためにあるのであれば、もっと別な場所につくればよかったんですよ、そういう考えであれば。そうではなくて、やはりあそこにつくった意味というのは、イベントだけではなくて、町民に日常的に、ああいう施設ですから、そんなに頻繁に使うこともないだろうけれども、草がぼうぼうになってしまっただけで、もう穂が出るまで草刈らないというのは、やっぱり、本来正しい管理の仕方ではないのではないのかなと私は思うんですよ。

そうであれば、やはり、町の職員が、結果的には今、管理をしているわけでしょう。そうであれば、建設課の職員あたりをお願いして、一定の期間で刈ることができないのかどうなのか。やっぱり芝にもいい影響がないんでないかなというふうに思うんですけど、いかがなんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 常時刈れる体制をつくるというのは一番ベストなんだろうけれども、なかなかそういう事情、財政状況含めてそういう事情にないという

こともご理解いただけるかなというふうに思いますけれども、なお、今後の芝の管理、あそこの公園の部分の管理という部分については、先ほども申しましたけれども、できるだけ、いわゆる見苦しくないような状態で保てるように心がけてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●谷口委員 いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、ございませんか。

2 目商工振興費。

3 目食文化振興費。

2 番。

●堀委員 ここで味覚ターミナルに関してお聞きしたいと思います。

平成20年度の一般会計の補正予算の中に、1,000万円の冬期間の営業補助金というものが載っていました。まず、今回の21年度の当初予算においては、今度は委託料の中に入っているんですけれども、その意味というものを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

ただいま委員がおっしゃられましたとおり、平成20年度におきましては、味覚ターミナル・コンキリエの年間を通した管理運営をゆだねるために、閑散期の経費に対する費用負担の支援が必要ということで、1,000万円の補助金という形の中でさきに承認をいただいたところであります。

本当には平成21年度におきましても、現在の低迷する日本経済の動向、こういったものを見ますと、営業利益を伸ばすということが非常に難しい情勢にございます。施設の通年運営をさせるために必要な経費負担を指定管理費として行う必要がございまして、また累積赤字も抱えているというような事情もありまして、平成20年度と同様に、町からの費用負担の継続が必要であるというのがまず考え方として持っております。

それで、なぜ21年度は委託料として算入するのかという理由でございまして、ご案内のように、現行の営業専用部分と非営業部分の面積按分をもって算定方式というような形で現在の委託料がなっております。これに加えて、さきに20年度の承認をいただきました閑散期に対します支援額、1,000万円です、これを加えた金額をもって、まず委託料として21年はいたしたいということの提案の内容でございまして、この考え方につきましては、21年度における味覚ターミナル・コンキリエの運営におきまして、指定管理者がその管理業務を行う上で必要な指定管理費、いわゆる委託料でございまして、これを年度当初から、その額を決定して、年度ごとに締結をいたしております年度協定、こちらの中に示したいということでございます。

これにつきましては、会社経営の収支予算計画でございまして、これに1,000万

円の増額分を反映させまして、少なくとも20年度の事業計画において、いろいろ論議もいただきましたけれども、20年度のような赤字収支予算計画、これを計上するというようなことは避けたいということがございます。当初から赤字の予算計画として営業に向かうということではなく、この分を加えた中で、収支バランスのとれた形の計画の中で営業に向かわせたいということです。そのことによりまして、やはり赤字における計画で進むということではなく、その部分を加えることによりまして、営業努力への現場従業員の声のモチベーションの向上というものが図られるでしょうし、収益を新たな企画の展開に振り向けるなどによって来町を促すというような魅力づくりの進展も進められるだろう、こういうような期待も込めての措置でございます。

そういう形で、当初からこの1,000万円を加えたもの、これを委託料として計上させていただいたというのがその理由でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 朗々と委託料についての説明があったのですが、補助金だと当初からの事業計画に盛ることができないと、端的に言ってしまうと。ただそこだけなんですけれども。ただ、事業計画に載せるのは厚岸味覚ターミナル・コンキリエですよね。厚岸町が載せるわけじゃないですよね。事業計画をつくるのは厚岸町がつくるわけじゃなくて、株式会社厚岸味覚ターミナル・コンキリエがつくるのですから、ここでの云々というのが即、会社のほうとして事業計画のほうに載ってくるのかどうなのかというものがまず、1つは疑問として思います。というのもやはり、もともとある疑問としては、人格としての厚岸町と厚岸味覚ターミナル・コンキリエというものが、どうも混同されている、私方もそうなのですから、どうも答弁の内容とかも、まるで経営者のような答弁をされるんですけれども、私はそういうものは当然、聞いてません。厚岸町に聞くのは、今回の1,000万円というものをどういうふうに考えているか。それは味覚ターミナルとしての経営計画というものは、それは町が答えれるべきものじゃないと私は思ってますので、そこまでは聞いてないんですけれども、それについては、第三セクターの人格というものに関してはちょっと、私も、町との人格のかかわりというものに関してはちょっと、おいおい調べていきたいなというふうに思っております。

そうした中で、3月の補正予算のときにもあったんですけれども、1,000万円だよ。それについては冬期間、11月から3月までの経費の合計額、ここでは20年度で、町負担分を除いて4,062万9,630円、これの25%で1,000万円飛び出るから、上限1,000万円として1,000万円だというような説明がありました。私のほうで求めた部門別収支、これを見ると、冬期間の営業の中で黒字になっている部門というのは当然ありますよね。展示販売部門、これが131万3,874円の黒字、あとそれと、喫茶部門ですか、これは少なくとも5,881円の黒字なんですけれども。こういうふうに、冬期間営業することによって黒字の部分というのもあると。じゃあ、こういう部門もあるのに、すべて総体ひっくるめて、その払った経費分だけで25%を掛けたものを、今回委託料ですけれども、それを出すというのはちょっと乱暴じゃないのかと。少なくとも経営状況を見た中で、こういう黒字の部分とかもあるのであれば、計算方法としてはその部門を抜くとか、やはりそういうもの

も計算式のうちでは必要じゃなかったのかなというふうに思うんですよ。それについてちょっと、教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答えしたいと思います。

その前に、最初の部分でございますけれども、ちょっと私のほうで言っている部分に誤解してとらえているのかなという部分もちょっとございますので、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思っておりますけれども、あくまでも収支の計画書なりつくるものは会社でございます。会社でございますけれども、味覚ターミナル・コンキリエを運営させるために、町が指定管理者を指定いたしまして、そちらにその業務を代行させているという関係でございます、町の厚岸は。そういう関係でございます。ですから、それに対して業務を代行させるために必要な経費、委託料でございますけれども、それを指定管理者として委託料を支出しているというのがこの形態の中であるということでございます。

したがって、町のほうでは21年度の味覚ターミナル・コンキリエを運営するに当たりまして、どうしても今の経済情勢の中で、この委託料、指定管理の中に1,000万円、さきに20年度のほうでご論議いただきました1,000万円という部分も算定いたしましたけれども、この程度のものを加えなければ、単年度の運営そのものも非常に厳しいという状況の背景にいたしまして、この指定管理費の中にこれを加えたものとして年度当初から示し、それをもって単年度協定を結び、それをもとに、会社の計画では少なくとも赤字の事業計画というようなもので出してくれば、それを立てざるを得ないという自体は避けたいという考えのもとであるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、算定方式の関係でございます。

算定方式の考え方につきましてはいろいろあると思っておりますけれども、さきに20年度でもご説明申し上げましたけれども、この委託料のあり方につきましてはいろいろ、平成8年から11年にかけて、いろいろ議会の中でも論議をいただきました。そして論議をいただいた結果として、一つの方向性として、全体経費の25%という、1月から3月までという期間設定はございましたけれども、そういうようなものを導き出されたということなんです。それを私どもはベースにいたしまして、今回、ご提案を申し上げているというのが一つでございます。

それから、おっしゃるように、確かに部門別で見ますと黒字のところはあります。でも、全体で見ますと、当然、その部門を運営していくための管理部門というものもございます、総務の部門でございますけれども。こういった部門での部分では当然経費もかかってくるわけです。その部門だけ見ますと、収益がありません。一方的に支出、出ていく経費ばかりでございます。そういったものを見比べ、全体のいわゆる運営経費という中で算定に当たっているということでございます。

この考えにつきましては、先ほど言いましたけれども、以前に行ってきた算定の考え方と同様の考え方で算定をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 以前に、以前にというふうに平成 8 年からの補助金のやつを言われているんですけども、当然、私とその議論の場に入っているわけでもなく、それが正しいのかどうなのかというものも、私のほうではいろいろと疑問がある。とりあえず今の段階で私が思っている疑問というものもある。当然、算定方法はだから、前回がそうだからといって今回なのかというような問題じゃないと思うんですよ。

そして、あと、今回は当初から 1,000 万を委託費のほうに上げてやるよと。じゃあ、もし大幅な黒字化がですね、なった場合、そうなった場合、単年度だけで例えば累積赤字もすべて吹っ飛ばすぐらい客が来た場合と違って、そういった場合どうするんですかという話になるんです。それについてはどういうふうに考えてるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この指定管理者との関係でございますけれども、基本協定は 5 年間という中で結んでおります。ただし、その中に位置づけますいわゆる指定管理費、委託料でございますけれども、これは、毎年度の協定によって定めるというふうになってございます。ですから、今おっしゃられるような事情の変化というような部分がございましたならば、当然、その委託料の内容という部分についても、そのままでずっと継続するということにはならないというふうに考えております。当然、委託料の、都度、状況に合わせた見直しという部分も出てくるだろうというふうには考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 毎年度、委託料については改定するというんですけれども、それ想定してるのは、当然、1,500 万というものの基準じゃなくて、それは毎年毎年の管理費用で動くからという、そのことを想定してるんじゃないですか。今回のような 1,000 万円分をいきなり増額させる部分をその協定の中で想定しているとは私は思えないんですよ。だから、少なくとも 1,500 万の算定根拠となったものの、その金額が若干動くぐらい、それを引き取るのは 5 年間だというふうにやはり考えたほうがいいんじゃないのか。そういった点ではやはり、これはやっぱり今は委託料とするんじゃないくて、例えば 3 月の、20 年度の補正予算と同じで、補助金のほうに向けたほうが妥当じゃないのかなというふうに思うところであります。

あと、管理費の算定基礎ということで、これは私が要求した資料じゃないんであれだったんですけども、ちょっと気になった点というのが何点かあるんですけども、厚岸町の、要は算定基礎となる基本の 1,500 万分の基になる基礎数値なんですけれども、厚岸町の占用面積といったところで休憩室及び相談室、喫茶部分ですね、それとあと会議室というところがあるんですよ。これが厚岸町の占用面積というふうに入っているといっ

たものについては、どうなのでしょう、この会議室というのは、よく宴会とかでやられる場所なのかなというふうに思っているんですけども、それと休憩室及び相談室というのは、これは旧エスカルと言ったかな、の分なのかなというふうに私は思っているんですけども、違ったらば指摘していただきたいと思うんですけども、そうすると、この会議室と喫茶室が厚岸町の占有面積だということであれば、じゃあ、味覚ターミナル・コンキリエが使う場合は、これは使用料とかというのは取っているのですか。それについて。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

会議室等でコンキリエが使用する場合には、利用料を取りましても、その利用料は指定管理者のほうの収益として、その経費に充てるという形になってございます。それは条例でそういう形になっておりますので、実際に使っている部分につきましては、それは使用料を納め、また収入に入れるというような行為は行ってございません。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 そうすると、施設の占有面積として厚岸町が占有しているにもかかわらず、実際には味覚ターミナル・コンキリエが占有して使っているということなんですか。厚岸町の例えば人間が、いつでもここをただで借りて使うということが可能なのかどうかというののちょっと聞きたいと思います。

それについては、後で資料請求された方もいるので、こちらのほうについては余り、あれなんですけれども、それだけちょっと疑問に思ったものですから、教えていただきたいと思います。お願いします。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 会議室につきましては、全体の公の施設でございすけれども、これにつきましては、利用に当てるということで、この利用につきましては、申し込みがありましたならば、占有の許可といいましょうか、そういう形の中で使用を行わせてございます。

ただ、余り実績としては件数ございませんけれども、19年度、20年度の数で申しますと、コンキリエ以外でございます、19件の使用許可の実績があります。金額にいたしますと2万1,000円ほどでございますけれども、全体で、そういう形。それから20年度につきましても20件、金額にいたしますと2万円程度の実績があるということでございまして、これにつきましては、使用申請が出てきた場合につきましては、それが、特に障害がないといいましょうか、基本的な部分で出てきたものについては許可を与えるという形の中で運用がされてきているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 さんざん20年度の補正予算の中でも議論してきたんであれなんですけれども。

そこで、厚岸味覚ターミナル・コンキリエの代表取締役社長に今度はお聞きしたいと思うんですけれども、味覚ターミナル・コンキリエ、収支が悪くなったというのは、当然、平成16年からですね。各部門別の収支決算というものを出示してもらったんですけれども、大体レストランとか喫茶、展示販売については、おおむね同じような、横ばいの数字なんです。魚介市場だけが、例えば売上が1億1,000万とか1億2,000万とかあったものが、16年度から1億を割って8,900万、そして17年度も6,600万と。20年度に当たっては7,300万というように、要は魚介市場の収益が落ちたことというのが、ちょうどぴったり味覚ターミナル・コンキリエの赤字の推移と重なるわけなんです。そういった中では、魚介市場でやはり売り上げが1億円以上が達成できると、今の味覚ターミナル・コンキリエというのは黒字化することが可能だという結論にもいけるわけなんですよね、外部要因というのはさまざまなものがあって、一概には言えませんが。

しかしながら、1億円のが6,000万円、7,000万円まで落ちたことによって、そのときからやはり、経常収支が悪くなっているというのであれば、やはり魚介市場、炙屋のてこ入れというものが必要じゃないのかなと私は思うんです。やはり、3月のときにも議論になってましたけれども、経営の改善計画といったものを示せないのかというようなことでいろいろとる、皆さんも聞いたんですけれども、やはり、この魚介市場の1億円以上の売り上げを確保する明確なものというものをやはり考えてもらわなければならないんじゃないのかなと、そういうふうに思うんです。それについては社長はどのように考えているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、部門別の各収支についてのご意見、承りました。全くそのとおりでございまして、私からあえて、重複する点もあろうかと思いますが、お話をさせていただきたいと存じますが、レストラン部門におきましては、開設以来、毎年収支5,000万台で推移いたしております。それから喫茶店、これも800万から900万円で推移をいたしております。展示販売、このことについては1億円から8,000万の推移で売り上げがなされております。

ただ、ご指摘をいただきました魚介市場、炙屋の件でございまして、平成8年から平成15年までの収支を見ますと、売り上げは、お話ありましたとおり、1億円台で推移をしておりました。しかしながら、平成16年度以降、年々売り上げが下降いたしまして、平成19年度では、最盛期、平成11年でございまして、そのマイナス4,200万円の7,200万円の売り上げしかなかったということでございまして、実はこういうこともあり、平成17年に、1つの改革案として、冬期間、炙屋を閉館いたしました。しかしながら、残念なことに、その効果というものがあらわれてこなかった。その後、再開をいたし、今日に至っておるわけではありますが、ご指摘のとおり、この炙屋のあり方、経営改善の一つとして今後考えていかなければならない重要なことであろう、そのように私も認識をいた

しておるところでございますので、どうかこの点につきましてはご理解をいただきたいと思うと同時に、先ほど来から1,000万の件のお話がありましたけれども、大変厳しい経営状態にもあり、さらにまた、指定管理者と町との関係においても、ぜひご理解をいただきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 私も、この味覚ターミナルを建てることになったその前段のマスタープランであるアクティブタウン云々というものにも多少かかわってたんであれなんですけれども、やはり魚介市場というのが建設当時目玉だったわけなんです。ただ、当然、時間の経過とって、釧路市でも同じような形態のところができるとか、道内いろいろなところで同じような営業形態というものが出てきたときには、やはり、売りとしていたものの売りがもう、廃れてしまったというか、そういうことになっていると思うんですよ。ですからやはり、これについてはしっかりとした対策というものを考えていただきたいと思うんですよ。

できましたらば、今この場での即答というものが難しいのかもしれませんが、少なくとも炙屋、魚介市場をどうするんだと、いつまでにどういうふうにするんだと。例えば先ほどから言ってますけれども、売り上げ1億円をいつまで確保するとかというものが明示できないんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 余り、改革につきましては本当に頭を悩ませております、社長といたしましても。

そういうことで、ご承知のことと思いますが、いろいろな改革を試みました。先ほどお話しいたしましたとおり、平成17年の冬期間を閉鎖する、さらにはまた、運営に当たりまして、少数しか来ない場合の経費等の削減について、どのような利用をすべきかということで、少数の場合は、テントというんですか、幕というんですか、それを引きながら利用していただくとか、さらには、冬期間における温度調整等におきましても、天井が非常に温度が高い。その温度を利用して、下に流して均衡の温度を確保すべきであるとか、それぞれ改修もいたしましたし、堀委員が今ご指摘されたように、炙屋の改革については、今日までは大変な、心得ながらやってきたつもりであります、しかしながら、ご指摘のとおり、近隣町村にも同じような施設もできた、さらにはまた、観光客の減、さらにはまた経済動向等々、いろいろな理由がありましようけれども、大きなマイナスになってしまっているという現実を踏まえ、今後、この炙屋がどうあるべきかというものをいろいろと考えていかなければならない、そういうことには認識が一致いたします。

しかしながら、いつまでそれではその改革をしようとしているのかということにつきましては、改革を念頭に置きながら、今までの成果というものを総括し、さらに今日の経済状況等と観光客の減少等々も踏まえ、また将来の推計等も踏まえながら、この問題

については検討をしていかなければならない、近々にしていかなければならない、そのように考えておりますので、これは社長のみならず取締役の一致した考えであります。どうかそういう点につきましては、今質問を受けましたことを念頭に置きながら、その改善策を取りまとめてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 今現在で改革案というものが恐らくないといった中ではそういうお答えにしかないのかなというふうに、ただ、少なくとも報告、毎年、町議会のほうに上げる、このときまで出せるんでしょうか、それとも1年猶予くれとか、そういうような話になるんでしょうか、どうなのでしょう。それともまだ、2年、3年かかるんでしょうか。

やはりその間、冬期の営業損失があるがために町も委託費というものを増額していかなければならないんですから、やはり早急に出してもらわないとならないと思うんですよ。今出せないのであればやはり、近々の中の経営状況報告、今度は恐らく株主総会というものが当然やられると思いますので、こういう議会の話とかというものも恐らく株主の中에서도いろいろと出てくるとは思うんですけれども、やはりそういうものも踏まえて、その前に開かれるであろう取締役会などで、やはり早急にまとめて、それを町民のほうに示していただかなければ、やはり、何といても、経営が苦しいからといったって、町民だって納得できないところというのがあると思うんですよ。そういった中では、出す時期というものを、目標数値をはっきりさせた中で、いつまで取りまとめて出すというものはっきりしていただきたいんですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいまは委託料の関係についての議論をいたしているわけですが、1,000万についての増額分についてはご理解をいただきたい。町長と社長という関係にあるわけですが、町長といたしましては、そういうことで提案をさせていただいておるところですが、しからば、1,000万を上積みした委託料というものが、出したことによって、来年度、コンキリエの経営が単年度収支において黒字になるのかといえば、今までの推移からいたしましても大変難しい経営状況にあると考えております。しかしながら、公金を使うこの予算計上の中で、やはり、先ほど来、または20年度の補正予算においていろいろとご指摘をいただいたことを踏まえながら、町民に理解を得られるやはり改善案、これをつくっていかなければならないことは当然であると同時に、町民に向けての情報開示というものも必要な時代でもございます。

そういう面において、しからばいつ、その改善案が出されるのかといいますならば、指定管理者としての株式会社味覚ターミナル・コンキリエとの問題として取り組んでいかなければならないことであるので、本年度の株主総会等も行われますので、その場においても真剣に論議をしていかなければならない、そのように考えておりますので、

今ここで何年に改善案が出せるのかということについては、私から今、申し上げる資料がないということについてご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかは。

10番。

●谷口委員 今回、それでは、この示されました21年度の経営改善策というのは、これはどこでつくったものですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お示ししたときにもちよっとご説明加えさせていただきましたが、株式会社味覚ターミナル・コンキリエにおきます現場サイドの形の中でそういう部分がつくられ、できているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それじゃ、これは会社の方針ではないということですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） それは取締役会でのいろいろな協議だとかそういう意見の中のもとに、今、現場としてすぐに取りかかっているという趣旨の中で、こういうものを取り組みたいということで出されたものだというところでございます。

●谷口委員 わかりました。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、申しわけないんですけど、平成8年当時、赤字になりましたよね、コンキリエが。それで、町のほうで支援をしなければならないということで、当時はこれが赤字になったときに、議員協議会を開いて、特別委員会を5、6回、さまざまな方向から検討して、それを了承した上で支援を行ったんですよね。それが1,500万の600万でしたか、600万を4年間やったわけでしょう。今回は、私たちに何の具体的なものも示されないで、いきなり1,000万ずつ毎年お願いをしたいと。相談もないんですよ、議会に。そういう点では非常に乱暴なやり方ではないのかなというふうに私は思うんですよね。その間さまざまな資料を出してくれたり、前回は支配人も特別委員会には参加していたで、具体的に理由を説明されているんですよ。そういう中でつくったのがコンキリエの改善計画ではなかったのかなと思うんですけど、それ以降、この改善計画の、これ

は、当時出した改善計画の後に、改善計画はできてますか。平成8年9月11日に私たちに示しているのが最終的な改善案でないのかなというふうに思うんですけども。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 8年当時、特別委員会が設置された中で示した改善計画案でございますけれども、途中で修正をいたしまして、9月11日付での調整が終わった経営改善についての内容のものがお示しをさせていただいているという状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それに基づいて今まで経営がされてきたということでいいんですよね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 基本的にはこれに基づいて進められてきたというふうに私も理解してございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、改善策が示されていますよね、その中に、具体的に。経営構造の改善、その他の経営改善、それから民間協力、行政審議、そして組織として委託の算定料の明確化ということでやられてきていますよね。このとおりにやられてきているんですよね。それでいいんですよね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 平成8年当時から、これに基づきまして、これを目標に進められてきたということでございます。その結果、特に経費の削減であるとか、あるいは売り上げの部分の改善だとか、内容についての改善だとか、それはご承知のいただいているとおりのかなというふうに思いますけれども、そういうような形が進められてきたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 当時問題になった点を、資本の状況だとか、それから、今、町長のほうでも盛んに言ってましたけれども、炙屋のほうの炭代の問題なんかもあって、あそこの改善だとか、そういうことを、改善する部分は改善、それから、2階にあった喫茶を1階に移すと、そういう案内状を書いて、喫茶のほうに変えていくというようなことはやりま

したよね。その中で1つ強調されていたのが、経営体制の充実という項目が載っているんですよね、経営改善策の総括書の2枚目に③で。そこで取締役の増員というのがあるんですよ。それで、これは具体的に何を目的にして、そしてこれが実際にやられたのか、そして、その結果どういう改善が図られたのか、これについて説明をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後5時20分休憩

午後5時26分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 大変時間をとらせて申し訳ございません。お答え申し上げたいと思います。

当時の総括書の中に、1つの項目として経営体制の充実ということで、具体的内容の部分につきましては、取締役の増員というようなことを掲げてございました。平成8年当時、取締役5名でございましたけれども、その取締役の数の増員を図っている、現在は10名でございます。そういった中で、いわゆる取締役、いろいろな方面からの意見をもらいながら、それを経営のほうに役立てていこうということから、いわゆるかかわる人数を増やしたという取り組みがされているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、5名が10名に取締役が増えて、変わったことは何なんですか。具体的に。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） いわゆる取締役会の増員を図った上で、どういった人が加わってきたかというような部分になるのかなというふうに思いますけれども、例えば加わった部分で申し上げますと、商工会の婦人部長であるとか、それから、実際に、いわゆる水産魚介類の事業に携わっている民間企業の代表の方であるとか、それから経理関係を担当されている方であるとか、それから行政のほうからも加わってございます、担当課長が加わるというようなこともされてございますけれども、そういったような形の中で、いろいろな、それぞれ持っているノウハウといいたいでしょうか、そういったものを出しながら、そういった目で、いわゆる経営という部分を見てもらう、そして意見をもらうという部分では、効果がそこで生じていたというふうには理解してございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それはいつからやったんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 9年の5月から増えています。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この資料、この間12号の説明資料で、決算の推移というものをいただいていますけれども、8年、9年からずっと見ていきますと、一定の期間は、この間も説明されていますように、16年度ぐらいまでの売り上げは一定量ありますよね。ただ、16年度から利益剰余金ではマイナスになってきているということなんですけれども、それで、調子のいいときは、ある意味、一定の人がやったとしてもそれなりの利益を出すわけですよね。大変になったときに、役員等の、増員になった、今言われたような、さまざまなところから選ばれて取締役になっていただいた人の知恵と力とが発揮していただくようにしていかなければならないというのが本来の姿ではないのかなというふうに私は思うんですよ。

それで結果的に、数年間にわたって赤字。今度は赤字予算をつくらなければならない状況になって、その段階でも議会には、赤字予算ですよという報告書は出しますけれども、どうしたらいいだろうというのは一切ないんですよ。こういうのは、取締役会だとか、あるいはコンキリエの中に、何か検討するような、そういう組織等が機能しているのかどうなのか、そういう点ではどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 申し上げたいと思います。

取締役会の中でも、当然、経営の部分というのは、そちらのほうをどうするかという、当然協議の場でございますので、そういった形の中でいろいろな、提言なり、こういったものをできないのかとか、こうした場合どうだろうかというようなお話はされてございます。ただし、補正予算のときから申し上げているように、この収支の状況というのは非常に、外的要因によるもの、今おっしゃっていたように売り上げが減少してきているというような形の中で、経費削減、あるいは外に向かっての外商であるとか、こういったような部分で行っておりますけれども、そういったものでも補い切れないような状態になっているというような状況の中で、じゃあどう売り上げを伸ばしていくかという部分なんですけど、これは非常に難しい状況にあるというようなことでございます。

取締役会の意見といたしましては、そういった経営努力等はもちろんするわけでございますけれども、やはり、今持っている味覚ターミナル・コンキリエの機能、こういっ

たものを継続して持って、運営をしていく上では、やはり今の、いわゆる町の指定管理費、この状況では今の時代にあっては、それによって収支バランスをとるということとはたえられないような状態になっているということでございます。それでやはり、その機能を持った運営をするためには、やはりここは町の指定管理費、こういった部分について同額を図ってもらわなければ、やはり運営という部分については難しいという結論の中で、それを受けてそういう提案をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 私が言いたいのは、結果的に、経営危機に向かいつつ、平成16年を境になってきているわけでしょう。もう、今は平成21年度なんですよ。そうしたときに、内部でどういうことが行われてきたのか。やはり、問題が起きたら、傷口が広がらないうちに対策を打っていくのが当たり前だと思うんですよ。そうであれば、やはり、取締役会、総会、そういうものに出す議案等で、赤字になってもいいということで、どんどん通っていく仕組みになっているのですか。

例えば、ちょっとお伺いしたいんですけど、そうであれば、平成17年度、18年度、19年度、20年度、これらの総会、時間どのぐらいかかっているんですか、やるのに。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 5 時37分休憩

午後 5 時38分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お待たせしました。

17年以降の、まず株主総会での時間でございますけれども、1時間半から2時間程度の中で株主総会が行われているという内容でございます。

それから、最初のほうの関係でございますけれども、先ほども当然、じゃあこのままで行くのはどうかということで、先ほども町長のほうからも答えていますけれども、例えば17年には営業時間を変更するだとか、休むだとか、そういうこともやってみて、どうなんだろうかというようなことも実際に取り組んだり何かという方針も、実は取締役会の話の中から出てきたものでございますし、うまくいった、いかないは別にいたしまして、そういうような形での、いわゆる営業形態の若干の変更だとか、こういったようなことも進めてきております。

ただ、16年当時から、やはり、その以前から、要は平成8年当時から、やはり委託料そのものについての、会社側のほうとしては、現行のままであれば、要するにそのまま

指定管理を受けて、そのままの形の中で運営をしていくというのは非常に厳しいんだというような条件の中でお話は出ておりました。その辺につきましては、既にご案内いただいているかなというふうに思いますけれども、そういった中で、いわゆる冬期間の、要するに通年運営させるために必要な経費というような形でもってきていたと。外因と言いましたけれども、当然、売り上げが伸びますと収益が出てくるという状況になりますから、そういった時を経て、またこういうような非常に厳しい経済社会情勢になってきている。この時点におきましては、やはりそういった委託料の見直しという部分が必要であろうと、当時から言っていた、そういうような考え方というのは、取締役会全体の中にあるということをお伝え申し上げたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、町長がよく言う町民との協働というようなお話、もう、耳にたこができるだけ私も聞いているんですけど、平成8年当時、これだけ問題になった、赤字の額もちょっと、けたも違うかもしれませんが、問題になったんですよ。それで、そのときに、さまざまな意見をやっぱり、これをどうしたらいいのかということで、さまざまな角度で意見を取りまとめをしているんですよ。町民の意見を聞いたり、あるいはまちづくり推進町民会議の幹事会で意見を取りまとめていただいたりしているわけでしょう。だから、今回は内輪だけで考えているんですよ。よく各界、各層の意見を取り入れてという話を聞くんですけど、そういう仕組みに、今のコンキリエはなっていないんですよ。やっぱり、この味覚ターミナル・コンキリエを町民挙げて何とかしようという方向に持っていくのがこういう施設のあり方でないのかなというふうに私は思うんですよ。

この間も言いましたけれども、この施設をつくるに当たっては、私は反対をいたしました。だけれども、全体として通ってしまったわけだから。そしてこれが設立されて、運営をされていくわけですから。そのときになって、私は反対したから知りませんということにはなんないんですよ。だから町民挙げて、どうしたらいいかと。うまくいっているときは全く任せておけばいいかもしれないけれども、だけれども厳しくなったときには、率直に町民にこういう状況だということを明らかにして、そして改善策を、どのようにつくり上げていくのかということをやらないと、さあ、つくりなさいだけではだめなんですよ。

そして、この間から出ていますけれども、やはり、その会社を運営する取締役会、あるいはそこで頑張っているスタッフがどういうふうに頑張れるのか、そういうものをつくり上げていくのがすごく大事なことだと思うんですよ。そういうことが、今まで話をずっと聞いていて、全然見えてこない。これでは町民、納得しませんよ。おれに任せておけではだめだと思うんですよ。そういう点では、この経営改善については、やっぱりすべてを明らかにして、方針をどうつくり上げるのか、そこが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） その件につきましては、先ほど2番委員の質問でもお答えいたしましたけれども、今日まで15年間、コンキリエの地域経済に与えた影響、または観光振興、金では計算できませんけれども、その目に見えない、厚岸町のためになった施設の部分もあるんです。私はそういうふうに認識しております。ただ、数字上の計算ではこのような赤字になって運営状況にあるという中で、私は社長として、また町長という二重の立場にございます。なぜ二重の立場にあるかという、契約であります、先ほど田辺課長からお話しいたしましたとおりに、代行させていますし、それと、地方自治法234条の指定される契約じゃないんです。ですから、私も社長という立場にあるわけなんです。または議員のだれかも社長にはなれるんです。

そういう関係の、今日の指定管理者関係にあるわけでありますので、私といたしましては両方の立場の中で、やはり、公費を使う中で、町民に対する、やはり今日のコンキリエの状況、これを情報を伝えると同時に、ご理解をいただくことについては、素直にこれは、今までのあり方について反省をしなければならない。しかしながら、過去の総括の中で、これからの改善をどうするかということについては、これは今後、これでいいというものにはならないわけでありますので、私としては、この問題については真剣に対応していかなければならないし、さらにできれば、幾らかでも単年度の赤字を解消できるものにしていかなければならない、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 経営改善の問題について、盛んに指定管理者の話をされますけど、指定管理者のことは経営改善には関係のないことでないですか。違いますか。施設の管理を指定管理者に委託しているだけの話でしょう。その中の収支の問題はあるかもしれないけど、指定管理者は特別、ここで何か論議しなければならないことではないと思うんですよね。ふさわしい相手であれば指定管理するだけの話で、この予算の今のことで話すことではないのではないですか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 聞きようによってはそのようにとるかもしれませんが、この場合の指定管理者というのは、株式会社味覚ターミナルなんです。その運営について、今、いろいろな審議をいただいているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、今、町長がいろいろおっしゃいましたけれども、町長の言っていることを私も理解をできますけれども、ただ、本来、こういう事態になっていることを、町長この間から何回も言っていますけど、議会に報告しているんでないかという話です

よね。我々、報告されて、それを否決したりする権利はないんですよ。報告することは受けることができますけど、その報告文書がいいとか悪いとか言うだけの権利は議会に持っていないんですよ。

ですから、そういうものでありながら、やっぱり、いざとなると財政支援をやったり、こういうものはしたりされたりする立場ですよ。そうすれば、やはり事前に、こういう状況だけれどもどうしたらいいだろうというのが当たり前でないのかなというふうに思うんですよ。ですから、3月になってから急に、年度内の収支を一定程度抑えるためにこうしたいというものを出示してくるのではなくて、例えば12月なら12月にその一定の方向を示して、こうできないかというのが当たり前ではないのか、議会だってそんなに十分な議論をすることを、短期間では無理だと思うんですよ。それを3月の予算に一気に持ってくるというのでは、やはり、議会をある意味軽視をしていることに私はなと思うんですよ。

ですから、私は、本当に慎重に審議をしていくとすれば、今回のこの予算、1,000万の上積みについては、執行についてはやはり、今すぐすべきでないと、我々議会の何らかの、状況を調べ尽くした上でゴーサインを出すとか、そういうことにしていかないと、私たちの歯どめというのは全然無視されてしまうことになっていくというふう考えるんですけれども、実際必要な額というのは11月以降ですよ、今回示されている1,000万の使途というのは。そうであれば、そこに行き着くまでに我々にも十分な検討をさせていただいてもいいのではないのかなというふうに私は考えるんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回のご提案に対するご指導を受けたわけではありますが、極めて重要なものと認識いたしております。その点、これからの予算計上に当たっての議会との対応については、十分に心得た中で対応していかなければならない、私もそのように考えております。

しかしながら、今回提案いたしました件につきましては、どうかご理解をいただいて、これからの指定管理者等の問題については、十分に、今のご指摘を踏まえながら、さらに協議を重ねる誓いを持つべきであると。私も改めて、その点については反省をいたしておりますし、そういう方向で進めなければならない、そのようにも考えておりますので、この点、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、町長あれですか、今後必要というか、状況の急激な変化だとか、急激な変化もどこまでを指すかという問題もありますけれども、やはり我々も対応できるかどうかというのもあると思うんですよ。その辺も理解した上で情報を提供していただく、あるいは相談をいただくというふうなことになるって、お互いの信頼がなければならないと思うんですけども、その辺では確立ができるものなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

今、ご指摘がございましたことも必要なものであると、私はそういう認識をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

この目で。

13番。

●室崎委員 今回、委託料の中に1,000万を組み込んで、1,000万増額になったと。多少の変動は、これは別にしてね。それについては、今、るる、2番さん、それから10番さんのお話の中で聞いていると、委託料という名目でなければ味覚ターミナルにとっては余りよろしくない。新年度予算を組むに当たって、委託料という形でもって入ってくれば赤字予算を組まなくてもいいから、だから委託料という中に補正で出てきた補助金が入るんだというようなふうに聞こえたんですけれども、まずその点はよろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

指定管理業務を行わせる上で、21年度について、その運営を任せるためには、その収支バランスを考えたときに、やはりそれだけのものが必要であろうというふうにまず判断をさせていただいたということでございます。

それで、やはり、おっしゃるとおりに、委託料の中に、当然、21年度においては指定管理を受けるに当たってかかる部分というふうにとらえますと、それは委託料の中に算定をいたしまして、それを単年度協定の中で明らかにすると。そのことによって会社経営上の収支予算計画、こちらのほうにも反映できる。そうしますと、そのことがやはり、赤字予算というような計上の中において、縮小した経営方針ではなくて、従業員の気持ちの持ち方、これもやはり大きな影響があるだろうというようなことから、これはやはり年度の当初において、そういった方針をきちっと出したいということで、委託料の中に含めたいという内容のものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 委託料の中に含めなければ、当初から補助金という項目を別個につくれば、味覚ターミナルとしては非常に困るということなんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 先ほども申しましたけれども、いわゆるコンキリエの管理運営を代行させるために、指定管理者にその業務を代行させるという形になりますと、当然そこに要する経費という部分については指定管理費として見なければならぬだろうというのが基本的に持っている考え方でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 すなわち、指定管理者だから、冬期間に経費がかかって赤字が出ると。そうすると、その冬期間の分については、これは委託料の中で見ろべき筋だと、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 通年を通した、いわゆる味覚ターミナルの持っている機能、これをはっきりさせるための運営をしていくためにはそれが必要だと。その経費の導き方の算定方式の中の1つとして、そういう方法も持っているという考え方でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 幾つもあるけれども、その1つだと。この前はあの1つです、今度はこの1つとるというんでは説得力ないですよ。あなたたちとしては、これが一番いいんだということやってるんですよ。それを聞いてるんです。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 算定の方法というのが、これでなければならないという公式があるわけではございません。その辺についてはご理解いただけるかなというふうに思っておりますけれども、そういった中で、平成6年当時の算定式、いわゆる面積按分による算定式をもって基本としてきておりますけれども、その後の、いわゆる委託料算定の見直しという論議、それを、議論をめぐらして1つが導き出されたのが、通年行っていく上でこれだけのものが必要であろうという1つのものが、特別委員会の中で導き出されたものがございます。その考え方を基本に置きまして、今、いわゆる指定管理費、委託料でございますけれども、それを算定する上ではそれを持ってくるのが、いろいろな議論を経た上で導き出されたものでございますから、それを尊重した上で今回提案させていただいているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 えらい回りくどくてよくわかんないんですよ。要するに、冬期間の経費を一定の率を掛けて1,000万というものを出したんでしょ。それを、指定管理者なんだから、通年でもって営業するとなったらその分も委託料に足さないと、本来の委託料としてのきちんとした営業ができないだろうというから今回やったんだと、これが最高のやり方なんだと、そういうことじゃないんですか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそのとおりです。ですから、私どもは今、ご提案をしている次第でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、何で補正でもって補助金でやったんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

1 つには、もう年度末にかかってきているという部分がございますし、もう 1 つの中に、実は指定管理者との基本協定書でございます。委託料の関係につきましては、単年度の、いわゆる年度協定の中で定めるというふうになっておりますけれども、その中で、その単年度の委託料につきましては清算なし、基本的には年度の途中において変えないというのが規定になってございます。そういったような部分も 1 つあるということと、それとやはり、もう既に年度末に来ている状態の中でございます。20年度につきましては補助金が妥当であろうという判断のもとに提案をさせていただいたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 要するに 1 年、1 年だから、1 年の中で変えることできないからそのときは補助金でやったと。ことしは年度初めだから、補助金を潜り込ませても何も問題ないんだと、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 補助金を潜り込ませるという解釈はどうかと思いますけれども、基本的にその分をオンした形、いわゆる1,000万を加えた形での単年度協定という形の中で、きちっと年度当初において契約し、その指定管理業務を代行させたい

という内容のものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。ちょっと言葉が悪かった。訂正します。潜り込ませたんじゃなくて上乗せしたわけだ。今、オンって言ったんだから。そういうことですね。

それで、何で私が今、こんなことをくどく言うかということ、そういう話は全部内向きの話じゃないかと思うんですよ。それで町民が納得するかどうかなんです、問題は。それで、情報開示ということはいろんな場所で言われますけれども、結局、委託料という中でもって、味覚ターミナルというのが指定管理者だからとかいろんな話はあるでしょう。とにかく1,000万、20年度は補助金でつけたと。同じ額が今度は委託料に上乗せだと、そして、委託料という中に入ってしまうから、幾ら補助をもらっているかなんていうことは全く表に出なくなる。すなわち見えなくなるんですよ。見えなく、見えなく持っていていっていることに結果においてなっているんですよ。意図的にそうやっているとはあえて言いませんがね。

そうすると、そうでなくてもいろんな地域での第三セクターというのは、それぞれ経営が大変です。町長は、とかく第三セクターというものは親方日の丸というふうになりがちであるというふうに前回補正の答弁でおっしゃってます。ただし、厚岸の味覚ターミナルがそうだという意味ではもちろん、町長の言い方はそうじゃないし、私もそういうふうには受け取ってはいません。しかし、厚岸町民はどう見るか。いろんなところの新聞記事なんかで見てると、5,000万だ、6,000万だというような金がどんどんどんどん、事実上の補助金が委託料という名目でつぎ込まれているところはあっちこっちにあるんです。だから、厚岸だって、委託料というもので出てるのは、結局はそういうつかみ金なんだろうというような見方がされがちです。そのときに、厚岸町の場合には、面積割やこういうきちんとした計算式で、こうやって1円の位まできちんとして計算して委託料というものを出しているんだよということが言えるわけですよ、今までは。だけれども、今ここでもって、冬期間の経費なものですから、補正では1,000万、補助金で出していたんです。それと同じ金が今度は、ああで、こうで、こうで、ああだから、結局、委託料に乘せるんですということになって世に出れば、結局、いやあ、面積割がなんの、何がなんのといろんな細かな小理屈はごねてたけれども、結局は足りない分だけ突っ込むための計算式でなかったのかと。せっかく今までやってきたことが水泡に帰してしまうおそれがある。それを私は非常に危惧するわけです。

要は、内向きの、経理上の問題だとか何だとかと言う以前に、この施設が町民のきちんとした信頼を持てるかどうか、もう一言言うならば、その施設に対応する厚岸町の施策がきちんと厚岸町民の信頼を受けられるかどうかというのが、今後、この味覚ターミナルを存続していくかどうかの、まさに分かれ目だと思うんですよ。その意味において、このやり方は甚だ不適當だと、そのように言わざるを得ないんですけれども、そういう、町民の理解を得るという意味からいいのか悪いのか、その観点からお答えいただきたい。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

町が持っている味覚ターミナル・コンキリエという部分につきまして、これをやはり、その設置目的、機能を持たせながら存続を続けていくということも一つは大事なことからかなというふうに思っております。

それで、やはり、これまでも、いわゆる経営に対します町からの負担という部分につきましては、るる議論をいただきました。そういう形でございますけれども、そういう中でやはり、21年もこの味覚ターミナル・コンキリエを継続して運営をしていくということを考えたときに、やはり、この業務を代行させる指定管理者が、その業務にたえ得る町の負担、これはやはり必要であろうというふうに考えます。そうしますと、やはり、これは業務を代行させるために必要な経費というような考え方の観点に立ちますと、それは年度当初において、これで業務を実施させるんだ、するんだというような気構えという部分も大事かというふうに考えます。

そういうようなことから、やはり、私は、年度の当初において、きちっとした形で今年度の事業をやっていく上においては、町では、この代行に係る指定管理費として、これだけのものを支出します。あとは経営努力をもって、さらに事業の進展、経営の増進という部分に取り組んでいただきたいというふうに持っていくことが大切かなと。そのことがやはり、現場における従業員の意識、こういったものにも大きく影響出てくるのかなと、このように考えております。そういう趣旨の中から、今回このような提案をさせていただいているという内容でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 結局、味覚ターミナルの経営上の都合、それから従業員の意識、モチベーション、意欲、そういうものは、町民の理解を得るというために何が一番大事かということよりは大事だと、そういうことですね。今の話を聞いてると、そういうふうにしか聞こえない。私は町民の理解を得るためにどうしたらいいのかという観点からいってどうなんだというのに対して、あなたは、味覚ターミナルの従業員の意欲を減退させてはならないんだということを第一におっしゃってる。ということは、そちらのほうずっと大事だと。そういう観点からこれを決めてるんだと。補助金というふうにして2つに分けて、対外的にも明確にするということはないで、ひとくくりにして委託金という名目の中に置くというのは、そのほうが味覚ターミナル内部においては皆さんが喜んでくれるからだと、そういうことですね。住民の理解というような問題は、それよりははるかに、いわば比重が低いですと、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 私は、一番大事なことは、味覚ターミナルの運営、味覚ターミナルの機能存続、これが一番大事なもののかなと、このように考えております。決して従業員云々ということではなくて、やはり味覚ターミナルの経営、運営を考えて

いるとき、そこに携わる人間、マンパワー、こういった人方の力の発揮があつて初めて、その運営に前向きな形でもって進展していくというふうにとらえます。

1つの方法として委託料、補助金という分け方の中でもありましょう。ただ、私が考えるのはやはり、そういう味覚ターミナル・コンキリエの運営、実際に年度の初めから取りかかっていく、事業計画、こういったものを立てていくときに、少なくとも赤字のもので取り組むという形のものは、やはり避けるべきであると。事業を今これから進めていくという形の中で、補助金で見るか委託料で見るかといった場合についてはやはり、委託料という一つの、代行するための指定管理費として見て、その部分を計上するという形が適当ではないか、このように考えます。

決してまぶして見えなくするということではございません。もう既にご案内のとおり、これは毎年毎年の、いわゆる単年協定に基づいて委託料というのは決めることになってございます。当然、予算計上の中にも出てまいります。議会のご審議、今もいただいておりますけれども、こういった形の中でご審議をいただきます。そういうことを考えますと、やはり、年度当初において、年度の協定の中にきちっとあらわすということが一番妥当ではないかなと、このように考えるものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 何回言っても同じで、声涙ともに下る演説をいただいたのでね、私も情においてはよくわかるんだが。だけれどもね、今、あなた、議会の議論を云々と言ったけれど、そこには味覚ターミナル管理委託料としか出てこないんですよ、予算書には。資料要求して初めて出るんですよ。ああ、ことしは2,400何万なんだな、委託料はな。それで終わりですよ。

それから、補助金だと赤字になるような物の言い方してるけど、例えば病院会計予算でもって他会計補助っていうのがありますよ。当初予算でもって組むことだってできるでしょう。問題は、何遍も同じことを言うけど、外にはっきりと見えるようにして、どうして必要なのかということをしちゃんと説明する。そのことによって町民の信頼を得られるのではないかというふうに思うんです。何かあなたは、今、もう味覚は赤字なんだからつぶしてしまえと室崎が言っているとでも思っているのかもしれないけれども、そんなことは私は言ってないんですよ。一番大事なのは、この味覚ターミナルというのを今後、今、町長は、10番議員との質疑の中で、早急に改革案を出すという意味のことをおっしゃってるから、私もそれに期待します。

ただ、今言っているのは、この委託料に限ってだから私は聞いているんだが、問題は、少しでも中身がよく見えるような形で出すことが、一番基底となる町民の信頼を得る基本でないのかということを行っているわけですよ。それに対してあなたは、指定管理者だから健全に経営できなきゃだめなんだと、そのためには従業員のモチベーションが云々というような意味のことをおっしゃるけど、それはちょっと、いわば話の論点が違うんじゃないか。あなたがその立場でもって、一生懸命苦労している従業員の苦労もわかるから、それは何とかしてやりたいというのはよくわかるけれども、ただ、そういう思いが幾らあっても、今、町の人たちどんなこと言っていますか。この不景気だけど、やつ

ぱり三セクなんてのはいいもんだなと、1,000万ぼんと出るんだそうだ。おれんとこの商売、このままいったら破算するかしらんけれども、だれも助けてくれないもんなと、こういうような反応になってしまうんですよ。これが一番恐ろしい。そういうことを言ってるんです。意のあるところをお酌み取りいただきたいですな。この程度でやめますけれども。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 町民との関係であります、これはもう、今回の指定管理者における代行業務としての予算計上のみならず、すべての予算上におけるものが言えるかと思えます。しかしながら、今回の指定管理者における予算計上については、金額的には極めて、私は大きいものであるという認識の中で、やはり町民に対して親切に情報を提供しながらご理解をいただかなければならない、これは当然のことであります。

しかしながら、私といたしましては、やはり味覚ターミナル・コンキリエは、公的な施設という、公的使命がある施設ということを考えれば、今回の方法が最も最良な方法であるということで提案いたしておりますので、どうかこの点をご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番さん、いいですか。

●室崎委員 あとはまあ、意見の相違だから。いいですよ。

●委員長（音喜多委員） この目でほかに。
14番。

●竹田委員 民間から考えて物を申したいわけですがけれども、経営改善ということが先ほど来から町長の答弁にもいろいろされてきました。前回お聞きしました従業員割引ということがあったというお話を、それについて改善をしていきたいというふうに町長答弁していただいたわけですが、この事実については、あったのかないのかということについては、事実があったというふうに私は答弁で受けております。されば、この従業員割引ということがしっかりと、何年度は幾ら割引をして、どのくらいの金額になっていたのかということは、当然わかっていなければならない数字だというふうに普通は思うわけですね。まずそこのところを、数字はきちっと押さえているのかどうか、お聞きしたいです。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 6 時20分休憩

午後 6 時22分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

19年の実績で申し上げさせていただきたいと思います。以前にもお答えしていると思いますけれども、割引率の関係ですけれども、再度お答えさせていただきます。レストラン20%、魚介類、それから喫茶、それぞれ20%、展示が10%という従業員割引率をもって行ってございまして、19年の全体の、いわゆるその割引相当額でお答えさせていただきたいと思います。全体では5万5,294円という形になってございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 19年だけ。当初、この割引というのは、コンキリエができたときに、どういう発案で、何を目的としてやったのかというふうになっちゃうんだけど、とりあえず、19年度から始まったわけではないんで、なぜ19年度しか答えてくれないんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この割引率の議論をいただいたのは、昨年の6月からそのころからだったと思います。それまでは、この割引率、幾らだという押さえ方、会社のほうでも実は、総額でどのぐらいというような部分は、押さえとっておりませんでした。そういう形の中で、竹田委員のほうからそういうような形の中で押さえるようにというようなご指摘等々もいただきましたので、それにあわせて19年度の実績を拾い出したということでございまして、申しわけありませんけれども、私、18年度以前の部分については、ちょっと、持ち合わせていないというような状況に相なっております。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 経営改善ということを前提に私質問しているわけですが、この部分がいいとか悪いとかというのは、またさまざまな、それぞれの考え方というがあるので、そこには触れませんが、今こういう状況になったときに言われるのは、なぜ従業員割引を改善しないのかと。苦しいときに、やはりその部分については改善すべきということが町民に対してもいい理解を得られる理由の一つになるのではないかなというふうに私は理解するわけですよ。ですから、その従業員割引が、当初の経営が始まったときからこれが始まっていたのかどうなのかということは、昨年の質問したときに、やはり調べておくべきでなかったのかというふうに思うんですよ。19年度はそうだったかもしれないけど、18、17、16、15、14とずっとなったときに、どうだったのかというふうになると思うんです。ただ、今その数字を申し上げてくれというふうには私は言いません。ただ、言いたいのは、そういうことも改善の一つとして、これから考えていかなければ

ればならない事実上の経営の悪化という部分について、改善策として触れていかなきゃならない部分ではないのかというふうに昨年度、町長に申し上げたところ、町長は、改善していかなければならないのではないのかなというふうな答弁で終わっているんですよ。ですから私は、苦しいときにはやはり、従業員ともどもに苦しさを乗り越えていくためには、その一つも、やはり改善策として見直していかなければならない一つでないのかなというふうに思います。いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 確かにご提言もいただいております。会社のほうにも伝えてございました。ただ、一方では福利厚生的な部分、それから、みずからの部分はみずから利用するというような部分の促進というような部分もございまして、20年度はまたさらに件数、額とも少なくなっているようでございますけれども継続されている。

これにつきましては以前から、この割引率というものをもって取り組んでいたというふうなことでございますけれども、さらに、確かに今後の経営改善の部分、これからはこれでいいんだということにはなりませんので、当然これについても、再度、路床に上げてまして、検討を加えたいと、このように思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 やはり、従業員が一生懸命働くという部分についての、そのメリット性というのは十分わかるわけですよ。私はゼロにするということとはしなくてもいいと思います。自分自身も経営者ですから、やはりほかの人との待遇は、やはり見てあげたほうが、従業員としてメリット性があれば、そこに職責という意味からは、働く意欲も変わってくるので。ただ、20%というのは、利益が4割も5割もあつての20%だったらいいんですけども、この20%というのはもう、プラ・マイのゼロのぎりぎりの限界の20じゃないかと。諸経費云々、固定費、原料費、そういう部分を除いたときに、この2割というものは大きなものだなというふうに普通は認識すると思います。だからそこを、5%なり消費税部分だけでもというふうな見方をしてはいかがかというふうに思います。

それから、もう1つなんですけれども、経営の改善策ということで、我々議会の中でもコンキリエを利用するときに、必ず1人前幾らという形でコンキリエのほうとご相談をしながら、1人前幾らというふうに決めて、食事等をさせていただく上で、おとしあたりも2,500円とかという無理なお願いをしてきた。去年から、民間のことで考えると、食事だけでも3,000円から3,500円もらわないと、もう達成できないぞという中で、これはあるのかなのかということじゃなくて、そういうことを聞くんじゃないかと、町職員側もコンキリエを利用するに当たって、無理のないお願いをして、経営改善策に協力していかなければならないんじゃないかなというふうに私も思っています。そういうことも踏まえて、経営改善策に努めていただきたいというふうに思いまして、終わります。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 従業員の割引率につきましては、決して利益率を上回るようなものを行っているということではないということをご理解いただきたいと思います。ただ、申しますけれども、これでいいということではなく、竹田委員がおっしゃっていることの一つの提案というふうに受けとめさせていただいて、さらに今後の改革に当たっての検討に加えさせていただきたいというふうに思います。

それから、町の職員も利用という部分に当たりましては、これは私ども、会社のほうにも言ってますけれども、一般のお客様と何ら変わることはない、決して特別視の扱いでのものは受けてごさいませんし、そういうことのないようにという趣旨の中で経営をしていただいているというふうに理解していますし、そのような経営がされているものというふうに思っております。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。

- 竹田委員 はい。

- 委員長（音喜多委員） 次、11番。

- 大野委員 先ほど来から、この委託金の1,000万円の増強といいますか、上乗せについてはるご討論があったとおりでありますけれども、僕はまず、経営改善策として、これはまず、損益分岐点、一体幾ら売り上げないと最低ラインペイできるかというのをまず把握すべきだと思います、一応経営なんですから。それに向かって最低目標で、それから、職員の方もいろいろ、精いっぱい努力されているのはわかるんですけど、まず経営を把握して、幾ら売らなきゃもうからないんだというのをやっぱり全職員わかってないとだめだなという気がするんですよ。その上で、先ほど竹田さんも言っていましたけれども、職員割引というか、逆に一般企業ですと、逆に、達成するためにノルマかけたり、そこまではせいとは言いませんけれども、かけたりしてますよね、現状の一般社会では。だからやっぱり、一応食べ物商売でお客様商売なんですから、来てくださいという、観光客相手ですけど、今度、来ないときにはやっぱり地元をお願いするしかないと思うんですよ。町民へのアピールをもっとやっぱり、広告料かけてでもいいからアピールして、何とか、まずは地元に使っていただくという努力をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 年度計画を立てて、営業に向かっていく部分については、その辺の損益分岐点をきちっと見定めながらやっていくというのは必要なことだというふうに私も思っております。ただ、そういった損益分岐点の設定に当たりましては、先ほどから言いますように、建物全体を要するに町として代行させているわけですから、その業務をやるためには、ではどのぐらいのものがあるか。例えば町の指定管理

費、委託料がこれだけだとするならば、残りの部分できちっとそれをしていくという部分で損益分岐点をやはりきちっと立てて、それに向かって経営努力していくということは当然必要なんだろうなというふうに思います。それをやはりすべて、これというふうに限定した中でもっていくという形になると、非常に難しい現状になってきているということはまずご理解をいただきたいというふうに思います。

いわゆる客層の関係でございまして、町民へのアピール、もっと町民の利用を促すようにというようなことでございます。

実は、この町民利用という部分につきましても、以前、めん類のお話ではございませぬけれども、地元の町内業者の団体のほうから、いわゆる町内の経営に圧迫するようなことのないようにという陳情書が出てまいりまして、それを採択したという経過がございます。そういった形の中で、なりふり構わず、やはり町民にアピールして、客を取り合うといいでしょうか、そういうようなことは、味覚ターミナル・コンキリエの持っている公共性という部分からいかなものかなというふうには思いますけれども、やはり、いろいろなメニューの工夫であるとか運営形態の工夫であるとかという形の中で、町民の方々に愛され、町民の方々に利用させていただくという方向性というのは、目指す方向ではあるんだなというふうに思いますので、そういう視点の中で経営に当たっていただくということが必要かなというふうに思っておりますし、そのようにお伝えをしていきたいなというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

- 大野委員 経営改善はなかなか難しい面ございますけれども、先ほど、これ、補正予算のときからずっと永遠に議論されていることなんで、重々もう、何をやったらいいかというのはわかってきたかなというところかもしれないんですけども、そういう観点から、従業員にもやはり、執行部側も把握をきちっとして、それに向かってなお一層の努力をしてほしいなと思います。

また、町内の住民に利用してもらうという面で、これ、いつ採決したかは、設立当初なのかもしれませんが、多分、15年か16年だったんですか。多分、世代もかわってきて、みんなの意識も、多分、知らない人だって、今の若い人いるんじゃないかなって思うくらい。もう1回住民アンケートなんかとって、聞き直したらどうなんですか。そういうことをする気もないし、できるとも思わないんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） これは、町内の経営者すべてという意味ではございませんし、そういう陳情の形があったという中で、実は、たしか15年に新しいメニュー開発などをするという意味合いの中で、そういった、厚岸町全体でのメニュー開発しようというようなことでめん類を提案させていただいたというようなこともございますけれども、その時点での反応も、やはり、コンキリエでの対象は、めん類を避ける、あるいは町内客をとるというような部分を避けるというような当初の約束というような

部分に固執したご意見が一部にあるということでございます。

ただ、これは町民のアンケートをとって云々ということではなくて、そういうやはり、経営者といいましょうか、町内同業者との関係でございますので、これは、話し合い等々によってお互いの理解の中で解決していくことだろうと、このように思っておりますし、また、これはコンキリエのそういう事業を通じながら理解を得る、もしくは、めん類ならめん類だけにこだわらない中でも新しいメニューの開発をしていくということに取り組んでいくことが必要なんだろうと、このように考えております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 課長、今、答弁なさった、めん類とか出せと言っているわけじゃないんですよ。それも含めて、やっぱり、世代交代しているんだから、みんなに幅広く意見を聞いて、これは多分、町民みんなで考えていかないと解決できなくなるんじゃないですかと僕は思うんですけど、いかがなものでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） コンキリエの設置目的というのは、町の産業振興、それから町の経済への波及効果、いわゆる、結局は町民のための施設ということでございます。そういう面から考えますと、町民皆さんで考えていただく、町民皆さんで大事にさせていただけるような施設になっていくということが究極の目的なんだろうというふうに思っておりますし、手段はいろいろあると思いますけれども、そういったような心構えを持って今後の運営等々に当たってまいりたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 別に質問じゃないけれども、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 答弁はいらないですか。
町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

ただいま担当課長から、るる、誠心誠意お答えをいたしました。私も、もちろん課長の答弁は、私の答弁でございます。そういうことについては今後とも、大野委員が指摘されたことを念頭に置きながら運営をしてまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。
この目でほかに。ございませんか。
進みます。

4 目観光振興費。

9 番。

- 菊池委員 228ページ、3 町広域観光推進協議会について伺います。

町長は、この会の会長であります。21年度の事業計画に、ことしも厚岸道立自然公園の国定公園化について上げようとしておりますが、あるいは上げていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

3 町の広域観光推進協議会の中に、国定化に向けた取り組みという部分につきましては、継続して事業の計画の中に上げる考え方で現在おります。

- 委員長（音喜多委員） 9 番。

- 菊池委員 そこで、国定公園化の促進に関して伺います。

このたび示された厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の結果通知書07は、道立自然公園、国定公園法に管轄的にも非常に関連、関係しているものと思われませんが、この結果及び経過報告については、3 町広域観光審議会においてもコンタクトされているのか、これからされようとしているのか、その件について伺います。

- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

3 町の広域観光推進協議会もございますし、国定化に向けた促進期成会、3 町に伴います、こういう組織もございます。当然この中で、国定化に向けた推進という組織がございます。そういった中では協議をさせていただいているところでございます。

- 委員長（音喜多委員） 9 番。

- 菊池委員 次に、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、さらには林務関係で森づくりセンター、森林組合などにも示そうとしておられるかどうかお聞きします。

- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 国定化に向けた推進活動につきましては、それぞれ参画をいただいているところでございますし、こういった部分に向かって運動しているということは認識をいただいているところでございます。

ただ、ご案内のように、厚岸漁業協同組合では、将来の漁業活動に対する不安がある

ということが、その不安が払拭できずに今日に至っているということでございまして、この辺につきましても、町長、組合長との協議、あるいは支庁長を含めた協議、こういったような形の中で取り組みながら今日に来ているという状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 私の一般質問においても国定公園化については、行政の促進意向についてお聞きしておりますし、このたびの町政執行方針にも漁協との合意形成について述べられているところであります。

焦点であります厚岸湖について、これにかかわる河川、漁場、森などについて、保全について、調査・研究について、現在及び将来に向けても体制づくりが形成されています、文面で。このたびなされた基本計画によって、経過並びに結果報告については、非常に細部にわたって調査、研究、計画がなされている関係から、国の環境省においても、あるいは北海道においても、高い評価をいただけるものと確信するものでありますが、この件について町長は、今、互いに論議されました中で、どのように進めていこうかお答えいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

厚岸湖の、現在、道立自然公園の第三種の指定区域になってございます。これが自然公園法という枠組みの中での指定でございしますので、これが国定化になる、あるいは道立自然公園になるという部分の中では、同じ第三種の特別地域ということで、網かけの内容につきましては同一レベル、同じ自然公園法の中での規制ということに相なっております。

公園指定の価値という部分にいきますと、風致景観とでも申しましょうか、そういうような中からいきますと、これは国定化に値するものだというような事前評価というようなものは、環境省のほうからもいただいております。ただ、これまでもご説明申し上げてきましたけれども、一方で厚岸湖の部分ではいろいろな漁業活動が営まれてきているという中で、これが道立自然公園から国定公園という、いわゆるローカルからメジャーレベルになったときに、いろいろな、逆に規制というものがかけられるのではないかという心配が漁業者の中に持たれているということでございます。

これまでも町も北海道等と一緒にしまして、三種特別区域の関係につきましては、今までと何ら変わることはないというような説明を道のほうからいただきながら、それを伝え、理解を得ようという形で努力してきたわけでございますけれども、やはり、今後、将来に対する扱いというものが非常に心配だということが払拭されないままに至っているということでございまして、漁協、生産者のほうも、国定化には反対はしないんだけど、今の第三種地域を普通地域に、いわゆる変更、それができないのかというようなことでございまして、これらについて北海道のほうに協議、要請等々を行ってまいりたいというふうに今現在は考え、それに向かって進めているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 考え方がさっぱり進歩していません。全く同じでございます。それでは漁協との合意形成は得られないと思います。

18ページに、町政執行方針にも、漁業協同組合や北海道とも精力的に話を進めてきたけれども、残念ながらいまだ合意に至っておりません。この後も北海道などの関係機関や団体と調整を図りながら、漁業関係者の不安が解消されるよう引き続き努力してまいりますと宣言しているわけでございます。せっかくここに、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画が、今このように細部にわたって出されているわけでございます。やはり、法を守る、あなたは法に守られるではないですけども、やはり、この経過報告、そしてさらには基本計画の状態にありまして進めるに当たっては、理解を得られるものと私は思うのでございます。漁協との合意形成には、この形態が一番、調査・研究で進められたものだと思います。

前に自然公園法について述べましたけれども、それに準じた守り育てる基本計画がなされておられると思われますので、ぜひこの基本計画について検討し、3町広域観光審議会並びに厚岸漁業協同組合、各団体、林務関係、それらの諸団体とともに合意形成していただきたいと、このように思います。町長のご判断を求めます。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

ご承知のとおり、漁業協同組合、または漁民との合意を得るべく、町との間に連絡協議会というものを設置いたしまして、今日までの協議を重ねてきているところでございます。町と漁組の関係においては、今、課長から答弁をいたしたとおりであります。しかし、道との関係がまだ進んでおりませんので、我々としては最終的に道の理解を得られなければ、行政と漁組との合意も成り立たないわけでありますので、これからは道との関係において合意を得られるように、国定公園に向かって最善の努力をさせていただきたい、そういう段階にあるということをご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 ただいま町長から現在の心境についてお伝えいただきましたけれども、ぜひともことは町長の大きな公約の一つとして取り上げていただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 国定公園化につきましては、懸念をいたしております漁業協同組合、または漁業生産者においても、国定公園においては合意をいただいておりますのでござ

います。そういう意味においては、国定公園化に伴う厚岸町におけるいろいろな課題、環境保全、さらにはまた産業の振興、経済の活性化、これらに大きく結びつくものであれば、私はそのような認識を持っておるわけであります。今後とも国定化に向けて最善の努力をしてまいりたい、かように思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員）　ほか、ございませんか。

13番。

●室崎委員　簡単に。

シカの柵なんですけれども、実は、かえって地元の人間のほうがぴんときないような問題というのも世の中にはあるようで、この休みの間にちょっと内地からお客さんが見えて、釧路から厚岸までレンタカーで走ってるんですね。それで、僕ら、厚岸は景色いいですよというときは、門静から高台に上がってきて、こう、一望に見えるところをまずは言うんだけど、その方は深山からずっとこっちへ来る間の山の景色というのも物すごくいいというふうに、いわゆるほめてくださいました。そして山の中を走ってきて、ぱっと今度は海に出ると。この釧路厚岸間の景色というのはいいですねと、非常に意を強くしたんですよ。

ところが話に落ちがありまして、あの深山からの工事現場の柵、あれは何ですかと、こう言うわけです。単管というんですか、このぐらいの太さの鉄管を縦横に組んで、そして特殊な金具でとめて、その上に今度、原色の黄色いプラスチックでカバーかけるんですね。よく工事現場やあるいは、今ここのところをこれから工事するから入らないでくださいなんていうときに塀がわりに立てたりしますよね。それが道路の両脇にずっとあるというんです。写真も何もあったもんでないと。一体あの感覚は何ですかねと言われたんですよ。

それで、ほうほうと思って、そういえばそんなのがやってたかと、この議会前にちょっと私、釧路に行ったときにもう始まってましたんで、何か工事するのかなと、そのときは一部でしたから思ってたんだが、どうもそうでないらしい。そうしたら、新聞にも出ていましたよ。非常に安い値段でシカが道路に出てこない柵をつくっていると。これ以上安いものはないんだと、どんなもんだと、開発が威張っているというような手記の記事がこの前新聞にも出ておりました。シカのことだけ考えて、経費のことだけ考えると、そのようになるんでしょうけどもね、やはり、厚岸町の観光振興とかそういうことを考えますと、景観ぶち壊しのそんなものを、もうちょっとセンスのいいものにできないのかという程度ぐらいのことは、やっぱり町から申し入れておいたほうがいいんじゃないかと、そのように思いまして、小さな話ですが言いました。

ただ、国の方、道の人、町のやつという言葉もあるんだそうです。町のやつが国の方に物を申しても、なかなか聞いてもらえないのだというのは何かでもって読んだことがありますけど、最初からあきらめないで、これは申し入れていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

一方で、シカの被害といいましょうか、交通事故も結構あったというような背景もありまして、そういう措置も必要なんだろうということですが、確かにおっしゃられるように、景観、美観、こういったようなことも考えた中でやっていただければ、それにこしたことはございませんし、そういう形が望ましいかなというふうに私どもも思います。

それで、国道の道路管理という上で行っておりますけれども、私どものほうに道路事務所長、現場の所長が定期的に町長と懇談をする機会がございます。そういった懇談の機会等々を利用しながら、果たしていかがなものかと、こういうような問題提起、今いただいたような問題提起も含めましてお話をさせていただきたいなと、そういうふうに思っております。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほかは。この目で。
進みます。

5 目観光施設費、235ページまで。ございませんか。
10番。

●谷口委員 だれが要求したのかわかりませんが、資料をいただいているんですけども、厚岸道立自然公園を美しくする会、これは、どこにこの会はあって、だれが代表しているものなんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、この会ができた背景について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

実は公園の区域内といいましょうか、道立自然公園を持っている厚岸町、浜中町、釧路町があるんですが、それぞれに、以前は北海道から道の補助金として、それぞれの町村に、いわゆる環境美化のための清掃の一部助成みたいな形の補助金というのが入ってございました。それは13年度までそういう形で入っていたんです。それが、ご案内のように、北海道のいわゆる行財政改革等々によりまして、少額補助金の打ち切りという政策が出されました。

そういう形になりますと、今までそれぞれ町村で受けていた補助金、これが少額補助

という部分に該当をしてることになりまして、補助金が要するになくなってしまいうような状況に相りました。それで、補助金を継続させていただくための受け皿といたしまして、厚岸道立自然公園の3町広域観光の推進協議会ですね、そちらを母体にしながらも、この3町によりまして、厚岸道立自然公園を美しくする会、これは任意団体でございます。これを設置をさせていただきました。会長は、うちの町長が、そのまま広域観光の役員がそのままなっているという形になってございます。それで、これが母体となって、補助金を受けて、それをそれぞれに、厚岸、浜中、釧路それぞれの事業に配分をいたしまして、そしてその配分した事業で、自然公園を美しくする会が実際の清掃作業に、契約をして行わせていたという形でございます。

その後、またさらに補助金の、いわゆる少額補助の打ち切りという部分が出てきて、今度は、この3町だけの枠組みでは、さらに補助金がなくなるということで、それではということで、東北海道を美しくする会、釧路、厚岸、琵琶瀬、網走、羅臼という中で1つの組織をつくりまして、そこが、いわゆる事業の母体として補助金を受け、その補助金をさらに支部に來まして、分配して、形の中でもって行っているということでございます。

ちなみに、厚岸町の事業はどういうことが行われているかということ、望洋台のトイレの清掃関係、これに充てているわけございまして、その補助金が厚岸町に入ってきて、その事業をやるために負担金として出ておりますけれども、実際はその負担金、総額100%をもってトイレの清掃業務に当たっているという内容でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 7 時04分休憩

午後 7 時05分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

10番さん、もういいんですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（音喜多委員） 14番さんはないんですか。

●竹田委員 同じことだから。

●委員長（音喜多委員） ないですか。

ほかにございませんか。

ちょっと、それじゃあなければ相談なんですけど、きょうはこの辺で区切りたいと思ひますけど、いいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） それでは、本日の会議はこの程度にとどめ、あすに審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本日の委員会はこれにて閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 7 時06分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 1 6 日

平成21年度各会計予算審査特別委員会

委員長